

官報

號外

大正十五年二月十九日

金曜日

内閣印刷局

第五十一回衆議院議事速記録第十七號

大正十五年二月十八日(木曜日)午後一時十六分開議

議事日程 第十六號

大正十五年二月十八日

午後一時開議

第一 労働組合法案(政府提出)

第二 右議案ノ審査ヲ付託スヘキ委員ノ選舉

第三 東濃鐵道株式會社所屬鐵道買收ノ爲公債發行ニ關スル法律案(政府提出)

第四 右議案ノ審査ヲ付託スヘキ委員ノ選舉

第五 輸出生絲検査法案(政府提出)

第六 右議案ノ審査ヲ付託スヘキ委員ノ選舉

第七 大正十四年法律第四十七號衆議院議員選舉法中改正法律案(鳩山一郎君外八名提出)

第八 漁業法中改正法律案(谷原公君外二名提出)

第九 民事訴訟法中改正法律案(谷原公君外一名提出)

第十 大正十四年法律第四十七號衆議院議員選舉法中改正法律案(望月圭介君外二十二名提出)

第十一 治安警察法中改正法律案(清瀬一郎君外一名提出)

第十二 漁業財團抵當法中改正法律案(中村嘉壽君提出)

議長(粕谷義三君) 諸般ノ報告ヲ致サセマス

[書記官朗讀]

一 政府ヨリ提出セラレタル議案左ノ如シ

輸出生絲検査法案

(以上二月十六日提出)

一 昨十七日若槻内閣總理大臣ヨリ粕谷議長宛大正十二年度國有財産増減總計算書及之ニ添附スヘキ各省ノ同増減報告書並會計検査院検査報告ヲ受領セリ

一 議員ヨリ提出セラレタル議案左ノ如シ

神戶市ニ關スル法律案

提出者 砂田 重政君 齋藤 隆夫君

折原巳一郎君 森田 金藏君

砂糖消費稅法中改正法律案

提出者 禰 苗代君 岩切 重雄君

中村 嘉壽君 前田 兼實君

藏園三四郎君 寺田 市正君

兒玉 實良君 津崎 尙武君

東郷 實君 宣保 成晴君

麓 純義君 神村 吉郎君

大城幸之一君

著作權法中改正法律案

提出者 内ヶ崎作三郎君 有馬 頼寧君

原 夫次郎君 清瀬 一郎君

名古屋市ニ關スル法律案

(以上二月十六日提出)

提出者 田中 善立君 加藤鑠五郎君

横山 一格君

川俣浪江間鐵道建設速成ニ關スル建議案

(以上二月十七日提出)

提出者 大島 要三君 紺野九右衛門君

菅村 太事君 中野 寅吉君

金澤安之助君 比佐 昌平君

佐藤富十郎君 比佐 昌平君

福相鐵道速成ニ關スル建議案

提出者 大島 要三君 紺野九右衛門君

菅村 太事君 中野 寅吉君

金澤安之助君 比佐 昌平君

佐藤富十郎君 比佐 昌平君

福島市ニ關立倉庫設立ニ關スル建議案

提出者 大島 要三君 紺野九右衛門君

菅村 太事君 中野 寅吉君

國有林野不要存置林處分ニ關スル建議案

提出者 大島 要三君 紺野九右衛門君

菅村 太事君 中野 寅吉君

金澤安之助君 比佐 昌平君

佐藤富十郎君 比佐 昌平君

福島市ニ關立倉庫設立ニ關スル建議案

提出者 大島 要三君 紺野九右衛門君

菅村 太事君 中野 寅吉君

金澤安之助君 比佐 昌平君

佐藤富十郎君 比佐 昌平君

泉崎岩沼間改良工事速成並宇都宮福島間

複線工事速成ニ關スル建議案

提出者 大島 要三君 紺野九右衛門君

菅村 太事君 中野 寅吉君

金澤安之助君 比佐 昌平君

佐藤富十郎君 比佐 昌平君

奥羽線福島米澤間電化速成ニ關スル建議案

提出者 大島 要三君 紺野九右衛門君

菅村 太事君 中野 寅吉君

金澤安之助君 比佐 昌平君

佐藤富十郎君 比佐 昌平君

大里廣次郎君 宮崎松次郎君

後藤寺上山田間鐵道敷設ニ關スル建議案

提出者 大里廣次郎君 宮崎松次郎君

福岡市ニ高等師範學校設置ニ關スル建議案

提出者 大里廣次郎君 中野 正剛君

東京帝國大學農學部附屬農業教員養成所

獨立ニ關スル建議案

提出者 山本 慎平君 二木 洵君

政治教育普及ニ關スル建議案

提出者 古林喜代太君 鷺野米太郎君

(以上二月十六日提出)

肥料政策確立ニ關スル建議案

提出者 齋藤勝四郎君 土井 權大君

竹原 樸一君 佐々木長治君

熊谷 巖君 嶋居 哲君

大里廣次郎君 中野 正剛君

宮崎松次郎君

平井光三郎君

加藤十四郎君

河波荒次郎君

有馬 頼寧君

内ヶ崎作三郎君

菅村 太事君 中野 寅吉君

金澤安之助君 比佐 昌平君

佐藤富十郎君

坂東幸太郎君 内ヶ崎作三郎君

山根 儀重君 有馬 頼寧君

長尾篠栗間鐵道速成ニ關スル建議案

提出者 大里廣次郎君 河波荒次郎君

鳥栖臼井間鐵道敷設ニ關スル建議案

提出者 大里廣次郎君 加藤十四郎君

福田 五郎君

敦賀京都間鐵道速成ニ關スル建議案

提出者 平井光三郎君

後藤寺上山田間鐵道敷設ニ關スル建議案

提出者 大里廣次郎君 宮崎松次郎君

大里廣次郎君

宮崎松次郎君

平井光三郎君

加藤十四郎君

河波荒次郎君

有馬 頼寧君

内ヶ崎作三郎君

齋藤勝四郎君

土井 權大君

竹原 樸一君

佐々木長治君

熊谷 巖君

嶋居 哲君

大里廣次郎君

中野 正剛君

宮崎松次郎君

平井光三郎君

加藤十四郎君

河波荒次郎君

有馬 頼寧君

内ヶ崎作三郎君

齋藤勝四郎君

土井 權大君

竹原 樸一君

佐々木長治君

熊谷 巖君

嶋居 哲君

大里廣次郎君

中野 正剛君

官報號外 大正十五年二月十九日(三月二十五日第三種郵便物認可) 衆議院議事速記録第十七號 議長ノ報告 四三三

北海道河川治水工事速進ニ關スル建議案
提出者 神部 爲藏君 一柳仲次郎君
小池 仁郎君 淺川 浩君
山本 厚三君 手代木隆吉君
澤田 利吉君

帶廣區裁判所ニ地方裁判所支部設置ニ關スル建議案
提出者 小池 仁郎君 山本 厚三君
一柳仲次郎君 手代木隆吉君
神部 爲藏君 淺川 浩君
澤田 利吉君

岩内築港速成ニ關スル建議案
提出者 澤田 利吉君 山本 厚三君
一柳仲次郎君 小池 仁郎君
神部 爲藏君 淺川 浩君
手代木隆吉君

無線電信ノ裝置ニ關スル建議案
提出者 小池 仁郎君 山本 厚三君
一柳仲次郎君 神部 爲藏君
澤田 利吉君 手代木隆吉君

稚内築港速成ニ關スル建議案
提出者 淺川 浩君 神部 爲藏君
一柳仲次郎君 手代木隆吉君
小池 仁郎君 澤田 利吉君
山本 厚三君

京濱運河速成ニ關スル建議案
提出者 淺川 浩君 一柳仲次郎君
小池 仁郎君 山本 厚三君
手代木隆吉君 澤田 利吉君
神部 爲藏君

一議員ヨリ提出セラレタル質問主意書左ノ如シ

網紀肅正ニ關スル質問主意書
提出者 丸山 浪彌君
網紀肅正ニ關スル質問主意書
提出者 藤澤萬九郎君 高井 商二君
滋賀縣會ニ於ケル原案執行ニ關スル質問主意書
提出者 藤澤萬九郎君 高井 商二君

肥料政策ニ關スル質問主意書
提出者 土井 權大君
製鐵所ノ經營ニ關スル質問主意書
提出者 岡田伊太郎君 土井 權大君
農村振興ニ關スル質問主意書
提出者 土井 權大君

〔左ノ報告ハ朗讀ヲ經サルモ參照ノ爲茲ニ掲載ス〕
一 去十六日衆議院規則第十五條但書ニ依リ議長ニ於テ議席ヲ左ノ如ク變更セリ
二五二 福田 五郎君
四二四 中野 實君

一 去十六日議長ニ於テ選定シタル委員左ノ如シ
議院法中改正法律案外一件委員
横山金太郎君 高木益太郎君
作間 耕逸君 栗山 博君
富田幸次郎君 平川松太郎君
服部 英明君 斯波 貞吉君
三橋四郎次君 深井 功君
來栖 七郎君 川口 義久君
黒住 成章君 松本 君平君
山口 義一君 岩崎幸治郎君
砂田 重政君 濱田 精藏君
松岡 俊三君 石原正太郎君
則元 由庸君 原 夫次郎君
上原 好雄君 志村清右衛門君
丸山 浪彌君 丹下茂十郎君
林田龜太郎君
健康保險法中改正法律案外一件委員
平野 光雄君 中原徳太郎君

菅原 英伍君 近藤重三郎君
宮崎松次郎君 丸山 五郎君
戸澤民十郎君 近藤 達兒君
佐々木春作君 米原於菟男君
神崎 勳君 安保 庸三君
古林 新治君 多木久米次郎君
富田愿之助君 沼田嘉一郎君
加藤謙五郎君 小屋 光雄君
一 去十六日労働争議調停法案外一件委員河野曉君戸田由美君辭任ニ付其ノ補闕トシテ高橋元四郎君大里廣次郎君ヲ、明治三十八年法律第十七號中改正法律案委員磯部保次君吉村伊助君辭任ニ付其ノ補闕トシテ川口義久君木戸豊吉君ヲ、對支文化事業特別會計法中改正法律案委員關俊吉君辭任ニ付其ノ補闕トシテ神田正雄君ヲ、所得稅法中改正法律案外二十七件委員宮高幹之助君村山喜一郎君辭任ニ付其ノ補闕トシテ原田藤次郎君加藤十四郎君ヲ、關稅定率法中改正法律案委員森島昶君辭任ニ付其ノ補闕トシテ來栖七郎君ヲ執レモ議長ニ於テ選定セリ

○議長(粕谷義三君) 是ヨリ會議ヲ開キマス、御諮り致スコトガアリマス、第四部選出豫算委員柏田忠一君ヨリ辭任ノ申出ガアリマス、許可スルニ御異議アリマセヌカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕
○議長(粕谷義三君) 御異議ナシト認メマス、仍テ許可スルコトニ致シマス、其部ノ諸君ハ速ニ補闕選舉ヲ行ヒ、届出アランコトヲ望ミマス、尙ホ鐵道敷設法中改正法律案ノ委員長ヨリ、本日午後引續キ同委員會開會ノ許可ヲ求メラレマシタ、尙ホ今後本會中ト雖モ、同委員會ヲ開會致シタト云フ申出ガアリマシタ、之ヲ許可スルニ御異議アリマセヌカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕
○議長(粕谷義三君) 御異議ナシト認メマス、仍テ許可スルコトニ致シマス、政府委員ヨリ發言ヲ求メラレマシタ、之ヲ許可致シマス、一 鈴木政府委員

○政府委員(鈴木富士彌君) 一昨日本議場ニ於キマシテ、労働組合法ヲ審議スルニ際シ、有馬君ヨリ内閣總理大臣ニ對シ質問ガゴザイマシタ、然ルニ内閣總理大臣ハ不在デアリマシタカラ、便宜上私ヨリ答辯ヲ致シマシタ、其際議場ガ喧嘩致シマシタカラ、私モ激昂ノ餘リ、最後ニ穩當ナラザル言論ノアツタコトハ深く遺憾ト致シマス、茲ニ之ヲ取消シマス、尙ホ將來モ注意致シタイト思ヒマス(拍手)

○議長(粕谷義三君) 奏豊助君ヨリ(此時發言スル者多シ) 靜肅ニ願ヒマス、一 奏豊助君ヨリ議事進行ニ關シテ發言ヲ求メラレテ居リマス、之ヲ許シマス、一 奏豊助君

〔奏豊助君登壇〕
○奏豊助君 去十六日ノ會議ニ於キマシテ、鈴木政府委員ノ執ラレタル行動ハ洵ニ遺憾ト存ジマシテ、私ハ茲ニ發言ヲ致ス次第デアリマス、本日只今鈴木君ハ此處ニ登ラレテ、陳謝ヲセラレタノデアル(ノウノウ)又ハ「何カノウ」ト呼ヒ發言スル者多シ

○議長(粕谷義三君) 靜肅ニ願ヒマス
○奏豊助君(續) 是ハ此立法ノ府タル帝國議會ノ衆議院、ソレト行政府ノ間ニ於テ最モ嚴重ニ守ラナケレバナラス所ノ秩序ニ關スルコトデアリマス、私ハ鈴木君ガ政府委員トシテ此演壇ニ於テ、而モ議長ノ許可ヲ受ケズシテ演壇ニ登リ、不規則ノ言動ヲサレタコトニ付テ、陳謝ヲセラレマシタコトヲ以テ宜シト致シマスレバ、私ガ茲ニ問ハントスル所ノモノハ、斯ノ如キ政府委員ノ行動ニ對シテ、内閣總理大臣ハ如何ナル處置ヲ執ラレカト云フコトデアリマス(拍手又「ノウ」ト呼ヒ其他發言スル者多シ)

○議長(粕谷義三君) 靜肅ニ
○奏豊助君(續) 是ハ立憲政治ノ歴史ノ上ニ於テ、極メテ重大ナル意義ヲ有スルト云フコトヲ吾々ハ確信致シテ居ルノデアリマス、故ニ鈴木君ノ行動ニ對シテ、内閣總理大臣タル者ハ十分ナル處分ヲ執ラレナケレバナラヌト信ズルノデアルガ、果シテ如何、

○議長(粕谷義三君) 靜肅ニ願ヒマス、仍テ許可スルコトニ致シマス、政府委員ヨリ發言ヲ求メラレマシタ、之ヲ許可致シマス、一 鈴木政府委員

又次ニ將來ニ於テ立法院ト行政府ト、徒ニ斯ノ如キコトニ付テ争ヲ起スト云フコトハ、最モ避ケナケレバナラヌ點デアルガ、政府委員ノ行動ニ對シテ内閣總理大臣ハ、將來如何ナル處置ヲ執ラレ、ノデアルカ、此二點ニ付テ私ハ内閣總理大臣ノ所見ヲ御尋シタイと思ヒマス

〔拍手、又「無用々々」ト呼フ者アリ〕

○國務大臣(若槻禮次郎君) 政府委員ハ極メテ懇切丁寧ニ御答辯ヲ致ス答アルノデアリマス、若シ其事ニ於テ幾分缺ケル所アリシナラバ、甚ダ遺憾ナルコトデアッタノデアリマス、將來共ニ政府委員ヲ戒飭シテ行ク積リデアリマス(拍手)

○奏助助君 議長——議長(此時發言スル者多シ)

○議長(粕谷義三君) 奏助助君(此時發言スル者多シ) 靜肅ニ——奏助助君

〔奏助助君登壇〕

○奏助助君 只今ノ内閣總理大臣ノ御答ニ依リマス、内閣總理大臣ハ去十六日ノ此議場ニ於ケル所ノ鈴木政府委員ノ行動ヲ御有知ナインデアアル、唯、答辯ガ不深切デアルト云フヤウナ問題デハナイノデアアル、即チ鈴木政府委員ガ議長ノ許可ヲ受ケズシテ、此議場ニ登ラタト云フ所ノ大ナル不都合ナル行動デアアル、許可ヲ受ケズシテ演壇ニ登リタルノミナラス、更ニ此議場ニ向テ、全體ニ對シテ馬鹿ト云フ罵詈雑言ヲ發シタデハナイカ、唯、不深切ナル答辯ヲスルトカ、懇口ニ答辯ヲセネバナラヌト云フヤウナ、サウ云フ問題デハナイ、アレダケノ騒ギガ起、タノニ拘ラズ、若槻内閣總理大臣ハ此事實ヲモ認メテ居ラヌト云フコトハ、驚入ッテ話デアアル、若モ其事實ヲ承知シテ居ラテ態トヤテ、態トサウ云フ風ナ答辯ヲ爲サルナラバ、實ニ内閣總理大臣トシテ風上ニモ置ケナイ人間デアアル、更ニ此大ナル立憲政治ヲ汚ス所ノ政府委員ノ行動ニ對シテ、今迄ソレヲ知ラナカッタト云フナラバ、政府委員監督ノ責任アル所ノ内閣總理大臣トシテ、自慢極マレルモノデアアルト私ハ信

ジマス、果シテ内閣總理大臣ハ、此政府委員鈴木君ガ許可ヲ受ケズシテ演壇ニ登リ、竝ニ罵詈雑言ヲ發シタ所ノ事實ニ對シテ、私ノ尋ネタル所ノ監督ノ處分、竝ニ將來ニ對スルノ御考、之ヲ私ハ御尋ネスルノデアリマス、唯、懇切丁寧ニシナケレバナラヌト云フヤウナ問題デハナイ、此點ニ付テモ私ハ答辯ヲ承リタイノデアリマス(拍手)

〔國務大臣若槻禮次郎君登壇〕

○國務大臣(若槻禮次郎君) 鈴木參與官ハ先程此處デ、自ラ自分ノ行動ニ付テノ意思ヲ表示セラレタノデアリマス、私ハ鈴木參與官ニ對シテ將來能ク戒飭シテ置ク積リデアリマス

○議長(粕谷義三君) 横山金太郎君ヨリ議事ノ進行ニ付テ發言ヲ求メラレテ居リマス——横山金太郎君

〔横山金太郎君登壇〕

○横山金太郎君 諸君、議會政治ハ總テ言論政治デアリマス、重要法案ガ上程サレタ際ニ當テ、一議員ノ質問ニ答フベク政府委員方此席ニ參リマシタト云フコトハ、勿論合法的ノコトデアアル、殊ニ質問者ハ之ヲ傾聽スベキ責任ガアルト思フノデアリマス、而モ徒ニ其言論ヲ妨害スル、即チ今日此壇ニ立テ執拗クモ鈴木政府委員ヲ詰責セラレマシタ泰氏ノ如キハ、現ニ政友會ノ院内總務デアリナカガ、其席ニ立テテ手ヲ舉ゲ、手トサウシテ言葉トヲ以テ其言論ヲ妨害致シタデハアリマセヌカ(拍手)斯ノ如クニ致シテ自ラ顧ル所ナク、己ヲ責ムルコト極メテ薄ク、人ヲ責ムルコト極メテ厚ク、而モ執拗ニシテ三四度ノ登壇ニ互リテ之ヲ責ムルト云フコトハ、議會道德ノ上カラ致シテ、泰君ト云フ人ハ、或ハ吾々ノ立場カラ見マシレバ、邪推カハ知レヌカ、寧ろ政治の良心ガ麻痺シテ居ルデハナイカト私ハ思フノデアリマス(拍手)宜シク此際ニ於テ泰氏自ラ反省シテ、鈴木氏ト同ジヤウニ此壇ニ立テ、一、釋明ガアツテ然ルベキデアルト思フ、此點ニ付キマシテ私ハ敢テ申上ダマス、議長ニ於キマシテモ宜シク泰氏ニ向テ、戒飭ノ言葉ヲ與ヘル必要ガアルト

同時ニ、泰氏自ラ此壇ニ立テ、鈴木氏ヨリ以上ニ陳謝ノ言葉ヲ述ブル誠意ガアルヤ否ヤヲ泰氏ニ向テ問フノデアリマス(拍手)

〔發言スル者多ク議場騒然〕

○議長(粕谷義三君) 靜肅ニ願ヒマス——靜肅ニ願ヒマス、只今横山君ヨリ御述ベニナリマシタコトモゴザイマスガ、今重要法案ノ議事ノ前デアリマスカラ、ドウゾ努メテ諸君ノ冷靜ナランコトヲ希望致シマス、而シテ一昨日ノ議場ガ斯ノ如キ喧嘩ヲ來シマシタコトハ、議長ノ頗ル遺憾トスル所デアリマス、而シテ又當時鈴木政府委員ノ執ラレマシタ態度ニ付キマシテモ、只今同君茲ニ御述ニナリ、續イテ又總理大臣ヨリ御述ニナリマシタ通りデアリマシテ、議長ト致シマシテハ、將來政府委員ノ斯ノ如キ行動ハ、嚴ニ御慎ミアランコトヲ希望致シマス——日程ニ入リマス(發言スル者多ク議場騒然) 日程第一、勞働組合法案第一讀會

ノ續、……(議長々々)今ノコトハドウスルニ議長不公平ト呼フ者アリ)既ニ宣告ヲ致シマシタ——日程ニ移リマシタ、勞働組合法案第一讀會ノ續ヲ開キマス

第一 勞働組合法案(政府提出)

〔議長々々〕ドウシタノダ「不公平極マル」ト呼フ者アリ(議場騒然)

○議長(粕谷義三君) 靜肅ニ願ヒマス、山口義一君ヨリ先日ノ質疑ニ對スル政府ノ答辯ニ對シ發言ヲ求メラレテアリマス、此際之ヲ許シマス

〔此時發言スル者アリ議場騒然〕

○議長(粕谷義三君) 靜肅ニ願ヒマス

○山口義一君 此間ノ勞働組合法案ニ對スル私ノ質問ニ對シマシテ、若槻總理大臣ガ御答ニナリマシタル其御答辯ニ對シマシテ、更ニ御尋ヲ致シタイト思フノデアリマス、先ヅ私ハ勞働組合法ト云フモノハ、即チ現在存在スル所ノ幾多ノ勞働團體ヲ、有ノ儘ノ姿ニ其儘認メマシテ、之ヲ法律ニ

依テ確認スルト云フノガ、即チ勞働組合法ノ精神デアラウト思フノデアリマス(拍手)然ルニ此法案ニ依リマスト云フト、一種ノ特別ナル、偏狹ナル鑄型ヲ設ケマシテ、其鑄型ニ當テマラナケレバ勞働組合トハ認めナイト云フコトニ相成テ居ルノデアリマス、此點ニ付テハドウ云フ風ナ御所見ヲ持テ居ラレカト云フコトヲ此間尋ネタノデアリマスガ、其點ニ付テハ總理大臣ハ御答ナカッタカラシテ、茲ニ改メテ御尋致シマスルカ、明瞭ナル御答辯ヲ願ヒタイノデアリマス(拍手)次ニハ勞働組合法ノ目的ハ保護ニアルカ、勞働組合運動ノ保護ヲ目的トスルノカ、或ハ其制限取締ヲ目的トスルノデアリカト云フコトヲ御尋致シマシタ所、總理大臣ハ之ニ對シマシテ、勞働組合法ノ目的ハ即チ保護ニアル、勞働者ト云フ者ハ、一人々々デハ力ガ少イ、孤立者ト云フ者ハ、地位ニ立テ居ルノデアリカラシテ、團結ノ力ニ依テ、即チ共同ノ力ニ依テ其主張ヲ貫徹スルヤウニシナケレバナラナイノデアアルト云フコトヲ、總理大臣ハ仰セニナラシ居ルノデアアル、即チ勞働者ヲ保護スルト云フコト、又勞働者ノ團結ノ力ヲ認メテ居ラレカト云フコトヲ、總理大臣ハ仰セニナラシ居ルノデアアル、口先デ認メテ居ラレカト云フコトニ於テハ、少シモ勞働者ヲ保護スルコトニナラシ居ナイ、又勞働者ノ團結ヲ認メルコトニモナラシ居ナイノデアアル、例ハ茲ニ種々ナル職業ガアツテ、職業ガ同ジデアアルラバ組合ヲ認メテ居ルケレドモ、職業ガ違テ居ルト云フトキニハ、組合ヲ認メナイ、即チ組合ヲ制限致シテ居ルノデアアツテ、壓迫致シテ居ルノデアリマス、又單一組合ハ認メルケレドモ、其單一組合ガ一緒ニナラテ聯合體ニナルト云フトキニハ、是ハ認めナイト云フコトニ相成テ居ルノデアリマスカラ、即チ團結力ガ大キナルト云フコトヲ制限シテ居ル、即チ阻止シテ居ルノデアリマスカラシテ、此法案自體ニ現レテ居

ル所ヲ見マスルト云フト、誰ガ見マシテモ
是ハ保護ニハナクテナイ、團結力ヲ認メルコ
トニハナクテ居ナイノデアリマシテ、總理大
臣ハ自分デハ保護デアアル、或ハ團結力ヲ
認メテ居ルト云ハレマシテモ、即チ此法案
自體ニ於テハ左様ナ事ヲ認メテ居ナイ、即
チ全國ノ勞働者全體ガ之ニ對シテ反對ヲシ
テ居ルト云フ其事實カラ見マシテモ(ノウ
ノウ)拍手)此法案ハ勞働者ノ爲ニナラナイ
ト云フトコトガ分ル、勞働者ノ爲ニ作ラタ法
律案デアリマスカラシテ(此時發言ス
ル者アリ)

○議長(粕谷義三君) 靜肅ニ願ヒマス

○山口義一君(續) 勞働者ノ方ガ喜バナケ
レバナラヌ等ノモノデアアルガ、其却テ勞働
者ガ喜ブ所デアナイ、反對シテ惡法撲滅ノ大
運動ヲ起シテ居ルト云フ事實ガアルノデア
リマス(拍手)デアリマスカラシテ、是ハ客
觀ノ二見マシタナラバ、誰ガ何ト言フテモ
勞働者ノ保護ニナクテ居ナイノデアリマス、
總理大臣ガ之ヲ以テ勞働者ノ保護ト仰シヤ
ルガ、如何ナル點ガ勞働者ノ保護ニナクテ居
ルノカ、具體的ニ明瞭ニ御答辯ヲ願ヒタイ
ノデアリマス(拍手)

〔議長々々〕ト呼ヒ其他發言スル者多
シ

○議長(粕谷義三君) 靜肅ニ願ヒマス

○山口義一君(續) ソレカラ第三ニハ聯合
體ハ事實上認メルノデアアル、法律上ハ認メ
ナイケレドモ、事實上ニ於テハ是ハ認メル
ノデアアルト云フ風ニ言ハレテ居ラル、ケレ
ドモ(發言スル者多シ)

○議長(粕谷義三君) 靜肅ニ願ヒマス

○山口義一君(續) 事實上認メル所ノ此勞
働團體ト、又法律上認メル所ノ勞働團體ト
即チ二種類アルコトニナル、何故ニ斯ノ如
キ區別ヲ設ケラレタノデアアルカ、聯合體ヲ
事實上ニ認メナケレバナラナイモノデアアル
ナラバ、一步進ンデ何ガ故ニ之ヲ法律上認
メナイノデアアルカト云フトコトヲ私ハ御尋致
シタイ(拍手)即チ法律上認メル所ノ此單一
組合、ソレカラ事實上認メル所ノ聯合體ガ、
何ガ故ニ同ジ勞働團體デアアルカ、之ヲ區

別ナサツタノデアアルカ、即チ小サイ所ノ五
十人ナリ六十人、百人位ノ勞働團體デア
タナラバ法律上認メルケレドモ、ソレガ段
段大キクナルト云フト、法律上認メルコト
ガ出来ナイノデアアル、唯事實上ニ於テ之
ヲ認メルノデアアルト云フトコトニナルト、勞
働者ノ團結ノ大キクナルコトハ是ハ制限ヲ
シナケレバナラヌト云フトコトニナルカラ、
是ハ制限ノ法律案ト云フトコトニナル(拍手)
之ニ就テ總理大臣ノ御意見ヲ明ニ御伺シタ
イノデアリマス、ソレカラ第四ハ、總理大
臣ハ憲政會ノ主張ト、此法案ニ現レテ居ル
所ノ其政策トハ、大變ノ相違ガアルデアハナ
イカト云フト私ノ質問ニ對シテ、總理大臣
ハ、ソレハ變テ居ルコトハ變テ居ル(變テ
テ居ル)ノハ、ソレハ時代々々ノ情勢ニ應ジ
テ變テ居ルデアアル、斯ウ云フトコトヲ言ウテ
居ル(其通り)ト呼フ者アリ)ソレハ時代ノ
靜勢ニ應ジテ變ルト云フトコトモ強テ惡イ事
デハゴザイマセヌケレドモ、併ナガラ(發
言スル者アリ)

○議長(粕谷義三君) 靜肅ニ願ヒマス

○山口義一君(續) 變ルトキニハ宜シ
イ方ニ變ラナケレバナラナイノデアアッテ、
惡イ方ニ逆轉シテ變ルト云フノハドウ云フ
譯デアアルカ(拍手)前ニハ善カッタケレドモ
今度ハ惡イ方ニ變ルト云フノハドウ云フ譯
デアアルカ、ソレデハ憲政會ニハ主張ト云フ
モノガ無イコトニナル(拍手)又總理大臣ニ
ハ定見ト云フモノガ無イコトニナツテ來ル、
即チ苟モ一國ノ大政黨ノ主張ト云フモノガ、
ルマデ紫陽花ノ花ノ如ク、七面鳥ノ鳥冠ノ如
クグルグル變テ居ル、サウ云フ風ニ政黨ノ主
張ガ無難作ニ變ルト云フトコトニナリマシテ
ハ、國民ハ政黨政治ニ失望落膽セザルヲ得
ナイコトニナル、何ガ故ニ會テハ立派ナ主
張デアツタ所ノ其主張ヲ(發言スル者多シ)

○議長(粕谷義三君) 靜肅ニ願ヒマス

○山口義一君(續) 一擲シテ斯ノ如キ惡イ
所ノ法律案ヲ出サナケレバナラヌヤウニ相
成タノデアアルカ、其動機ハ何所ニ在ルカ
ト云フトコトニ付テ過日御尋シタノデアリマ
スガ、其點ニ明瞭ナル御答辯ガナイカラ、
更ニ此點ニ付テモ明瞭ナル御答辯ヲ願ヒタ
イノデアリマス(拍手)

○議長(粕谷義三君) 靜肅ニ願ヒマス

○議長(粕谷義三君) 靜肅ニ願ヒマス
マス——靜ニ御聽キヲ願ヒマス、先刻横山
君ノ御發言ニ於テ御述ニナリマシタ終リノ
方ヲ、議長ハ遺憾ナカラ聽漏シマシタ、サ
ウシテ横山君ノ——靜ニ御聽ナサイ、横山
君ノ御要求ハ、先日ノ議場ニ於ケル奏君ノ
行動ニ對シテ、議長ヨリ之ニ警告ヲ與ヘヨ
ト云フ御要求ダサウデス、一昨日ノ議場ノ
如キ喧嘩ヲ來シマシタ場合ニ於キマシテ
ハ、議場動モスレバ諸君ノ中ニ於テ色ミナ
行動ヲ執ラレルコトガ往々アルノデアリマ
ス、併ナガラ議長ハ斯様ナ場合ニ於キマシ
テ、一々誰方ガドウ云フトコトヲ爲サレタ
ト云フトコトヲ認識スルコトハ頗ル至難デアリ
マス、併ナガラ奏君ニシテ只今横山君ノ述
ベラレタル如キ事ガアリト致シマスレバ、是ハ
奏君ニ於テモ將來御注意アラシコトヲ私ハ
茲ニ希望致シマス——若槻内閣總理大臣

(國務大臣若槻禮次郎君登壇)

○國務大臣(若槻禮次郎君) 山口君ノ御質
問ノ第一ハ私能ク伺切レナクタノデアリ
マスガ、私ノ理解シタ所ニ依リマス、現
在既ニ組合ガ出来テ居ルノデアアル、今回提
出シタ組合法ノ如ク職業別ニナクテ居ルト
云フト、現在ノ組合ノモノハ大變ニ此制限
ニ依テ迷惑スルヤウナコトニナルト思フ
ガ、ソレハドウデアアルカト云フヤウナ、言
葉ハ違フヤウデアリマスケレドモ、御趣意
ハサウデアツタヤウニ伺フノデアリマス、
ソレハ法律ノ附則ニ於テ、現在ノ組合ハ一定
ノ期間ニ屆出ラ致シマス、之ヲ認ムルコ
トニナクテ居ルノデアリマスカラ、自然山
口君ノ御疑問ハ氷釋スルコト、思ウノデア
リマス、今回ノ提出案ハ勞働者ノ保護デア
ルト云フケレドモ、組合ノ職業別、又地方別
ニ限リタ以上ハ、大ナル組合ガ出来ナイコ
トニナル、ソレデハ勞働者ガ十分ニ意思ヲ
伸ヘルコトガ出来ナイコトニナル、ト云フ
ヤウナ御考ノヤウデアリマス、私共ノ見ル所
ニ依レバ組合ハ職業別、地方別ニ定メマシ

テ、丁度利害ノ一致シタルモノ、團結ニナ
ルノデアアルカラ、最も適切デアラウウト思
フノデアリマス、而シテ後ニ御答致シマス
ル通り、法律ハ決シテ聯合ヲ禁ジテ居ナイ
ノデアリマスカラ、法人タル組合ガ聯合シ
テ其主張ヲ達シヤレルコトハ、何モ此
法律ニ於テ妨ダラレル所ノモノデアハナイノ
デアリマス、聯合體自身ガ法人ニナクテ居
ラケレドモ、聯合體自身ガ法人ニナクテ居
ラケレドモ、聯合ヲ認メタ言フテモ認メタ
コトニナラヌ、又事實聯合ヲ認メル位ナラ
バ、何故聯合シタモノヲ法人トセナイカト
云フ御尋ノヤウデアリマス、是ハ第一問ニ
御答シ、第二問ニ御答シタ同ジヤウニ、
既ニ利害ノ最も密接ナルモノニ於テ組合ヲ
作ラテ法人ト認メテ、其法人ガ事實ノ聯合
ヲ爲スコトヲ承認シテ參リマスナラバ、強
テ聯合體自身ヲ法人ニ爲サズトモ、能ク其
目的ヲ達シ得ルト認メテ居ルノデアリマス、
最後ノ御質問ノ、憲政會ガ嘗テ議會ニ提出
シタ法律案ト、此度提出シタ法律案トハ違
フ、而シテ今回ノモノハ大ニ退歩シタト云
フ御觀察ノヤウデアリマス、是ハ前總理大
臣ガ先月二十一日ニ當議場ニ於テ方針ヲ說
明致シタ際ニモ申述ベテ居リマスガ、如何
ナル立法ト雖モ國各、其事情ガアル故ニ、
外國ニ例ガアル故ニ必ズ之ニ模倣シナケレ
バナラヌト云フトコトハナイ、國情ニ應ジタ
ル適切ナル立法ヲスルノデアアルト申サレタ
ノデアリマスガ、ソレガ即チ今日ノ時代ニ、
今日ノ狀況ニ最も適應シタル法案ガ只今提
出シテアル法律デアアル、斯ウ云フ趣旨デア
ルノデアリマスカラ、御諒承アラシコトヲ
請ヒマス

○議長(粕谷義三君) 靜肅ニ願ヒマス

○山口義一君(續) 靜肅ニ願ヒマス
○議長(粕谷義三君) 靜肅ニ願ヒマス

○議長(粕谷義三君) 靜肅ニ願ヒマス

○山口義一君(續) 靜肅ニ願ヒマス

○議長(粕谷義三君) 靜肅ニ願ヒマス

○山口義一君(續) 靜肅ニ願ヒマス

○議長(粕谷義三君) 靜肅ニ願ヒマス

更ニ委員會ニ於テ此各條文ニ付テ御尋ヲ致
スト云フコトニ致シマシテ、此質問ハ是テ
打切ルコトニ致シマス

○議長(粕谷義三君) 藏園三四郎君

〔藏園三四郎君發言〕

○藏園三四郎君 先日來當議場ニ於キマシ
テハ、労働立法問題ニ付キマシテ、議員ト
政府ノ間ニ屢々質問應答ヲ重ネテノデアリ
マス、然レドモ多クハ理想問題、若クハ
一ノ假定ニ基クモノデゴザイマシタ、然ル
ニ今ハ労働立法中ノ一部分デハアリマス
レドモ、最モ其重要ナル組合法案ガ只今此
議場ニ横テ居ルノデアリマス、吾々ハ「メ
ス」ヲ揮テ此法案ノ解剖ヲ致シタイト思
フ、而シテ其結果固ヨリ活殺自在ノ權ハ吾
人ノ掌中ニ握ラレテ居ルノデアリマス、過
日有馬君、山口君ヨリ致シマシテ熱心ナル、
而モ悉ク其「ポイント」ニ觸レタル所ノ御質
問ガゴザイマシタ、デ私モ或ハソレト重復
スル點モナイトハ限リマセヌガ、斯ノ如キ
重大ナル法案デゴザイマスカラ、重復ニ
テ復テ重ナルコトモ收メ差支ハナイト思フ
ノデアリマス、併シ私ノ間ハント欲スル所
ハ、此法案ノ眼目トモ云フベキ所ノ二三
付テ御尋ヲ致シタイノデアリマス、先ツ第
一ニ御尋ヲ致シタイノハ、労働組合ノ組織
ニ關シテ御尋ヲ致シタイ、ソレハ本法ノ第
一條ニ明記サレテ居ルノデアリマス、第一
條ニ依リマス、同一ハ類似ノ職業、又
ハ産業ノ労働者ハ本法ニ依リ労働組合ヲ設
立スルコトヲ得ルコト云フ規定デアリマシテ
〔簡單ニヤレト〕呼ビ其他發言スル者アリ
○議長(粕谷義三君) 靜肅ニ願ヒマス

○藏園三四郎君(續) 靜肅ニ願ヒマス

業、即チ同一種類ノ産業、言葉ヲ換ヘテ申シマ
スレハ産業別組織ニ相成テ居ルノデアリマ
ス、所ガ之ニ就キマシテハ先程山口君モ御
質問ニ相成リマシタノデアリマスガ、元來此
労働組合ト云フモノハ、一般労働者ガ其階級
意識ニ覺メテ、而シテ茲ニ結合團結ヲスル
モノデアリマシテ、普通ノ同業組合、又ハ
職業組合ト云フヤウナル共濟的ノモノトハ、
殆ド其範ヲ異ニシテ居ルモノデアル、然ラ

バ其組織ニ於テハ固ヨリ一般労働者ヲ以テ
之ヲ組織スルコト云フコトガ、最モ其組合ノ
本質ニ適ウテ居ルノデアアル、然ルニ先ニ公
表セラレタ所ノ社會局案ナルモノハ、即チ
一般労働者ニ於テ之ヲ組織スルコト云フコト
デアラナクデアリマス、然ルニ本案ニ依テ
見マスト云フト、職業別組織ニ變更サレ
テ居ルノデアアル、職業別組織ハ即チ最モ親
密ナル職業、同業者ノ結合トシテ、其發達
ガ健全ニ出來ルデアラウコト云フ只今ノ總
理大臣ノ御答辯モアリマシタケレドモ、私
共ハ之ニ對シテハ遺憾ナカラザラ直ニ表
スルコトハ出來ヌノデアアル、此同業者ヲ以
テ組織スルコトヲ學說ノ上カラ言ヘバ、即
チ之ヲ縱ノ組合ト申シ、又一般労働者ヲ以
テ組織スルコトヲ横ノ組合ト申シテ居リマ
ス、然ルニ此縦ノ組合ガ第一條ニ明記サレ
テ居ルニモ拘ラズ、何時ノ間ニカ是ガ變更
ヲサレマシテ、即チ第十二條ニ至テ直ニ
是ガ横ノ組合ト變テ居ルノデアアル、諸君、
此本法第一條ヲ見マスト云フト、組合ヲ設
立スルトキ、即チ組合ノ設立其モノニハ同
業即チ職業ヲ同ジウスルコトカ、産業ヲ同ジ
ウスルコト云フ労働者ニ於テ、組織シナケレ
バナラヌトナテ居ルノデアリマスルガ、
然ルニ一旦此組合ヲ設立シ終レバ、茲ニ其
組合員トナルベキモノハ、全ク其業體如何
ヲ問ハズ、又労働者デアルトナイトニ拘ラ
ズ、其組合員トナルト云フコトガ出來ルコ
トハ、是ハ甚ダ自由ナ方法デアリマスカレ
ドモ、此主義ノ上カラ云ヒマスト云フト、
何所ニ主義ガアルカ、殆ド分ラヌノデアアル、
諸君、試ニ第十二條ヲ御覽ナサイ、第十二
條ニ依リマスト云フト、労働組合ノ組合員
トナルコトヲ得ル者ハ即チ左ノ如シト云フ
コトニナテ居リマス、即チ第一原則タル
所ノ、第一條ノ同一ハ類似ノ職業又ハ産
業ノ労働者ニ非ザル者トシテモ左ノ場合ニ於
テ労働組合員トナルコトヲ得ル、第一ニハ
即チ組合ノ役員ニ選任サレタル者、第二ニハ
元ト労働者デアラウ者、職ヲ失ヒ若クハ廢
メテ居ル者デス、第三ニ至テハ甚シイ、
第三ニ至テハ組合ノ總會ニ於テ組合員ト

決議ヲシタル者、即チ加入ヲ許シタル者、斯
ウ云フコトニナテ居ル、即チ労働組合ノ
總會ニ於テ、其決議ニ依テ加入ヲ許サレ
タル者ハ、労働者デアラウガアルマイガ、
又其營業、其産業ヲ同ジウシヤウガセマイ
ガ、之ニハ一ツモ制限ガ定メラレテナイノ
デアアル、シテ見マストレバ、此三號ニ規定サレ
テ居ル者ハ、組合ヲ設立スル當時ニ於テハ
同業者ヲ以テ設立スルノデアアルガ、一旦設
立シ終レバ、最早其組合員トナルベキ者ハ
労働者デアラウガアルマイガ、之ニ加入ス
ルコトガ出來ルコト云フコトニナテ居ル、
而シテ更ニ進ンデ其附則ヲ御覽ナサイ、附
則ノ末項ニ於テハ又更ニ斯ウ云フコトガア
ル、第一條、第十二條ノ規定アルニ拘ラズ、
同一職業又ハ同一産業ノ労働者ニ非ザル者
ヲ以テ労働組合ノ組合員ト爲スコトヲ妨
グヌ、斯ウ云フ規定ガ定メラレテ居リマシテ、
最初ハ縦ノ組合ヲ作り、而シテ是ガ又直ニ
横ニ變テ行クコト云フ仕掛ニナテ居ル、是
ハ結局ドウ云フコトカラ來タモノデアアル
カ、少シモ一定ノ主義ナク一定ノ主張ナキ
斯ノ如キ組合ニナテ居ルノハ、ドウ云フ
次第カト申シマスト云フト、聞ク所ニ依
レバ、政府ニ於テハ鐵道省、商工省、或ハ
陸海軍省其他資本家側ヨリ致シマシテ、此
横ノ一般の労働者ノ組織ニ反對ヲシテ、サ
ウシテ此産業別組織ニ強要サレタ結果デハ
ナイカト云フコトヲ私共ハ考ヘルノデアリ
マス、シテ見マストレバ全ク先程山口君ナド
ガ言ハレタガ、此産業別ト定メタノハ、甚
ダ労働組合ノ本質ヲ著シク害スルモノデア
ルト云ハレタケレドモ、其主張ヲ飽迄本法
ニ於テ貫徹シテ居ルカト思ヘバ、直ニ其主
張ヲ抛テ、一般労働者ガ之ニ加入スルコ
トガ出來ルコト云フコトニ變テ居ルノデア
リマス、サウシテ見マストレバ、私共ハ此縦
ノ組合ガ宜シイカ、横ノ組合ヲ可トスルカ
ト云フ問題ヲ論ズル前ニ於テ、立法者ノ立
前ト致シマシテ、斯ノ如ク組合ヲ組織スル
ト、直ニ其性質ヲ一變スルヤウナ立法ニ對
シテハ、遺憾ナカラ賛成ヲスルコトガ出來
ヌト云フコトニ相成ルノデアリマス、デ此

點ニ於キマシテ、政府ノ意見ヲ伺ヒタイ
ト思フ、次ニハ労働組合ノ目的デアリマ
ス、山口君モ目的ニ付テ質問ヲセラレタ
ノデアリマシタガ、此目的ヲ組合法ニ於テ
制限スルコト云フコトハ、今日ハ聊カ時代ニ
遅レタル觀ガアルノデアリマス、本法ノ第
二條ヲ見マスト、労働組合ハ労働條件ノ
維持、又ハ改善ヲ以テ目的トスル、是ハ宜
シイ、是ハ對外條件トシテ必ズ労働組合ニ
ナケレバナラヌモノデアリマス、所ガ此組
合ノ目的ヲ合法的制限ヲスルコト云フコト
ハ、果シテ善イカ惡イカト申シマスト云
フト、舊來ノ立法例ニ依リマスレバ、固ヨ
リスノ如キ目的ハ法律ヲ以テ制限スルノガ
慣例デアリマス、併ナガラ進歩シタル今日
ニ於テ、殊ニ労働組合ノ成立ニ鑑ミテ見マ
スト云フト、労働組合ト云フモノハ、資
本主義社會組織ノ上ニ於ケル獨特ノ社會性
ヲ有スルモノデアラ、他ノ一般組合ト其
性質ヲ異ニスルモノデアリマスカラ、ドウ
シテモ之ニ對シテ廣キ意味ノ自治の規定ガ
必要デアアル、即チ其目的ノ如キハ、法律ヲ
以テ之ヲ制限スルニシテ、全ク労働
組合ノ自治ニ一任シ、労働組合ノ規約ニ之
ヲ讓テ可ナリト私ハ思ウテ居ルノデア
ル、労働規約ニ之ヲ讓リマシテ、何ノ不都
合ガアリマスカ、又何ノ怖イコトガアリマ
スカ、若シ危険アリ、若シ法律違反ノ廉ア
リ、若シ治安維持上不都合ナ點アリトスレ
バ、一般法規ヲ以テ之ヲ取締ルコトガ出來
ルノデアアル、何ヲ苦ンデ斯ノ如キ小サナ範
圍ノ狭イ組合トシテノ目的ヲ制限スルコト
ガ必要デアアルカ、是等ハ今日進歩シタル立
法ノ上ニ於テハ、組合ノ自治ニ一任シテ可
ナリデアリナイカト云フコトヲ私ハ思フ、政
府ノ之ニ對スル御所見如何、殊ニ茲ニ伺テ
置キタイノハ、此本法ノ第二條ニ制限の規
定ガゴザイマスカレドモ、併ナガラ之ヲ嚴
重ナル制度ト見ルコトハ、恐ラクハ許スマ
イト思フ、何故ト申シマスト云フコトデアリマ
ス、労働條件ノ維持改善ト云フコトデアリマ
ス、労働條件ノ維持改善ノ其目的ヲ
達スル爲ニハ、諸種ノ事業ヲ行フコトガ之

テ置カネバナラヌ、ソコデ若シ是ガ届出ヲ
セナイ労働組合ガアツトキニ於テ、政府ハ
又之ヲ如何ニ處理セラレルカト云フコトガ、
最モ此法律施行ノ際ニ於ケル重要ナル問題
デアリマスルカラ、併セテ是モ御尋ヲ致シ
テ置キマス、次ニハ最後ニ第五ト致シマシ
テ御尋ヲ致サナケレバナラヌモノガアリマ
ス、ソレハ先程カラ段々御尋モアリマシタ、
山口君等ノ熱心ニ御尋ニナツタデアリマス、
此團體交渉權ト申シマスレバ、労働組合ノ
是ハ二大武器デアアル「ストライキ」ト團體交
渉權ト云フモノハ、ドウシテモ組合ニナク
テナラヌモノデアッテ、而モ此二ツガ兩々相
對シテ始メテ其目的ヲ達スル所ノモノデア
ルノデアリマス、然ルニ政府ハ此罷業權ヲ
認メナガラ、即チ「ストライキ」ヲ認容スル
ト云フ觀念ニ立脚ヲ致シテ居リナガラ、此
「ストライキ」ヲ、按排シ、此「ストライキ」
ヲ旨ク治メテ行クト云フ所、此團體交渉
權ト云フモノヲ否認シテ居ラレト云フコ
トハ、是ハ甚ダ跋本義ノ立法ト謂ハナケ
レバナラヌ、デ元來労働組合法ニ於テ此交
渉團體權ト云フモノハ、即チ組合法ノ生命
デアルノデス

〔粕谷議長議長席ヲ退キ、小泉副議長代
リ著席〕

然ルニ此生命ヲ與ヘズシテ、労働組合ヲ作
テ見タ所ガ、ソレハ生命ナキ一個ノ集團タ
ルニ過ギナイモノデアリマス、デ私ハ之ニ
就テ先日來ドウ云フ御答辯ガアルカト云フ
コトヲ興味ヲ以テ見テ居タ、然ルニ一昨日
ノ騒擾裡ニ、政府委員タル所ノ鈴木參事官
ガ出マシテ、彼ノ紛爭裡ニ答辯シタ所ノ其
速記録ナルモノヲ見マシテ茲ニ一ツノ獲物
ヲ得タノデアリマス、ソレハ鈴木君ガ此紛擾
裡ニソレニ對スル答辯ヲ與ヘテ居リマス、
即チ團體交渉權ハ認メヌノデヤナイ、之ヲ
認メル、併ナガラソレハ他ノ單行法ヲ以テ
之ヲ制定スル、斯ウ云フ御答辯ニナツテ居
ル、是ハ總理大臣モ恐ラクハ否定ハナサル
マイト思フ、サウシテ見マスト云フト、政
府ニ於テモ労働組合ニ團體交渉權ヲ附與セ
ナケレバナラヌト云フコトハ、茲ニ御認メ

ニナツテ居ルガ、併ナガラソレハ他ノ法律
ヲ以テ制定セラル、ト云フ御意思ト承ル、
是ハ鈴木君ノ言ハレタノ其儘ホ、テ宜シ
イト思フ、是ニ於テ私ハ總理大臣ニ希望シ、
且ツ御伺フセナケレバナラヌコトハ、今申シ
マシタ通りニ労働組合ノ團體交渉權ト云フ
モノハ、即チ労働組合ノ生命デアリマス、
此生命ヲ労働組合法ニ吹込シテ置クト云
フコトハ、最モ必要デアアルノデアル、今茲ニ
之ヲ認メテ居リナガラ、他日ニ其立法ヲ
讓ルト云フコトハ、如何ニシテモ私ノ理解
ノ行カザル點デアリマス、若シ團體交渉權
ノ運用ニ至リマシテハ宜シク他ノ勅令、或ハ
命令、或ハ他ノ法律ヲ以テセラル、モ可ナリ、
然レドモ今茲ニ組合法ヲ制定スルニ當テ、
其組合ノ眼目、組合ノ生命タル所ノ交渉權
ヲ他日ニ御譲リニナリ、而モ是ト分類シテ
單行法ト爲サレルト云フコトハ、抑、是レ如
何ナル御考デアアルカ、立法ノ體裁カラ見マ
シテモ、私共ハ之ニ承服スルコトハ出來ナ
イノデアル、立法ノ體裁カラ申シマスナラ
バ、成程團體交渉權ヲ他ノ單行法ニ於テ規
定セラレタモノハ、他ニ立法例ハアリマセ
ウ、併ナガラ労働組合法ヲ制定スルニ當
テ、之ヲ他日ニ延シタト云フ立法例ハ、恐
ラク他日ニ之ヲ見ルコトハ出來ヌデアラウ、
サウシテ見マシレバ、何故ニ政府ハ既ニ此
事ヲ認メテ居リナガラ、而モ今此重大ナ
ル、我國始マテ以來ノ此重要ナル労働立
法ヲ議セントスルニ當テ、其肝腎要メノ交
渉權ヲ出シ惜ムト云フコトハ、是ハ甚ダ解
セナイ次第デアリマス、仍テ私ハ之ヲバ他
ノ立法ニ讓ルト云フヤウナコトハ、是ハ立法
ノ甚ダ醜態デアアル、其細則、其細目ニ至
テハ宜シク他ニ讓テ宜シイノデアリマス、
然レドモ此組合ノ生命タル交渉權ハ、只今
之ヲ吹込シテ置カナケレバ相成ラヌ次第デ
アル、即チ組合ヲシテ死物タラシメ、組合
ヲシテ生命無キ一個ノ集團タラシメルト云
フコトハ、折角ノ組合制定、労働立法中ノ
重大ナ此立法ヲ爲スニ當テ、甚ダ缺點デ
アルト私ハ考ヘルノデアリマス、マダ法文
ノ全體ヲ通ジテ、甚ダ遺憾ヲ感ズル點ノ渺

カラヌノデアリマスケレド、餘リ長クナリ
マスカラ、他ノ事ハ他日ニ之ヲ譲リ——委
員會ニ譲リマスガ、只今御質問申上ダタコ
トハ、願クハ詳細ニ御説明下サルコトヲ希
望シマス(拍手)

○副議長(小泉又次郎君) 若槻内閣總理大
臣

〔國務大臣若槻禮次郎君登壇〕

○國務大臣(若槻禮次郎君) 労働組合ノ組
織ノコトニ關シマシテ、第一條デハ職業別、
産業別ニナツテ居ルガ、十一條ニ至テ其産
業ニ關係セナイ者ヲ尚ホ許シテ居ルト云
フノハ、主義ガ一貫セナイデハナイカト云
フ御質問デアリマス、大體ニ於テ今回ハ同
一若クハ類似ノ産業、職業、之ニ從事シテ
居ル者ハ利害關係ガ最モ緊密デアリマス爲
ニ、労働組合ハ其緊密ナル利害關係ヲ有シ
テ居ル者ノ間ニ於テ、之ヲ作ラセルノガ相
當デアアル、斯ウ大體ハ認メタノデアリマ
ス、併ナガラ其事業ニ關係シテ居ナイ者デ
モ、労働者ガ其知識ヲ借リテ組合ノ管理、
若クハ行爲ヲ能ク指導シテ貰ヒタイト云フ
ヤウナ場合ガナイデモアリマセウ、其場合
ニ總テノ者ハ其職業ニ屬シテ居リナイト云
フト、組合員ニナルコトガ出來ナイト云フ
コトニナリマス、組合ハ甚ダ不便ヲ感ズ
ルノデアリマス、原則トシテハ産業別、
職業別ニ致シマシタケレドモ、役員ニ適當
ナル人ガ得タイ、其産業ニ從事シテ居ル者
ノ中ニハ適任者ガ無イ上云フヤウナ場合ニ、
役員ト爲ス爲ニ他ノ人ヲ組合ニ加入セシ
メルト云フコトハ、矢張是ハ認メタ方ガ宜
シイ、又現在ハ労働者デナクテモ、嘗テ其
職業ノ労働ヲシテ居ル者ハ、矢張其知識ナ
リ、利害關係ガ相類似シテ居ルノデアルカ
ラ、是ハ矢張組合員ニ認メタ方ガ宜シイ、
ソレノミナラズ、組合ノ總會デ、アノ人ヲ
入レタ方ガ、其人ノ知識ヲ借リタ方ガ其
組合ノ爲ニハ便利デアアルト見タ者ヲモ、加
入セシメルコトガ出來ヌト云フコトニナリ
マシタデハ、餘リ窮屈デアリマス故ニ、
ソレ故ニ二十二條ニ於テ、役員トナル者、又
ハ嘗テ其職業ニ付テ労働者デアッタ者、又

ハ總會ニ於テ決議シテ加入セシメテ相當
アルトシタ者、ソレダケハ入レテモ宜シイ
ト云フ、第一條ノ規定ニ對スル幾分ノ緩和
ノ規定ヲ設ケテ、實際ノ必要ニ應ジシメタ
次第デアアルノデアリマス、第二ノ御質問ノ
組合ノ目的ハ法律ニ定メヌデ置イテ、組合
自身ノ規則ニ於テ之ヲ定メシメタ方宜イデ
ハナイカ、斯ウ云フ御質問ノヤウデアリマ
ス、然ルニ大體労働組合ト云フノハ、労働
條件ノ維持改善ニ關シテ設ケルノガ、是ガ
組合ヲ設立スル者ノ趣旨デアアルノデアリマ
ス、ソレ故ニ其事ヲ法律ニ規定シテ置クコ
トガ當然デアリマスノミナラズ、此組合ニ
ハ一方ニハ法人ノ資格ヲ與ヘ、而モ其登記
等ニハ、極メテ輕便ナル取扱ニスルト云フ
ヤウナ、法律ガ萬事便利ヲ與ヘテ居ルノデ
アリマス、故ニ其便利ヲ受クル者ハ、如何
ナル者デアアルカト云フコトダケハ、法律ニ
於テ規定シテアルノガ當然デアアルノデアリ
マス、ソレ故ニ是ハ組合ノ規約ニ讓ラズシ
テ、法律ニ規定シタノデアリマス、但シ
共濟事業ハ折角ス様ナ組合ガアリマス以上
組合員ガ之ヲ爲サウト考ヘルナラバ、ソレ
ガ出來ルヤウニシテ置クノガ相當デアアル
斯ウ云フ意味ニ於テ労働條件ノ改善維持
ノ外、共濟事業等ヲ爲スコトガ出來ルコト
ニナツテ居ルノデアリマス、營利行爲ヲ認メ
ナカッタコトハ、先達テモ御答辯致シマシタ
通り、元來此組合ナルモノハ、大體ハ労働
者ノ労働條件ノ改善維持ガ目的デアアルベキ
モノデアリマス、營利行爲等ヲ爲サシ
ムル必要ガナイ、ノミナラズ時ニ依テ營
利行爲ヲ爲シテ、ソレガ爲ニ資本ノ上ニ大
ナル缺陷ヲ生ゼシメタナラバ、即チ面白ク
ナイト考ヘマシタカラ、營利事業ハ認メナ
カッタノデアリマス、唯、新聞ヲ發行スル等
ノ如キモノモ出來ヌカト云フ御尋デアリマ
スガ、ソレハ組合ノ主張ヲ明ニスルガ爲ニ、
之ヲ新聞又ハ雜誌ヲ以テ世ノ中ニ公ニスル
ト云フコトハ、營利事業ト認メマセヌノデ
アリマス、ソレハ労働組合ニ於テ之ヲ
爲シテ差支ナイト云フ考デアリマス、政治
運動ノ費用ヲ支出スルコトヲ許サヤ否ヤ、

總會ノ決議ニ依リテ組合ノ資本ハ之ヲ管理シ、處分スルコトヲ出來ルヤウニナシテ居ルノデアリマス、ソレデアリマスカハ選舉ノ際等ニ於テ、選舉費用ヲ總會デ決議シテ之ヲ支出セントスルナラバ、是ハ決シテ法律デハ禁ジナイ横リデアリマス、但シ勞働組合自身ガ政治組合ニナル譯ニ參リマセマ、政治組合ハ治安警察法ニ基キマシテ、勞働者ハ別ニ之ヲ設ケナケレバナラヌト存ジマスガ、ソレニ對シテ組合ガ組合ノ資金ノ中カラ其費用ヲ支出スル、總會ノ決議ヲ經テ費用ヲ支出スル事柄ハ、法律ハ決シテ之ヲ禁ズルモノデハナイデアリマス、今回ノ法律ハ勞働組合ヲ法人トスルト云テアル、其他ノ法律ニハ多ク、社團法人トミルト斯ウ言フテアルノニ、此法律ニハ社團法人トモナケラネバ、財團法人トモナイ、唯、法人ト書イテアル、ソレハドウ云フ譯デアアルコト云フ御尋デアリマス、勞働組合ハ純然タル公益法人トハ認メテ居リマセヌ、ソレト共ニ又營利法人トモ認メテ居ナイデアリマス、是ハ一種中間ニ位スルモノデアルト存ジマス、ソレ故ニ又法律デモ「法人トス」ト云テ、別ニ社團法人トスルト云フ文字ヲ使用セナカッタ所以デアリマス、聯合組合ヲ法人ト認メナカッタノハドウ云フ譯デアアルカ、斯ウ云フ御尋デアリマス、大體今日ト雖モ、組合ハ職業別デ格ヘテ算ルデアリマス、サウシテ其職業別ニ出來タ組合ガ、聯合會ヲ造テ居ルノデアリマス、而シテ此法律ハ個々ノ勞働者ガ組合ヲ造テ、共同ノカデ自己ノ主張ヲ貫徹スルコトヲ認メヤウト云フデアリマスカラ、組合サヘ法人トシテ認メテ置ケバ、勞働組合ノ目的ヲ達セシムルノハ十分デアール、斯様ニ認メタ次第デアリマシテ、聯合會ニ向テ法人格ヲ認メナカッタノ、唯、ソレダケデアアルデアリマス、固ヨリ法律ヲ制定致シマストキニ、色々調査ハ致シマシタ、御話ニナリマシタ通り、或時ニハ聯合會ニモ法人資格ヲ與ヘヤウトシテ、調査ヲ致シタトキモアルデアリマスガ、十分ナル攻究ノ結果、聯合會ニハ法人資格ヲ

與ヘナイデ宜シト認メマシタ、其結果只今法案ノ提出シタ如キコトニ相成タノデアリマス、尙ホ組合ヲ法人トスルト云フコトヲ、法人トシテモ宜シシ、又法人トセナイデモ宜シトアレバ宜カリサウナモノハ、必ズ法人トスルト云フコトニシタノハ、何ケ理由ガアルノデアラウ、當初ノ案ニハ法人トシテモ法人トセナイデモ宜シト云フ案ヲ捨ヘテ居タコトガ、ソレヲ今回變ヘタノハ、何カ資本家ナドノ強要デモ受ケタノデハナイカト云フ御尋ノヤウデアリマスガ、勞働組合ヲ法人トスルト云フ案ハ、嘗テ憲政會ガ議會ニ提案ヲ致シタ法律案ニハ、左様ニ致シテ居タノデアリマス、必シモ今日ノ政府ノ法案ニ於テノミ、新ニ斯ウ云フ規定ヲ設ケタ譯デアアリマセヌ、法人ト定メテシマフガ宜イカ、或ハドッテモ宜シイヤウニシテ置ケガ宜イカ、是ハ詰リ便宜ノ問題デアリマス、而シテ免三角法人トナシテ居レバ、海ニ權利義務ノ關係ニ於テ便宜デアアル、故ニ寧ろ勞働組合ハ總テ法人トスルトシタ方ガ、組合ノ爲ニ便宜デアアルト考ヘマシタカラ、此度ハ勞働組合ヲ總テ法人トス、斯様ニ致シタ次第デアアルデアリマス、嘗テ憲政會ノ提出シタ法律案ニ於テハ、認可主義ヲ取テ居タガ、此度ハ届出主義ヲ取テ、是ハ大ナル改善デアアル、併ナガラ必ズ届出ナケレバナラヌノデアアルヤ否ヤ、届出ヲ強制シテ居ルヤ否ヤ、届出ナイモノガアッタラバ、ソレハドウ取締ルカ、斯ウ云フ御尋デアリマス、届出ヲ致シマセヌケレバ、法人格ハ與ヘナイデアリマス、併ナガラ届出ヲ致シマセヌデモ、事實勞働者ガ組合ヲ造テ居ルコトハ、政府ハ何等之ニ干渉ハ致シマセヌ、事實ノ組合ハ事實ノ組合デアリマス、但シソレハ法人格ヲ持マセヌケレバ、法人トシテノ便宜ヲ受クルコトハ出來ヌノデアアル、届出デタナラバ法人トナシテ便宜ヲ受ケル、届出ヲシナケレバ事實トシテ唯、ソレハ見テ居ルダケデアッタ、法人トシテノ便宜ヲ受クルコトガ出來ヌ、ソレダケノ差異ガアルノデアリマス、最後ノ御質問

ハ、團體交渉權ト云フモノガ必要デアアルガ、此法律ハ之ヲ規定シテ居ラナイ、ソレガ大變缺點デアアルカノ如キ御論デアッタヤウデアリマス、殊ニ同盟罷業デモシテ、團體交渉スルコトガ出來ヌト云フコトデハ、折角ノ勞働組合ヲ設ケテモ、海ニ精神ガ這入ラヌノデアアルト云ッタヤウ御質問デアッタノデアリマス、同盟罷業ヲ致シマシタ場合ニ、團體交渉致シマスコトハ、ソレハ事實デアリマシテ、ソレヲ決シテ政府ハ干渉スルモノデモ禁止スルモノデモアリマセヌ、何等ノ規定ハナクとも、現在其所ニ勞働組合ガアリマス以上、同盟罷業ガ起レバ、組合ノ理事者ガ必ズ交渉ノ任ニ當ルノデアリマセウ、ソレハ決シテ妨ゲナイノデアリマス、法律ハ何所ニモ禁ジテ居ラナイノデアリマス、唯、團體交渉權ト世間ニ稱シマスモノハ團體交渉シテ定メレバ、個々ノ契約ハ無効ニナルト云フコトニ言フテ團體交渉權ノ實行、斯ウ云フコトニ言フテ居ルヤウデアリマス、ソレデアリマス、ソレハ二規定スベキモノデアアッタ、ソレハ一ツト立憲法トシテ別ノ法規定ムベキ事デアアルト考ヘテ居ルノデアリマス、ソレデ政府ハ他日別ノ法規定ニ於テ、團體協約ノ事ハ何レ規定シナケレバナラヌト存ジマスガ、此勞働組合法中ニ規定シテ置ケ必要ハナイトシテ、之ヲ定メナカッタノデアリマス、而シテ團體協約ハ、別ノ法規ヲ以テ規定シテ居ルコトハ、外國ニ多ク其實例ノアルコトハ、藏園君ノ御承知ノ通りデアラウト存ジマス

〔藏園三四郎君登壇〕

○藏園三四郎君 大體ニ於テ私ハ了解スルモノモアリマス、唯、一ツモウ少シ御尋ヲ致シテ置キタイノハ、此職業別組合、職業別組合ト云フモノハ即チ同業者ガ相團結シテ最モ親密ニ、最モ健全ニ發達スルモノト認メタカラ斯ウ云フモノニシタ、斯ウ云フ御説デアリマス、成程此勞働組合ノ結局歸結スル所ハ、同業者相團結スルト云フ所ニ落チテ行クヤウデアアル、例ヘバ英國ノ全國勞働總同盟ノ如キ、又日本ノ總同盟ノ如キ、何レモ各種各様ノ團體ガ相集テ、サウシテ此總同盟ノ設立ヲ致シテ居リマスルケレドモ、曰ワ經ルニ從テ、段々ニ同業者相團結スルト云フヤウニ、分解作用ヲ起シテ行キツ、アルコトハ、是ハ私モ認メルノデアリマス、併ナガラ斯様ニ段々ニ分解作用ヲ行ツテ、サウシテ同業團結ニ歸著スルト云フコトガ自然デアリマスナラバ、何モ一般ノニ之ヲ許シテ置イテ、サウシテ自然ノ發達ニ委シテ置イテモ、敢テ差支ハナイト思フ、然ルニ此一般ノ、即チ横ノ組合ヲ絕對ニ之ヲ法案ニ於テ禁止シテ、サウシテ直ニ其歸著スル所ニ歸著セシメヤウト云フコトハ、是ハ甚ダ組合ノ自由及組合ノ自然ノ發達ヲ阻礙スルモノデハナイカト云フコトヲ私ハ考ヘルノデアアル、殊ニ政府ノ此法案ヲ見マスルコト云フバ、是ガ職業的ニ全ク一貫シテ居ルナラバ宜シイ、然レドモ其許サレタル所ノ例外ガ寧ろ原則ニナラシマシマシタ、從來ノ社會局案ニ依リマス上云フト、勞働者十人以上ノ者ガ、勞働組合ヲ設立スル、斯ウ云フコトニナシテ居リマシタ、デアリマス、上ノ團體デアアルノデアリマス、然ルニ本案ヲ見マスレバ、其組合ノ設立ノ數ニ限リガナイ、數ニ是ガ限リガナイトスル以上ハ、二人以上ハ即チ常識ヲ以テ之ヲ團體ト見テ宜シイノデアアル、サウシテ見マスレバ、組合ヲ設立スルノハ二人デ之ヲ設立ラスル、而モソレハ同業者デナケレバナラヌ、而シテ設立シ終レバ、即チ第十二條ニ依テドシテ之ヲ解散スルコトヲ規定スルコト云フモノハ、此第一條ノ原則ヲ果シテ固執スル必要ガ何所ニ在リマスカ、何ニシテモ是ハ同業者若クハ同一産業ト云フコトニ固執ヲシナケレバナラヌ、即チ之ヲ原則ニ立テナケレバナラヌト云フコトハ、毫モ私共ハ了解スルコトハ出來ヌ、寧ろ初ヨリ之ヲ撤回致シマシテ、社會局案ノ如ク、即チ一般勞働者ノ知識階級ニ之ヲ一任シテ敢テ可ナルモノデアナイカト思フノデアリマス、今茲

ニ出來上ツテ組合デハ、寧ろ横ノ方ノ關係ガ
多ク編入サレテ行クノデアリマス、サウ云
フ法律ヲ制定シテ、而モ組合ガ設立サレ、
バ、直ニソレガ法律ノ精神ニ反シテ横ノ組
合ニ一變スル、變化スル、之ヲ認ムルト云フ
コトハ、立法上ノ大缺陷デアルト私ハ思フ
ノデアリマス、此點ヲモウ一度伺フテ組合カ
ケレバナラヌ、政府ハ初ハ即チ横ノ組合ヲ
認メテ、サウシテ今度ハ縦ノ組合ヲ原則ト
シテ、而シテ又十二條ニ行フテ横ニ是ガ轉
ガツテ來テ居ル、斯ウ云フ風ニ縦ニナリ横ニ
ナリ、マルデ達磨ノ遊戯ノヤウナモノデア
ル、元來物ハ折衷スル時ハ折衷シテ宜シイ、
私ハ折衷說ニ必シモ反對デハナイ、併ナガ
ラ此折衷ハ即チ政府ノ内部ノ不統一ヨリ起
ルモノ、或ハ資本家側ノ強要ニ出ツルモノ
デアルト云フ私ハ考ヘルノデアル、サウシ
テ見マスレバ、何モ政府ガ之ヲ苦シデ、サ
ウシテ斯ウ云フ性質ノ曖昧ナルモノヲ作ル
ト云フコトハ、立法上ノ一大恥辱デアルト
私ハ思フ(ノウ)鶴ノ脚長シト雖モ之ヲ
鴨ノ脚ニ取ツテ附ケルコトハ出來ヌ、鴨ニモ
ナラナケレバ鶴ニモナラナイヤウナ法案
ガ、立法上ノ重大缺點デアルト云フコトヲ
私ハ一言シテ已マヌ者デアリマス(拍手)

○國務大臣(若槻禮次郎君) 第一條ハ原則
デアリ、第十二條ハ例外デアルト云フコト
ハ申上ゲルマデモナイノデアリマス、而
シテ其原則ノ場合ニ、唯一人デ組合ヲ作
ルト云フヤウナ、極端ナ場合ヲ御想像ニナ
シテ、サウシテ其結果ヲ只今御指摘ニナ
シテ、サウアリマスルガ、極端ノ場合ヲ舉ゲタ
ラサウ云フコトモアリマセウ、併シ大體ヲ違
觀シテ見タナラバ、第一條ノ原則ニハ多數
ナ者ガ居テ、第十二條ノ例外ハ全ク其人ノ
知識ヲ利用シタリト云フダケノ者ガ加ハ
ルト云フ結果ニナルコトハ、法律全體カラ御
覽ニナリマシテ、又世間一般ニ現レテ居ル
理想カラ御考ニナリマス云フト、大抵御
分リニナラウト思フノデアリマス、其上カ
ラ申上ゲマセバ、第一條ト第十二條デ、
決シテ縦ノモノガ直ニ横ニナルト云フヤウ

ナ變化ヲ呈スル程ノモノデナイト云フコト
ハ、自ラ明瞭ニナルト思フノデアリマス(拍
手)

○副議長(小泉又次郎君) 原惣兵衛君
〔原惣兵衛君登壇〕

○原惣兵衛君 私人内務大臣ニ先ツ第一點
ト致シマシテ、此労働法案ナルモノ、立場
ガ如何ナル立場ヲ御取リニナラカト云フ
コトヲ御聽キ申シテ見タリト思フノデアリ
マス、凡ソ此労働組合法ナルモノ、立法ノ
立場ハ二ツノ労働組合法ナルモノ、一ツハ
業助長ヲ中心ト致シマシテ、何所迄モ一ツ
ノ經濟的ニ現在ノ資本制度ヲ中心トシテ産
業ヲ助長スルト云フ目的カラ出マシテ、ソ
レカラ舊式ノ思想家ガ労働團體、即チ労働
者ヲ團結セシメルト云フコトハ、國家ノ産
業ヲ非常ニ阻止スルモノデアアル、斯様ニ解
シマシテ何所迄モ資本主義主義ニ基キテ、
資本家ノ擁護ト云フ立場カラ労働者ヲ取締
ルト云フヤウナ意味カラ、労働組合法ヲ制定
シヤウト云フ一ツノ立場ガアルノデアリマ
ス、今一ツハ此國民自由權ノ保障ト云フ立
場カラ、労働組合法ヲ設置シナケレバナラヌ
ト云フ點デアリマス、即チ憲法第二十九條
ニ依リマシテハ、吾々ハ言論著作ノ自由ガ消
極的ニ保障セラレテ居ルノデアリマス、併
ナガラ是デハイケナイ、現在ノ社會ニ於テ
下級ノ労働者ノ地位ヲ積極的ニ保障シ
テ、何所迄モ組合ヲ公認シテ、サウシテ保
護シナケレバナラヌ、即チ憲法二十九條ノ
消極的ニ保障ヲ積極的ニ公認シテ、労働者
ノ自由ナル立場ヲ保障シテヤラナケレバ
ラヌト云フノガ、即チ國民ノ自由權保障ノ
立場ノ、所謂労働組合法ノ立案デアリマス、
私ハ此兩者ノ中ニ於テ、果シテ内務大臣ハ
何レノ立場カラ此組合ヲ御設置ニナラカ
ト云フアルカ、即チ前者ノ立場カラ云ハ
所謂取締法デアリマス、後者ノ方カラ云ハ
バ所謂組合法デアリマス、首相ノ御説明ニ
依リマス云フト、協同一致シテヤラナケ
レバナラヌカラ、資本家モ労働者モ共ニ救
濟セナケレバナラヌ、サウシテ協同ニヤテ
實ハナケレバナラヌノデアアルカラ、其意味

ニ於テ此労働組合法案ヲ提出シタノデア
ルト仰セニナリマシタガ、私等凡ソ此労働
組合法ナルモノハ吾々法律哲學カラ云フ、
即チ國アレバ法アリト云フ一般ノ法規ト
異リマシテ、社會ノ進歩ト吾々ノ雇傭契約
ノ自由ノ個人ノ立場カラ進んで、團體權
ヲテ、團體ノ制限、之ニ進んで來テ、労働
組合法ヲ認メナケレバナラヌト云フ立場
於キマシテハ、ドウ致シマシテモ労働者ノ
地位ト即チ資本家ノ地位ト云フモノハ、全
ク利益ガ相反スルノデアリマス、デアリマ
スカラ利益ガ相反スル時ニ於テ労働組合法ヲ制
定スルト云フコトハ、何所迄モ労働者ノ擁
護ノ上デナケレバ所謂意味ヲ成サナイノデ
アリマス、ソレニ若槻内務大臣ノ言ノ如ク、
兩者ヲ救済スルノデアルト云フヤウナコト
ナラバ、所謂主義ガ明ニナラヌト共ニ、即
チ此生産スル時ニ於ケル労働者ノ人的條
件、ソレカラ資本、資本家ト云フモノハ、
何所マデモ労働者ガ資本家ト同等ノ地位權
利ヲ認メテ呉レト云フコトガ、所謂労働法
ノ骨子デアッタナラバ、兩者ヲ救済スルト云
フコトハ、マダ若槻内務大臣ハ本當ノ立法
ノ精神ガ御分リニナラヌト云フコトハ、
アル、此點ニ付キマシテ、果シテ若槻内務
大臣ハ何所マデモ取締法デアナイ、労働擁護
法デアアル、労働組合法タル團體ヲ擁護シ
テ居ルノデアルト云フコトハ、何レヲ御取
ニナラヌレレカト云フコトヲ第一點ニ於
テ御伺スルノデアリマス、第二點ニ於キマ
シテハ、労働團體ハ果シテ之ニ賛成シテ居
ルノデアルト云フ點デアリマス、全國ノ
労働團體ガ反對シタコトハ勿論デアリマス
ガ、恐ラク若槻内務大臣ハ御答ニナルデア
リマセウ、ソレハ労働組合法全體ガ反對シ
テ居ルカ知ラヌケレドモ、其組合以外ノ者ハ
又本案ニ賛成シテ居ル者ガ無キニシモアラ
ズデアルト云フ御答ガアルカモ分リマセヌ
ガ、私等ハ先ニ申シマシタ通り、資本家ト
労働者ヲ共ニ救済シテ行クト云フヤウナコ
トハ、決シテ出來得ナイノデアリマスカラ、
ソコデ先ツ昨年ノ八月ニ立チマシタ社會局
法案ト云フモノニハ、資本家ハ一齊ニ之ニ

反對ヲシタノデアリマス、然ルニ今度行政
調査會ニ持テ行クテ出來上リマシタ労働法
其モノハ、今度ハ其大ナル反對ノ資本家ガ
一齊ニ聲ヲ潜メテシマツタ、忽然ト何所カ
影ヲ潜メテシマツテ、此反對ノ労働組合、全國
ノ労働者ノ反對ガ勃然ト起テ來タノデア
リマス、私ハ此労働者ノ非常ニ大ナル反對
コトニ於テハ、吾々最モ憂慮スベキ所ハ、結
局労働者ニ對スル所ノ一ツノ壓迫ニナリハ
シナイカト云フコトデアリマス、過般ノ銀
座ニ於ケル所ノ暴行事件ガ協同會館カラ出
來ル前ニ、四日ニ神田ノ青年會館デ原因ヲ發
シタノデアリマス、諸君、神田ノ錦町署ノ署
長ハ最モ頑冥ニシマシテ、其時ノ労働者ノ演
說ハ何所マデモ現在ノ此労働組合法ノ原因
ヲ成シタ連中等ガ、神田ノ青年會館ニ於テ演
說ヲシタノヲ、悉ク一言一句モ言ハセズニ
壓迫シテ、皆檢束シタノデアリマス、サウ
シテ其傍聽者ノ一人ガ進んで手ヲ叩イタラ、
是モ亦檢束シテシマツタ、其翌日ガ即チ芝
ノ協同會館ノ問題ニナラヌノデアリマス、ソ
コデ散會ヲ命ゼラレルト同時ニ、直ニ是ガ
隊ヲ成シテ、所謂労働旗ノ棒切レガ今や變
テ、五六寸ノ直徑アル所ノ幅ニナツテ、是
ガ銀座ニ現レタノデアリマス、サウシテ遂
ニ白晝公々然トシテカラニ、此東京市ノ銀
座ニ對スルアルノ大暴行ト爲タノデアリ
マス、是レ即チ労働者ガ反對シテ居リマシ
タニ拘ラズ、斯ウ云フ法規ヲ制定スルト
云フコトニナラヌナラバ、所謂政府ハ危險
思想ノ醸造所ニナリハシナイカト吾々ハ思フ
ノデアアル、願クハ労働團體ハ果シテ反
對シテ居ルカ居ナイカ、ソレカラ進んで此
労働法ヲ制定スルコトニ依ツテ、所謂労働
者ノ壓迫ニナリハシナイカト云フ點ヲ、第
二點ニ御伺シタリノデアリマス、第三點ニ
於キマシテハ、此労働者保護ノ大精神ノ立場
カラ、之ヲ制定セナケレバナラヌノデアリ
マスカ、私ハ労働組織ノ根本原則ト云フコ
トハ、何所マデモ個人ノ自由意思ニ基ク
ト云フ立場カラ、是ガ進んで團體ニ行ツテ、

官報號外 大正十五年二月十九日 衆議院議事速記第十七號 労働組合法案 第一讀會(前會ノ續)

四四一

團體ノ制限ニナツテ、團體員ノ力ニナツテ進んで行く所ノ雇傭契約デ、憲法ニモ民法ニモ認メテアル自由ト云フコトハ、形式上ノ自由デアリマス、實際ハ資本家ガ有ユル場合ニ於テ資本ノ力デ制限スルカラ、ソレデハ勞働者ガ堪ラナイカラ、何所マデモ之ヲ集メテ、一ツノ團體ノ力ニ依ッテ、個人ノ自由ガ團體ニ移タトキニ於テ、團體ハ一ツノ制限ヲシテ行ク、所謂制限シテ、團體ノ力デ資本家ニ對立シナケレバナラナイト云フコトニナルデアリマス、隨テ勞働組合ハ、所謂資本主義制度ノ現在ノ經濟組織ニ於ケル必然ノ產物デアアルデアリマス、ソレデアリマスルカラ、吾々ハ何所マデモ此現在ノ政府ガ勞働組合法ヲ設ケル以上ハ、現在存スル所ノ、社會ニ實在スル此狀態ヲ現實ニ認識シテ、サウシテ勞働者ニ一定ノ方向ヲ正確ニ意識セシメ、是ガ成長ニ保障ヲ與ヘナケレバ、所謂勞働組合法ト云フモノ、存在ノ意義ハ何等ナイト思フデアリマス、ソレデアリマスルカラ、願クハ内務大臣ハ、本當ニ勞働組合ト云フ團體ヲ御認メニナルト云フ御意思ハ、過日來本員等ノ質問ニ對シテ御答辯ニ依ッテ見マス、本當ニ御意思ガアルヤウニモ見受ケラレヌデアリマス、若モ此御誠意ガナカッタナラバ、本案ハ撤回サレテハ如何デアアルカト思フデアリマス、其次ニ勞働協約權ト云フ問題ハ、各人ガ言ヒマシタガ、此點ニ付テ一體此第十四條ニ於キマシテ組合ヲ設ケテ勞働者ヲ保護スル、此組合法ニ依ッテ何ヲ保護シテ居ルノデアアルカ、此效果ガ何所ニ在ルノカト問イタナラバ、内務大臣ハ必ズ此十四條ヲ御出シニナツテ、是ガ組合ニ對スル最モ正シイ一ツノ利益ヲ與ヘルノデアアル、即チ雇傭者ガ勞働者ニ對シテ、勞働組合ノ組合員タルノ故ヲ以テ爲シタル解雇ノ意思表示ハ之ヲ無効トス、此規定ガアルカラ是ガ即チ勞働組合法人トナツタトキニ於テ、法人トナツタラ此組合ノ效果ガアルノダカラ、ソコデ此十四條ト云フモノデ、組合員ニ勞働組合トシテ十分ニ效果ヲ與ヘテ居ルノデアアルト仰セニナルカ知レマ

セヌガ、一體先程カラ若槻内務大臣ハ、勞働ノ聯合團體ハ事實上認メテアル、斯様ニ仰セラレマシタ、併ナガラ組合法ノ規定ニ依ッテ受クル效果ガ十四條デアルト御考ニナツタナラバ、吾々ハ非常ニ意義ヲ成サナイ規定デアルト思フデアリマス、其理由ハ斯ウ云フ場合ニ於テ、資本家ガ前ハイケナイカラ解雇スルト言フ場合ニ、解雇セラレルト致シマス、併ナガラ解雇セラレタ所ノ勞働者ニハ、如何ナル效果ガアルカト云フコトヲ、無効デアルト言フ所ガ、實際上無効ノ意義ヲ成サナイデアリマス、隨テ是ハドウシテモ裁判所ヘ訴ヘナケレバナラヌ、勞働組合ノ組合員タルノ故ヲ以テ解雇スルト云フ解雇ノ意思表示ハ無効デアルト云フコトヲ、裁判所ヘ無効確認ノ訴出ナケレバナラヌ、而モ勞働者ハ原告ノ立場デアリマスカラ、解雇セラレタル立證責任モ亦勞働者ガ負ハナケレバナラナイ、斯様ナコトヲ貧乏人ノ勞働者ガ、救助ノ方法デモ設ケテ呉レ、バ率知ラズ、ドウシテ斯ウ云フヤウノ費用ガアルマスカ、全ク此一箇條ノ規定ヲ以テ、我レ勞働組合法ヲ制定シテ組合員ニ保護ヲ與ヘルナドトハ、驚入タルコトデアアル(拍手)而モ此勞働協約權ノ問題デアリマス、政府ハ別法ヲ以テカラニ、此勞働協約權ト云フモノヲ認メル、若クハ勞働團體交渉權、ドナラデモ宜イデアリマシタガ、是ヲ認メルト云フコトヲ仰セニナリマシタガ、私ニ言ハシメタナラバ、所謂勞働者ノ唯一ノ保護ハ斯様ナ十四條ノ規定デナクシテ、先刻カラ先華ガ言フタ如ク、何所マデモ此協約權ヲ除イテカラニ、所謂團體ヲ保障スルト云フコトハ無イデアリマス、此協約權上云フコト、組合法ト云フ規定ハ、不可分ノ規定デアアル、殊ニ獨逸ノヤウナ國ニ於テハ組合法ガ無クテ協約權ヲ認メテ居ル、其協約權ノ中ニ組合ニ關スル規定ガ二條カ三條置イテアルダケデアリマス、ソレ澤山デアリマス、ソレニ拘ラズ協約權ト云フモノヲ除ケテ組合法ヲ設ケテ、而モ勞働者ヲ保護致スト言ウタ所ガ、全く意味ヲ

成サヌノデアリマス、ソレデアリマスカラ勞働組合法ハ協約權ヲ除イテ勞働組合法無シ、言換レバ協約權ノ無イ所ノ勞働組合レバナラヌ(拍手)私等ハ若モ内務大臣ガ本當ニ勞働者保護ノ意味カラ組合法ヲ御出シニナル御意思ガナカッタナラバ、是ハ御止メニナツテ置イタガ宜カッタラウト思ヒマス、ソレハ何故カト言ヘバ、此獨逸ニ於ケル治安警察法ノ第十七條ニ相當致シマスル獨逸ノ組合法、產業條例ノ第五十三條ヲ撤廢シタトキハ、斯ウ云フ徑路ヲ以テ獨逸ガ始メテ勞働協約權ヲ認メテ、本當ニ勞働者ノ地位ヲ保障スル、積極的ニ出テ居ル徑路ヲ持ッテ居リマス、ソレハ千九百十八年ノ五月ニ始メテ團結權ヲ制限スル法規ノ撤廢ヲ致シタノデアリマス、千九百十八年ノ人民委員會ニ於キマシマス、其十一月十五日ニ獨逸ノ全國ノ資本家勞働者ガ集リマシテ、サウシテ平等ノ權利及地位ヲ認メルヤウナ申合ヲシタノデアリマス、即チ有名ナ「アルバイト」ゲブデンハイト」勞働組合ノ申合ト云フ有名ナ資本家ト勞働者ノ本當ノ理解ニ依ッテ、獨逸ノ勞働組合法ガ出來タノデアリマス、然ルニ拘ラズ我ガ日本ノ勞働組合ハ、全國ノ勞働者ノ反對ガアルニ拘ラズ、而モ理解モナク意識モナク、此反抗ノ中ニ此組合法ヲ制定スルト云フコトハ、所謂時代ヲ見ザル所ノ勞働組合法デアルト吾々ハ言ハナケレバナラヌ、願クハ之ニ就テ本當ニ勞働者保護ノ上カラ見テ、勞働ノ協約權ヲ一體別法ニシテ御出シナサルト云フ御意思ガアル以上ハ、是ヲ先ヅ第一ニ御出シニナツテ、ソレカラ組合法ヲ御出シニナツタラ十分デアリマスカ、別ニ單行法ニ依ッテ之ヲ出スト云フ御意思ヲ今藏園君ノ質問ニ對スル答辯トシテ御答ニナリマシタガ、一體何時カラ御出シニナルノデアアルカ、之ヲモ尙ホ進ンデ御聽シテ置キタイト思フデアリマス、最後ニ私ハ御尋致シタイ、鐵道大臣ニモ一寸御尋致シタイノデアリマス——ソレカラ此勞働者ノ意義デアリマス、我國ニ於ケル勞働者ト云フモノハドンナモノカ、私

ハ詳細ハ委員會テ御尋致シタイ積リデアリマスガ、最モ吾々ニ取ッテ勞働者ノ意義ハ興味アル問題ト思フテ、私ハ御答ヲ待ツ次第デアリマスガ、我が國法上ニ於キマシテ商法、工場法或ハ鑛業法、或ハ海上法ニ於キマシテ、職工、坑夫、海員ナドニ於テ色ニ勞働者ノ定義ガ切ッテアリマスガ、此勞働立法ニ於テ勞働者ガ如何ナルモノデアルト云フ定義ガ、少クトモ消極的ニデモ御提議ガアルベキデアアルガ、勞働者ト云フモノハ何ニモ書イテナイ、唯「勞働組合」ト云フデアリマスカラ、吾々ハ甚ダ勞働者ノ意義ニ迷フ者デアリマス、即チ筋肉勞働者以外ノ日傭人「アングラステル」ト云ヒマス、銀行員デアアルトカ、事務員デアアルトカ、新聞記者ト云フヤウナ精神勞働ト共ニ雇ハレル人、是ハ果シテ勞働者デアアルヤ否ヤ、ソレカラ鐵道從業員通信ノ從業員、陸海軍ノ職工、ソレ等ハ官吏ト勞働者ノ區別ハ何所ニ在ルノデアアルカ、ソレカラ學校ノ教師「オーグストラ」ノ「メンバー」、俳優道具方果シテ是等ハドノ程度デ勞働者ノ意義ニ嵌マルノデアアルカ、俳優トカ舞臺方ハ一體ドウシテ勞働組合ニナルルカ、ナレヌカト云フ重大ナ事ガアリマスカラ聽キタイノデアリマス、下女、下男、玄關番、ソレカラ執事、三太夫、果シテ是ガ勞働者デアアルヤ否ヤ、ソレカラ番頭、手代殊ニ見習小僧ハ勞働者デアアルヤ否ヤ、工場法ノ徒弟ハ此組合員トナルコトヲ得ルヤ否ヤ、妻タル勞働者ガ獨立シテ、此夫ト獨立シテ組合員トナルルカ、否ヤ此點ヲ御聽シタイノデアリマス、ソレカラ組合員ニナルニハ年齢ニ制限ガ有ルノカ無イノカ、何ニモ書イテ居リマセヌカラ、是モ併セテ質問スル次第デアリマス、鐵道大臣ガオホデニナリマセヌカラ、何レ詳シイ事ハ委員會ニ於テ「二十一箇條」互ニ質問致シタイト思ヒマス、之ヲ以テ詳細ナル御答辯ヲ願ヒマス(拍手)

○國務大臣(若槻禮次郎君登壇) 原君ハ勞働組合法ハ勞働者ノ取締ノ爲デアアルヤ、保護ノ爲デアアルヤト云フ御質問デアリマス、第一

點ハ一是ハ先達來屢述ヘテ居リマス、組合法ヲ作テ協同ノカデ彼等ノ労働條件ノ維持改善ヲ爲スコトノ出來得ルコトニ爲スト云フノハ、保護ニアラズシテ何ゾヤト申シタイノデアリマス、全ク労働者保護ノ目的ニ出テ居ルノデアリマス、唯、如何ニ労働者保護ノ目的ニ出テ居ル法律ト雖モ、労働者ガ協同ノ力ニ依テ労働條件ノ維持改善ヲ圖ルニ付テハ、餘程國情ニ應ジテ労働者ナケレバイケヌノデアリマス、法律ノ中ニ其點ガ所々ニ規定ノアル所以デアリマス、決シテ取締法ハナイノデアリマス、労働者ガ此法案ヲ賛成シテ居ルヤ否ヤ、労働者中ニハ此法案ニ反對シテ居ル者モアルヤウデアリマス、併ナガラ其間ニハ誤解ニ出テ居ル者モアルノデアリマス、能ク法律ノ意味ガ明ニナリマシタナラバ、彼等ハ必ズ賛成スルト思フノデアリマス(拍手)今日ノ資本家ト労働者ノ状態ガ、個々ニ於テハ競争スベキ状態デナイ、契約ノ自由ト云フテレドモ、唯、形式的ノ契約ノ自由デハイケナイ、事實ニ於テ労働者ノ希望ノ徹底スルヤウナ契約ヲ爲サシメナケレバ、労働者ノ自由ヲ保護シテコトニナラヌト思フガ、此法律ハ其趣旨ニ適テ居ナイヤウト思フカラ、撤回シタラドウト云フ御質問デアリマス、私ハ此法律ハ労働者ガ原君ノ所謂事實上ノ自由ノ契約ヲ結ブヤウナ機會ヲ得ルガ爲ニ、組合ヲ造ラシメルノデアリマスカラ、洵ニ現狀ニ適シタル法律案デアルト思ヒマス、決シテ撤回スル考ハアリマセヌ、ソレカラ此法律案ノ第十四條ニ依ルト云フト、労働組合ニ加入シタル故ヲ以テ之ヲ解雇スレバ、其解雇スルト云フ事柄ハ無効デアルト云フ規定ニナツテ居ルガ、ソレ位ノ事デ労働者保護ノ目的ヲ達スルヤ否ヤ、此第十四條ノミガ労働者保護ノ規定デアナイノデアリマス、十四條モ亦労働者ガ労働組合ニ加入シテ自己ノ労働條件ノ向上改善ヲ圖ル爲ニ便宜ナ規定デアリマス、併シ十四條ノミガ労働者保護ノ規定デアナイ、労働組合ヲ造リ、其組合ハ法人ニナル、ソレハ洵ニ届出位ナ簡單ナ方法デアラカ、總テサウ云フ

ヤウニ全體ガ綜合サレテ、労働者ノ保護ニナツテ居ル次第デアリマス、原君ハ十四條ノ規定ニ依レバ裁判所ニ訴ヘナケレバナラヌ、サウ云フモノハ保護ノ規定ニナラナイト云フコトデアアル、法律ガ權利ヲ認メテ之ヲ保護シテ居ル、併シ争フ者ガアレバ裁判所ニ訴ヘナケレバナラヌ、如何ナル法律ノ保護ト雖モ、争ガアツタラ裁判決定シテ貰ハナケレバナラヌ、當然ナ結果デアラウト思ヒマス、労働協約ニ對スル法規ガ一番大切デアアル、其法規ヲ制定シナイデ、組合法ヲ先ヅ制定スルノハ宜シクナイト云フ御觀察ノヤウデアリマス、労働協約ノ事ハ私決シテ不必要トハ申シマセヌ、併シ今日世間ニハマダ其事ハ餘リ多ク事實ニ起テ居ナイノデアリマス、ソレデアリマスカラ政府ハ十分ナル調査ヲシテ、日本ニ最モ適合スルヤウナ成案ヲ得テ、議會ニ提出シヤウト云フ御尋ニ對シテハ、調査ガ出來上リマセヌケレバ、何時出スト云フ時期ヲ申上リタルコトハ出來ヌノデアリマス、労働者ノ意義ニ付テ御尋デアリマシタ、此組合法ニ依テ労働者ト稱シマスノハ、雇傭契約ノ下ニ在ル筋肉労働者ト云フコトデアアルノデス、精神ノ労働者ト筋肉労働者ノ區別ハ、原君ガ只今御舉ゲニナツタ種々ノ例ニ於テハ稍、明瞭ヲ缺クモノモアリマス、併ナガラ常識ヲ以テ大體ニ判斷スレバ、決シテ誤ナイ見込ガ立ツモノト思フノデアリマス(拍手)

○原惣兵衛君 只今労働組合法ヲ制定シテ法人ト云フモノヲ御認メニナツテ、サウシテ労働者ノ保護ハ十四條ダケデナイ、幾ラモ他ニアルト仰セラレマシタガ、法人ニナルト云フコトヲ届出ヲシナケレバナラヌ、殊ニ民法ノ規定ナドヲ以テ唯、法人ニシテ煩雜ニセシメタノミデアツテ、而モ十四條以外ニ於テハ如何ナル效果ヲ御認メニナツテ居ルノデアリマスカ、即チ労働組合ノ精神ハ、其組合員ニ一定ノ積極的ニ效果ヲ附與スルト云フノガ組合法ノ制定ノ趣旨デアリマスカ、私ノ言フ十四條以外ニ、如何ナル點ニ效果ヲ御與ヘニナツテ居ルカト云フ點ヲ御

導致シマス
〔國務大臣若槻禮次郎君登壇〕
○國務大臣(若槻禮次郎君) 此法律案ニ於テ労働者ノ保護シテ居ル規定ト云フモノヲ舉ゲテ申セバ、只今御指摘ニナリマシタ第十四條、第十五條、第三條、第八條ノ如キ規定ハ、總テ労働者保護ノ規定デアリマス、而シテソレノミナラズ、法律案全體ガ労働者ノ保護ニ相成ル次第デアリマス(拍手)
○原惣兵衛君 非常ニ若槻内務大臣ハ詭辯ヲ弄セラレ、即チ第三條ト云フノハ法人トシタ爲ニ如何ナル效果ガアルカト言フタラ、手續ニ困テ労働者ガ實際迷惑スル規定デアアル、是ガ何ノ利益ニナルカ、殊ニ第五條ハ法人ノ規定ニ關スル手續ノ問題デアリマスガ、斯ウ云フヤウナ規定ヲ以テ労働者ニ對シテ利益ヲ與ヘルト云フ、ソレガ何ノ利益ヲ與ヘルカ、即チ第十四條以外ニ何モ無イデアリマセヌカ、無ケレバ無イト御答ナサイ
〔國務大臣若槻禮次郎君登壇〕
○國務大臣(若槻禮次郎君) 原君ト意見ヲ異ニスルコトハ私甚ダ遺憾デアリマス、組合ガ法人ニナリ、權利義務ノ關係ニ於テ非常ニ便利デアリマス、其便利ヲ與ヘルコトガ保護ニナラヌト云フ原君ノ御意見ハ、私共トハ大變違フノデアリマス、又法人ニナリマス爲ニ、普通ノ民法ナドノ法人ナラバ洵ニ面倒ナ手續ガアル、ソレガ洵ニ簡單ニシテ法人ニナレル、而モ登録稅ヲ納メルニ及バズ、サウ云フヤウナコトハ總テ法人ノ労働組合ノ保護ニナルノデアリマス、其點ニ付テ原君ト意見ヲ異ニスルノハ甚ダ遺憾デアリマス(拍手)
○副議長(小泉又次郎君) 谷原公君
〔谷原公君登壇〕
○谷原公君 私ハ本法立案ノ基礎ニ付キマシテ二三ノ質疑ヲ致シタイノデアリマス、其一ツハ組合ノ設立ヲ労働者ノ自由ニ任スト云フコトガ、何故ニ産業平和ヲ紊スト御觀察ニナルノデアアルカ、此點デアリマス、主務大臣ノ御説明ニ依リマセバ、今日ノ

時代ニ於テハ労働者ノ自助的手段ニ依テ彼等ノ經濟的地位ヲ向上サスト云フコトハ認メナケレバナラヌ、故ニ組合法ヲ制定シテ、サウシテ労働者ノ團結ヲ公認セナケレバナラヌト云フコトヲ言明サレテ居ルノデアリマス、又質問ニ對スル御答辯ニ依リマスレバ、元來労働者ト云フモノハ頗ル資力ガ弱イ、故ニ資本家ト對立シテ其主張ヲ貫徹スルト云フコトガ甚ダムゾカシイ、故ニ茲ニ協力シテ資本家ニ對抗シテ、始メテ其主張ガ貫徹スルコトガ出來ルノダ、此故ニ組合法ト云フモノハ労働團體ノ保護ノ意味ニ於テ制定シタノデアアル、斯様ニ明言サレテ居ルノデアリマス、是迄ノ議論ハ苟モ労働問題ヲ理解スル人デアリマシタナラバ、少シモ異議ノナイ事ト思フノデアリマス、併ナガラ左様ナ聲明ヲサレツ、左様ナ理想ヲ持タレツ、出サレタ此案ヲ見マスト云フト、第一條ニ此聲明ヲ裏切ル所ノ法文ガアルノデアリマス、是ガ何人モ頗ル内務大臣ノ聲明ト、實際ノ立案トガ矛盾シテ居ルト謂フ所ニ疑ヲ起スノデアリマス、此點ニ付キマシテハ同僚ガ十分ニ御質疑ニナリマシタガ、ソレニ對スル御答辯トシテハ、労働者ノ協力ト云フコトハ認メナケレバナラヌ、是ハ大ニ尊重セナケレバナラヌ、併ナガラ國全體ノ産業ト云フモノヲ見ナケレバナラヌ、産業ノ發達ト云フコトヲ調和スルコトニ考ヘナケレバナラヌ、斯ウ云フテ居ルノデアアル、言換ヘルナラバ労働者ノ協力、是ハ必要デアアルケレドモ、労働者ノ團結協力ト云フコトガ強クナルナラバ、産業平和ヲ脅カス故ニ、此第一條ニ於テ産業別或ハ職業別ト云フヤウナ一ツノ制限ヲ加ヘタ、斯様ニ了解シナケレバナラヌノデアリマス、凡ソ労働者ガ弱イカラ其總テノ團結ガ必要ダト云フコトハ、小都市ノ實況ヲ見マシタナラバ、私共ハ明ニ了解サレル事ト思フノデアリマス、大工場地、大都市ノ如キデアリマシタナラバ、職業別、産業別ノ労働團體デアリマシテモ、或ル程度ノ力強キモノガ出來ルデアリマセウケレドモ、小都市デアリマシタナラバ、若モ茲ニ産業別職業別ト

云フヤウナリノ制限ガ加ハリマシタナラバ、ドウシテモ其數ノ上ニ於テ、或ハ經濟的ノ資力ノ上ニ於テ、資本家ニ對立シ、資本家二十分其主張ヲ貫徹スルタケノ力強イ團體ハ出來ナイノデアリマス、若モ産業別職業別デ小都市ガ労働團體ガ出來マシテモ、ソレハ恰モ狼ノ前ニ立ツタ免位ノモノニシカナラナイノデアリマス、又假ニ大都市デ色々専門ノ職業或ハ専門的ノ工場ガ發達シテ居ルト致シマシテモ、彼ノ労働者ガ同氣相求メ、肝膽相照ス、斯様ナ意氣相合シテ者ガ茲ニ團結スル場合ニ於キマシテ、之ヲ妨ゲルベキ何等ノ必要ガナイコトト思フノデアリマスニモ拘ラズ、強テ職業別産業別ト云フ所ノ制限ヲ爲サルノハ、是ハ結局斯様ノ團體ガ出來タ場合ニ於テ、其産業ノ發達ニ惡影響ヲ與ヘルト云フ立場カラ、斯様ナ御立案ガ出來タモノト思フノデアリマス、又内務大臣ノ御聲明モ私共ハ左様ニ拜承シタノデアリマス、此資本家ガ今日ノ經濟組織ニ於キマシテハ、非常ニ強イ所ノ力ヲ持テ居ル、今ノ内閣ニ於キマシテハ公債ノ募集ト云フコトハ御苦心ニハナリマセヌケレドモ、今迄ノ實情ニ依リマシテモ國債募集ノ際ノ如キデモ、資本家ノ御機嫌ヲ損フコト云フコトニナリマス、忽チ其政策ノ實行ガ出來ナイ、故ニ政府ハ資本家ニ對シテ三拜九拜シテ、禮ヲ厚ウシテ彼等ノ歎心ヲ求メナケレバナラヌヤウナ實情ガアルノデス、是ハ資本家ガ餘リニ力強イカラス様ナコトニナルノデアリマス、又資本ノ豊カナルニ委セテ、彼等ハ色々ナ不倫ナ低級ノ娯樂ト云フモノニ浮身ヲ察シテ、ソレガ爲ニ此無産階級ノ者ハ其所ニ非常ニ此經濟組織ノ不自然ト云フコトヲ自覺スル、左様ニ不自然ナル經濟組織デアルト云フヤウナコトヲ自覺シ、且ツ強イ刺戟ヲ與ヘラレマス、彼等ハ結局變ナ考ヲ起ス、即チ經濟組織ノ變更、或ハ社會ノ根本改革ト云フヤウナコトヲ彼等ハ考ヘルノデアリマス、是ハ詰リ餘リニ資本家ノ力ガ強イカラス様コトニナルノデアリマス、故ニ此資本家ヲ反省セシムル爲ニハ、矢張労働者ヲシテ

協力セシメテ、資本家ト或ル程度ノ對立ガ出來ルマデニシナケレバナラヌノデアリマス、左様ナ意味ニ於テ此團結スル所ノ労働者ト云フモノハ、即チ資本家ノ地位ニマデ相協力シテ達シヤウト云フノデ、労働者ノ團結ガ出來ルノデアアル、漸ク資本家ニ追隨スル、資本家ノ地位ニマデ追付カウトシテ出來ル團體ソレ自體ニ、ドウシテ産業ノ平和ヲ索スルガアリマセウ、若シ資本家ニ追付クダケノ團結ガ出來テ、其以上國家ノ秩序ヲ紊スト云フヤウナコトガアリマシタナラバ、ソレヲ取締ル方法ハ幾多アルノデアリマセヌカ、團結ソレ自體ニドウ云フ弊害ガ出來ルカ、私共頗ル是ハ了解ニ苦シムノデアリマス、或ハ内務大臣ハ所謂眼光紙背ニ微スルト云フ一ツノ御觀察ノ下ニ、労働團體ガ出來タナラバ必ずソレハ社會ノ秩序ヲ害スル、或ハ公安ヲ損ナフト云フヤウナ御觀察ニナリテ居ルノカハ知レマセヌケレドモ、凡ソ斯様ナ御觀察ハ、私共ハ頗ル此國家ノ發達ヲ阻礙スルモノト思フノデアリマス、現ニ左様ノ御觀察ノ下ニ其成立ヲ禁止致シマシタ無産政黨ノ如キハドウデス、恰モ四辻ニ盲人ガ引廻サレテ放サレタ如ク、今日如何ニシテ此政黨ヲ成立サシテ宜イカ、些トモ標準ガ立タナイデ、五里霧中ニ迷テ居ルノデアリマセヌカ、是ハ唯一ノ想像ノ下ニ何等ノ證據ナクシテ此團體ノ發達ヲ阻礙致シマス結果トシテ、彼等ハ據ル所ナクシテ結局今ニ迷フヤウナコトニナルノデアリマス、又内務大臣ガ斯様ナコトヲサレタ爲ニ彼ノ二月七日ノ労働者ノ示威運動ノ場合ニ、錦町ノ署長ノ如キハ其團體員ヲ見テ是ハ人相ガ惡イ、是ハ舉動ガドウダト、所謂眼光紙背ニ微スル所ノ檢索ヲヤリ、サウシテ罪モナイ所ノ労働者ヲ道路ノ上デ四間モ五間モ引摺廻シテ人権ヲ蹂躪シタ、上ノ行方所下ノ之ヲ做フ、斯様ナ弊害ガ出來ルノデアリマス、自分ノ自由裁量、自分ノ權測ヲ以テ此團體ノ成立ヲ阻礙スルト云フコトハ、延イテ非常ナ弊害ガ出來ルト思フノデアリマス、故ニ本法ノ制定ニ當リマシテモ労働團體ガ出來ルコト自體ニ依ッテ、或ハ産業

ノ平和ヲ紊シ、或ハ社會ノ秩序ヲ紊ス、斯様ナル何等ノ證據ノナイ、何等ノ根據ノナイ所ノ一種ノ臆測判斷ニ依リマシテ、此團體ヲ禁止スルヤウナ規定ヲ設ケルト云フコトハ、是ハ頗ル危險ノコト、思フノデアリマス、デ若モ私共ヲ承服スルニ足ル所ノ其所ニ根據ガアルナラバ、是ハ明ニ御示シテ願ヒタイ、即チ労働者ガ自由ニ團結スルコトガ、如何ニ此産業ノ平和ト云フモノヲ紊スノデアアルカ、如何ニ社會ノ公安、如何ニ社會ノ秩序ト云フモノヲ破壊スル虞ガアルノデアリマスカ、其事ニ付テ御説明ヲ願ヒタイノデアリマス、第二ニ伺ヒタイノハ、此労働者ガ結束シテ資本家ト對立抗争スルト云フコトハ、是ハ社會進化ノ一階梯トシカドウカ、此點ヲ何テ置キタイノデアリマス、本法ノ第十七條ニ依リマスト云フト、組合ノ決議ヲ取消權ガ認めラレテ居ル、第十八條ニ依リマスト、規約ノ變更權ガ認めラレテ居ル、第十九條ニ依リマスト云フト、解散權ト云フモノガ認めラレテ居ルノデアリマス、即チ私共ガ今聽カントスル所如何ニ依リマシテ、此十七條、十八條、十九條ト云フモノハ頗ル濫用サレル虞ガアルノデアリマス、御承知ノ如ク今日ニ於キマシテハ、資本家ト労働者トハ必ず對抗氣分ヲ持テ居ルノデアリマス、唯、労働者ハ弱クシテ十分ニ資本家ヲ反省サスダケノ實力ヲ持タナイ、併ナガラ若モ此労働者ガ結束シテ資本家ニ對抗セナカ、タナラバ、資本家ハ益、自分ノ主張ヲ通シマシテ、結局社會ノ秩序ト云フモノヲ根本カラ破壊スルヤウナ結果ヲ惹起シハシナイカト思フノデアリマス、彼ノ近來ノ爭議ト致シマシテ隨分長イ期間ヲ費シタ伊豫ノ別子ノ爭議、或ハ相互ノ膝下ニ於キマシテ最モ事情ガ能ク判明致シマシタ所ノ共同印刷所ノ爭議、是等ノ如キハアノ爭議ダケ切離シテ見マスタラバ、或ハ資本家モ或ハ労働者モ、又社會一般モ、或ハ産業ノ上ニ於テモ、ソレハ甚シイ損失ニハ違ヒアリマセヌ、併ナガラ此苦イ經驗ニ依リマシテ労働者モ同盟罷業ト云フモノハ

命懸ケノ仕事デアアル、頗ル困難ナ仕事デアアルト云フコトヲ必ズ體驗シタ譯デアリマス、又資本家ニ於キマシテモ労働者ニハ企業利得ノアル部分ハ必ず分ケテヤラナケレバイヤナイ、自分ガ獨占スルト云フト必ず労働者ハ承知シナイ、斯様ナ紛争ガ起ッテ、結局産業ト云フモノガ停滯スルト云フコトヲ必ズ感シタ譯ナリナラズ、又斯様ナ感ジハ當ニ當業者ノミナラズ、社會一般ノ人ガ此出來事ニ依ッテ十分シタケノ感シヲ持タ譯デアリマス、デアリマスカラ無限ノ生命ヲ有スル所ノ國家ノ立場カラ考ヘテ見マスト、又螺旋的ニ進歩シテ居ル所ノ社會ノ状態カラ考ヘテ見マスト、左様ナ出來事ニ依ッテ、左様ナ經驗ニ依ッテ、總テノ人ガ所謂社會連帶ト云フ所ノ觀念ヲ深クスル、共存共榮ト云フ所ノ情ガ深クナル故ニ、結局ニ於キマシテハ此所ニ社會ノ協調ト云フコトガ、斯様ナコトニ依ッテ產出サレテ來ルノデアリマス、爭議ソレ自體ハ成程悲ムベキ現象デアアリマセウケレドモ、爭議ガ今日ノ制度ノ缺陷カラ必然的ニ起ク場合ニ於テハ、左様ナ爭議ト云フモノハ決シテ反社會的ノモノト見ルベキモノデハナカラウト思フノデアリマス、之ヲ反社會的ノモノト見ルナラバ、斯様ナ決議ヲシ、斯様ナ規約ヲシ、斯様ナ行動ノア、場合ニ於テハ公益ヲ害スル、是ハ公安ヲ害スルト云ウテ直ニ労働團體ノ活動ヲ政府ガ阻止スルコトニナルデアラウト思フノデアリマス、ケレドモ、若モ左様ナ立場ニ於テ此法規ヲ運用スルト云フコトニナリマシタナラバ、是ハ今迄質問者ガ屢、叫ンデ居リマス通り、全ク警察法規ニナラシマウ、全ク取締法規ニナラシマウノデアリマス、過般來同盟罷業ト云フコトニ付テハ總理大臣ハ略、公認サレタヤウニモ私共ハ開イテ居リマスタレドモ、態度ハ頗ル曖昧デアアル、私共ハ彼ノ調停法ノ第十九條ニ於テハ、總理大臣ノ御意見ハ同盟罷業ト云フモノハ認メル、ケレドモ唯、爭議「ブローカー」ノヤウナ第三者ガ、順調ニ進ンデ行ッテ居ル同盟罷業

ヲ故ラニ色々混亂ニ導クコトヲ除ク意味ニ於テ、結局第三者ノ關與ヲ禁シテ居ルマデアル、同盟罷業ハ公認スル、斯様ナ御精神ト私ハ思フテ居ルノデアリマス、左様ナ御精神ナレバ、矢張此第十七條、第十八條、第十九條ノ運用ニ於テモ餘リ心配ハ致シマセヌケレドモ、若モ所謂労働者ト資本家ノ對立抗争ト云フコトハ社會ノ公安ヲ害シ、左様ナコトハ社會ノ秩序ヲ紊ス、斯様ナ御見切デアリマスナラバ、本法ハ頗ル労働者ニ取リマシテ惧ルベキ一ツノ障礙ニナル、將來労働運動、労働争議ト云フモノヲ非常ニ障礙スルコトニナルト思フノデアリマス、故ニ此點ニ付テ政府ノ御所見ヲ伺ヒテ置キタイノデアリマス、最後ニ本法ト小作組合トノ關係ニ付テ伺ヒテ置キタイノデアリマス、小作組合ハ社會ノ通念ニ於テ、或ハ又用語ノ慣例ニ於テ、是ハ労働者ト變テ取扱フスルコト、思ウテ居ルノデアリマス、故ニ本法ニ小作組合ハ併ナガラ小作組合ノ實際ヲ見マスルト矢張同ジ狀態デアル、資本家ノ資本ニ對シテ或ル義務ヲ働キ掛ケテ、サウシテ一ツノ生産ヲ遂ゲルノデアリマスカラ、其實際ハ頗ル能ク似テ居ルノデアリマス、又彼等ハ甚ダ薄弱ナ資力シカ持タナイデ、結局協力シナケレバ資本家ニ對立ガ出來ナイ、小作條件ノ改善ヲ叫ブ場合ニ於テモ、個々ノ力デハ決シテ資本家、即チ地主ヲ反省セシメラレナイ境遇ニ居ルト云フコトハ、是ハ全ク一般労働者、所謂労働者ト全ク能ク似テ居ルノデアリマス、故ニ、斯様ナ小作組合ト致シマシテハ、苟モ本法ノ如ク社會ノ公益上カテ此労働者ヲ保護スル法規ヲ立案ナサレバ場合ニ於テハ、彼等ニモ其恩典ヲ分タナケレバナラヌコトト思フノデアリマス、又實際問題ト致シマシテ全國津々浦々、殆ゞ此小作組合ノ實ニ在シテ居ナイ處ハナイノデアリマス、本案ノ成立ニ依リマシテ、彼等ト致シマシテモ必ズ其立法ノ要求ガアルコト、思フノデアリマスガ、政府ト致シマシテハ此法規ヲ準備シテ、彼等ニ一ノ規律標準ヲ與ヘント爲

サルノデアリマセウカ、或ハ目下色々審議中ダト言ヒマスル所ノ小作法ヲ作ル際ニ、別途立案ナサルト云フ所ノ御計畫デアリマセウカ、其點ニ對スル政府ノ御所見ヲ伺ヒテ置キタイノデアリマス(拍手)

(國務大臣若槻禮次郎君登壇)

○國務大臣(若槻禮次郎君) 谷原君ノ御質問ノ第一點ハ先程來最早十分ニ述べタ積リデアリマスガ、第一條ニ於テ産業別職業別ニシテ組合ヲ認ムルコトニ致シタコトニ付テ、谷原君ハ寧ろ労働者ノ自由ニ委セテ置イテ、産業別デ作ラウトモ、或ハ異タル産業ノ間デモ組合ノ出來ルヤウニシタ方ガ宜クハナイカト云フ御尋ノヤウデアリマス、政府ノ見テ居リマスル所ニ依レバ、利害關係ノ最モ密接ナルモノガ共同シタ時ニ於ケル關係モ、最モ萬事相談ヲスルノニ都合ガ好イト考ヘテ居リマス、ソレ故ニ産業別職業別ノ方ガ宜シカラウト考ヘテ居リマスガ、加之現在日本ニ於テ組合ト云フテ居ルモノハ多クハ産業別、職業別デアアルノデアリマス、此産業別ノ者ガ聯合シテ居ルト云フ事實ハアリマセドモ、大體組合ハ産業職業デ分レテ居ルト云フノガ實際デアリマスカラ、其實際ノ狀況ヲ直ニ法律案ニ移シテ、今迄ノ所デハ先ヅ産業別、職業別デ労働組合ヲ認メタ方ガ相當デアル、斯様ニ考ヘタノデアリマス、第二ノ御質問ハ労働者ガ結束シテ資本家ニ對抗スルコトハ免ルベカラザルコト、認メテ居ルヤ否ヤ、私共ハ何回モ繰返シテ申上ゲテ居リマスガ、勞資協調ヲ切ニ望ムデ居ル者デアリマス、資本ト労働何レモ皆生産ノ上ニハ必要デアリマス故ニ、勞資能ク協調ヲスルコトヲ望ムノデアリマスガ、併シ労働者ハ個々ノ力デハ其主張ヲ貫徹スルコトガ困難デアリマス故ニ、結束シテ資本家ニ對抗スル場合ガ或ル場合アリ得ル、是ハ免レナイコトデアルト云フコトハ、谷原君ノ御尋ニナル通りニ、吾々モドモ是ハ好マシイコトデナイトシテモ免ルベカラザルコトデアル、又或ル場合ニハ正當ナル主張ヲスルトキニハ、結束ノ力ニ依リテ其主張ヲ貫徹スルニ努メル

ト云フコトハ、決シテ惡イコトデナイト考ヘテ居ルノデアリマス、而シテ第十七條、第十八條、第十九條ノ適用ニ於テ、同盟罷業ヲスレバ其事自體ガ或ハ解散ノ理由ニナリ、取消ノ理由ニナリ、サウ云フコトニナルガト云フ御尋デアリマスガ、決シテ左様デハアリマセヌ、第十七條ノ適用ニ於テ同盟罷業ヲスルト云フコトガ書イテアルカラト云ウテ、或ハソレヲ主張スルカラト云ウテ其組合ヲ解散スルトカ、或ハ其行動ヲ變更セシムルト云フヤウナコトヲ爲ス考ハ全然ナイノデアリマス、第十七條、第十八條、第十九條ハ、例ハ共產主義ノヤウナ主張ヲ目的トスルヤウナコトガアリマスト云フト、ソレハ是等ノ條項ニ依リテ解散ヲ命ジ、或ハ變更ヲ命ズルト云フコトヲセナケレバナリマスマイガ、唯、正當ナル要求ヲ結束ノ力デ貫徹シヤウト努メルコトハ、決シテ十七條次下ノ適用ヲ受ケルモノデナイ、斯様ニ御承知ヲ願ヒタイト思ヒマス、最後ノ御質問ノ此法律ト小作組合トノ關係ハ、小作ハ雇傭關係ノ下ニ在ル筋内労働者ト認メテ居リマセヌガ爲ニ、此労働組合ナルモノハ小作組合トハ關係ガナイト申シテ居リマスト云フコトハ、併シ小作人ガ組合ヲ造テ小作人ノ利益ヲ擁護スルト云フコトモ亦大切デアルト云フ谷原君ノ御意見ハ、恐ラクハ矢張私共ト大體同ジ御意見デアラウト存ジマスノデ、政府ニ於テモ小作ノコト全體ノコトヲ是カラ調査研究スル積リデアリマス、其場合ニ於テ小作組合ノコトモ同時ニ十分調査致シ考デアリマス

○谷原公君 簡單デアリマスカラ此處カラ御尋致シマス、御許ヲ願ヒマス

○副議長(小泉又次郎君) 許可致シマス

○谷原公君 內務大臣ガ山口君或ハ有馬君ノ御質問ニ御答シテ居ル所ニ依リマスト「労働組合ハ只今申上ゲマスル通り、労働者ガ協同ノ力ニ依リテ自己ノ主張ヲ貫徹スルヤウニ努メル便宜ヲ得セシムル爲デアリマセヌケレドモ、ソレト共ニ日本ノ産業全體ノ

上ニ於テ、其制定ノ仕方ガ宜シクナイコトカラ、經濟界ニ不利ガ起リマスナラバ、其事ハ又同時ニ労働者ノ利益ヲ來スコトニナリマスカラ、其時代々々ノ狀態ニ應ジ適當ニ定ムル外ハナイノデアリマス、今日ハ此財界不況、回復ヲ速カナラシムル必要ナル時ニ於テ、一方ニハ労働者ノ保護ヲ目的トシ、一方ニハ經濟界ニ甚シキ不利ヲ來サシメナイ爲ニハ、只今提出シタヤウニスルノガ相當デアルトシテ、斯様ニ御答ニナッテ居リマスガ、是ハ固ヨリ主トシテ在野當時ノ憲政會案ト、現在ノ政府案トノ違ヒノ點ニ付テ論議サレタノデアリマセドモ、其中ニハ即チ此第一條ニ産業別或ハ職業別ト云フヤウナ區別ガアルト云フコトハ、ソレハ團結ノ自由ヲ束縛スル、斯様ナコトヲ併セテ御問ニナラタニ付キマシテ、只今讀上ゲマシタヤウナ御答ガ出來テ居ル、即チ成ベク團結ノ自由ハ許シタイケレドモ、ソレ又日本全國ノ産業ノ上カラ考ヘテ、其所ニ一ツノ調和ヲ來サナケレバナラヌト云フ趣旨ト私ハ思フノデアリマス、併ナガラ只今述べラレタヤウニ、現在ノ實際ガ産業別或ハ職業別ニナラテ居ルカラ、別ニ間ヘガナイ意味ノ立場カラ立案シタノデアアル、若モ此團結ニ不自由ガアルトスルナラバ、修正勝手次第ト云フヤウナ政府ノ御決心ナラバ、私共ハ是レ以上強テ御答ヲ要求シナイノデアリマセドモ、強テ若シ産業ノ上ニ於テ、産業別職業別ノ制限ヲ入レナケレバ、ナラヌト云フナラバ、其先ニ御答セラレタ點ニ基イテ私ハ質問シタノデアリマスカラ、何故ニ此産業別、職業別ニシナケレバ産業ノ發達ヲ害スルノデアルカ、其理由ヲ御示シテ願ヒタイト思ヒマス

(國務大臣若槻禮次郎君登壇)

○國務大臣(若槻禮次郎君) 産業別、職業別ノ労働組合ヲ規定スルコトハ、憲政會ガ嘗テ衆議院ニ提出致シマシタ法律案ニモ其通りアッタノデアリマス、今回ノ第一條ハ當時憲政會ノ提出致シタトキノ法案ト規定ハ違フテ居リマスルケレドモ、産業別、職業別ノ組合ヲ認ムルト云フ事柄ハ同様ニ相成

テ居ルノデアリマス、併シ其後世間デ或ハ
 社會局案ト稱セラレタリ、或ハ内務省案ト
 稱セラレタリ、是ト異タル法案ノ起草セ
 ラレタ場合モアツクデアリマス、サウ云フ
 モノト較ベテ是ノ變テ居リマスコト、其點
 バカリデハナイデアリマス、其他外ノ條
 文ニ於テモ社會局案ト稱セラレタリ、憲政
 會案ト稱セラレタリシテ居ル所ノモノト、
 今日提出シテアリマスモノト異ナッテ居ル
 所ガアルノデアリマス、全體ノ精神ハ同様
 デアリマスケレドモ、條文ニ依ッテハ若干
 違、テ居ル所ガアリマス、其違テ居ル所全
 體ハ目下ノ經濟界ノ狀況、目下ノ國狀ニ應
 ズル爲ニ致シタ、斯ウ云フ次第デアアルノデ
 アリマス、之ヲ御諒承ヲ願ヒマス

○副議長(小泉又次郎君) 加藤知正君

〔加藤知正君登壇〕
 〔加藤君簡單ニヤッタラドウダ〕「精々
 ヤリ給へ」ト呼フ者アリ

○加藤知正君 簡單ニヤリマス、諸君、現
 今ノ社會ニ於テ政府ガ緊急ニ解決シナケレ
 バナラナイ問題ハ、失業問題ト、賃銀問題
 ト、勞働問題ト三大問題デアリマス、此度
 政府ガ此勞働組合法ヲ御提案ニナリマシタ
 御趣旨ハ、言フマデモナク勞働問題解決ノ
 一助デアルト云フコトヲ信ズルノデアリマ
 スガ、其勞働問題ノ解決ハ兒童勞働問題ノ
 解決ニ俟ツニアラザレバ、眞ノ解決ハ出來
 ナイト私ハ信ズルノデアリマス、是ニ於テ
 カ政府ガ此勞働組合法ヲ立案セラル、ニ當
 リマシテ、此兒童勞働問題ニ對シテ如何ナ
 ル所ノ御考慮ヲ拂ハレマシタカ、此點ニ於
 キマシテ政府ニ向シテ少シク質問ヲ致シテ
 見タイト考ヘル者デアリマス、諸君、第一
 回ノ國勢調査ノ推定數ニ依リマスニ云フト、
 工場法ノ規定ニ依ル所ノ工場ノ勞働者ハ、
 十四歳以下ノ兒童勞働者ハ十一「パーセン
 ト」ヲ占メテ居ル、十五歳以上五十九歳マ
 デノ勞働者ハ八十六「パーセント」ニナッ
 テ居リマス、六十歳以上ガ「パーセント」ニナ
 シテ之ヲ營利ノ上カラ見マスルト云フト、
 農業ニ從事シテ居ル者ガ四十八万七千人、
 工業ニ從事シテ居ル者ガ四十一万五千人、

商業ニ從事シテ居ル者ガ十一万二千人、其
 他ノ者ガ五万人、合セテ六百六十四千人ト云
 フ驚クベキ多數ニ上テ居ルノデアリマス、
 尤モ國際勞働會議ノ結果ト致シマシテ、各
 種ノ方面ニ於テ多少ハ其數ヲ減ジテ居リマ
 スルケレドモ、併ナカラ是レ以外ノ數ノ兒
 童勞働者トシテ認ムベキ者ガ隨分澤山アル
 カラシテ、全體ヲ調査致シマシタナラバ、恐ラ
 ク是レ以上兒童勞働者ノ數ガ多數ニ上テ居
 ルコト、信ズルノデアリマス、而シテ是等
 ノ兒ガ勞働ニ從事スル原因ハ複雜デアリマ
 シテ、決シテ一様デアリマスマイガ、併ナ
 ガラ之ヲ大別致シマスルト、第一ニ於キマ
 シテハ兩親ノ貧乏カラ、詰リ此兒童ナル者
 ヲバ資本又ハ資産ト心得マシテ、少年少女
 ニ勞働ヲ強ユル者ガ少ナクナイデアリマ
 ス、又貧困ノ結果、即チ經濟上ノ壓迫カ
 ラ、餘儀ナク最愛ナル少年少女ニ勞働ヲ強
 ヒテ居ル者ガ頗ル多イデアリマス、又工
 場主ノ貧乏カラシテ色々言フ以テ兒童ニ
 勞働ヲ強ユル所ノ者モ亦少ナクナイデア
 リマス、又社會ノ慣習、即チ農村部落等ニ
 於テハ、少年少女ニ勞働ヲ爲サシムベキモ
 ノデアルト云フ多年ノ習慣カラシテ、無意
 識的ニ兒童ニ勞働ヲセシメテ居ル者モ少ナ
 クナイデアリマス、而シテ工業狀態ニ於
 キマシテハ、此兒童勞働ナルモノヲ頗ル歡
 迎ヲ致シテ居ルノデアアル、即チ精巧ナル所
 ノ機械ガ發明セラレマスルト同時ニ、成人
 勞働者デ間ニ合シテ來タ所ノモノモ、之ヲ
 バ兒童ヲシテ之ニ代ラシムルト云フコト
 ガ、段々ニ行ハル、ヤウニナッテ來テ居ル、
 是ガ爲ニ成人勞働者ハ、頗ル脅威ヲ感ズル
 ヤウナ場合ガ多イデアリマス、又時間ヲ
 長ク要スル所ノ仕事、或ハチヨコノト駈
 廻テ用ヲ足サナケレバナラヌト云フヤウ
 ナ仕事ハ、多クハ兒童勞働者ヲ以テ間ニ合
 ハスルヤウナコトニナリツ、アル、又段々
 分業ガ行ハル、ニ從ヒマシテ、單一技巧ヲ
 要スル場合ガ多イト同時ニ、兒童勞働者ノ
 容易ニ熟練工トナリ得ル關係カラシテ、其
 方面ニ使ハル、所ノ兒童モ亦少ナクナイコ
 トデアリマシテ、殊ニ此兒童勞働者ノ賃銀

ハ低廉デアリマスルカラ、成人勞働者ノ勞
 銀ノ上ニ脅威ヲ感ズルコトガ頗ル多ク、又
 成人勞働者ガ同時ニ失業ノ機會ニ遭遇スル
 コトガ漸次増加スルヤウナ傾向ニナッテ居
 リマスルカラシテ、是ハ輕々ニ看過スルコ
 トノ出來ナイ問題デアルト思フノデアリマ
 ス、併ナカラ兒童勞働者ノ使役ト云フコト
 ハ、是ハ一面ニ於テ大ニ考ヘナケレバナラ
 スト云フコトハ、頗ル諸般ノ上ニ惡影響ヲ
 與ヘルコトガ多イカラデアリマス、即チ何
 レノ工場ニ於キマシテモ、彼ノ突發的事故
 ナルモノハ、工場生活者ニ取リマシテハ大
 ナル脅威デアアルノデアリマスルガ、而モ兒
 童勞働者ニハ、此突發的事故ガ頗ル多イ
 デアリマス、彼ノ紡績工場ノ如キハ、成ベ
 ク此危險ノ少イ所ニ兒童勞働者ヲ使役スル
 ヤウニ致シテ居リマスルケレドモ、ウレデモ
 十四歳、十五歳ノ兒童勞働者ノ事故率ハ、
 十六歳以上ノ勞働者ノ事故ヨリモ、四十八
 「パーセント」多イデアリマス、殊ニ調
 革、廻轉軸、齒車等ニ從事スル兒童勞働者
 ノ事故率ハ、成年勞働者ノ事故率ヨリモ百
 三十一「パーセント」多イデアリマス、又此
 兒童勞働者ノ生理或ハ衛生道德ト云フヤウ
 ナ方面カラ觀察致シマシテモ、中々吾々共
 ガ輕々ニ看過スルコトノ出來ナイ事柄ガ多
 イデアリマス、即チ少年少女ノ勞働ニ從
 事致シマスル結果トシテ、頗ル其生理ヲ害シ
 テ、満足ニ發育スルコトノ出來ナイ者ガ頗
 ル多イデアリマス、工場ニ依リマシテ
 ハ、終日塵埃ノ中ニ作業ヲシナケレバナラ
 ナイ、彼ノ紡績工場内ニ於キマシテハ、綿
 ノ「リント」ヲ何時トハナシニ吸收スル、其
 他塵埃等ヲ吸收スル結果ト致シマシテ、彼
 等ハ遂ニ其肺臟ヲ傷メ、肺結核ニ罹ル者モ
 少ナクナイデアリマス、比較的塵埃ノ少
 イト言ハル、所ノ製絲工場ニ於テスラモ、
 妙齡ノ女子ガ此最モ忌嫌フベキ所ノ疾病
 ニ罹ル者ガ實ニ多イト云フコトハ、吾々國
 民トシテ大ニ考ヘナケレバナラヌコトデア
 ルト思フノデアリマス、ノミナラズ道德ノ
 上カラ之ヲ考ヘテ見マスルト、彼等兒童勞
 働者ガ、隨分犯罪ヲ致シテ居ルノデアアル、

其犯罪ヲ爲ス所ノ者ハ成人勞働者ニ較ベマ
 シテ十倍乃至二十倍ニ達シ、少女ノ如キハ
 殊ニ甚シク其犯罪數ガ多イトデアリマ
 ス、斯ウ云フヤウナコトニナッテ居リマス
 カラ、吾々共ハ此點ニ於テ内務大臣ニ一ツ
 御伺ヲシテ置カケレバナラヌト云フコト
 ハ、今回此勞働組合法ヲ御制定ニナリマス
 ルニ當リマシテ、此兒童勞働者ニ對シテ
 ハ、ドウ云ウヤウニ御考ニナリマシタカ、
 如何ナル所ノ御考慮ヲ拂ハレマシタカ、詰
 リ此勞働組合ノ中ニハ、兒童勞働者ヲモ悉
 ク之ニ加入セシムル所ノ御考デアアルカド
 ウカ、若シ其年齡ニ制限ヲ附セラル、ト云フ
 コトデアリマスナラバ、先刻原君モ此點ニ
 付テ質問ヲセラレタコトデアアルケレドモ、
 ウレニ對シテ御答辯ハ無カッタデアアリ
 マスガ、何歳位カラ此勞働組合員ヲラシム
 ル所ノ御考デアアルカ、之ヲ一ツ御伺致シテ
 置キタイ、尙ホ序ニ御尋ヲ申上ゲテ置キタ
 イノハ、今日工場法ノ施行セラレテ居ル所
 ノ以外ノ工場ニ於ケル所ノ兒童勞働者ニ對
 シマシテ、如何ナル所ノ御考慮ヲ御拂ニナ
 リマシタカ、近キ將來ニ於テ是等ノ兒童勞
 働者ニ對シテ合法的ノ處置ヲ御執ナサル御
 考デアアルカドウカ、若シ之ニ對スル所ノ御
 成案ガアルナラバ御伺ヲ致シタイノデアリ
 マス、又今日工場法ノ規定ニ依リマスレ
 スガ、只今申上ゲマシタヤウニ、生理狀態
 カラ考ヘマシチモ、衛生狀態カラ考ヘテ
 モ、道德上ノ上カラ之ヲ考ヘマシチモ、大
 ニ是ハ考慮シナケレバナラヌコトデアリマ
 スルカラ、十四歳以上ト云フコトヲバ、十
 六歳以上ト云フコトニ御改正ナサル所ノ御
 考ハナイデアリマスカ、殊ニ鑛山トカ石
 山トカノ方面ニ働ク所ノ勞働者ニ對シマシ
 テ、之ヲ最低年齡十八歳迄ニ御改正ナサル
 御考ガアルカナイカ、又兒童勞働者ニ對シ
 マシテノ時間ハ、是ハ八時間トシ、午後五
 時以後ニ於ケル所ノ夜業ト云フモノニ付テ
 ハ、絶對ニ之ヲ禁止スル所ノ御考ガナイ
 カ、是等ノ點ニ付テ御伺致シタイノミナラ
 ズ、今日兒童勞働者ヲ使用スルト云フコト

ニ付キマシテハ、醫師ノ診斷書ガナケレバ之ヲ雇備スルコトガ出来ナイト云フヤウナ規定ヲ設ケルヤウナ御考ハナイカドウカ、尙ホ最後ニ御尋申上ダタイノハ、今日此勞働組合法ナルモノハ、先刻來慶、山口君、其他ノ諸君カラシテ御演說モアリマシタガ、勞働者ノ上カラ見マシテモ、是レ我等ヲ呪フ所ノ惡法デアルト絶叫致シテ居ルノデアアル、又資本家ノ上カラ之ヲ見マシテモ、不完全ナル所ノ斯様ナル法律ハ、寧ロ布カレバ方宜シト云テ居ルノデアアル、然ラバ勞働者モ之ニ満足シナイ、資本家モ之ニ満足シナイ、日本國民悉ク之ニ満足シナイヤウナ、斯様ナ不完全ナル法律ヲ、國民全體ノ反對ヲ受ケテ、飽迄モ施行セラル、ノ御考デアリカドウカ、之ヲ御伺致シテ置キタイノデアリマス

四歳以上ノ者ハ矢張工場勞働者ニナルコトガ出来ルノデアリマスカラ、組合法ノ關係ニ於テハ、其者ガ組合ニ加入スルコトハ是ハ妨ゲナイノデアリマス、唯、併シ民法ノ規定ガアリマシテ、未成年者ハソレノ程度ノ權利實行ヲ爲スコトガ出来ヌヤウニナツテ居ルノデアリマスガ、其關係ハ工場ノ勞働ニ關係シテ居ル者デモ、尙ホ其適用ヲ受ケルノデアリマス、唯、十四歳以上ノ勞働者ガ、勞働組合ニ加入コトガ出来ルヤ否ヤト云フ單純ナル御質問ナラバ、ソレハ勞働組合ニナルコトガ出来ルト御答セナケレバナラヌノデアリマス、色ミ工場法ノ改正ニ付テ政府ニ意アリヤ否ヤト云フ御尋デアリマシタ、政府ハ先達改正セラレタ工場法ガマダ實施ニナツテ居リマセマカラ、今ハ改正工場法ヲ實施スルコトニ全カ方注イデ居ルノデアリマス、其以上ノ改正ハ前申上ダル通り、經濟上ノ關係ヲ考ヘテ、漸次改正ノ方針ヲ執リマセシト、一時之ヲ實行スルコトハムツカシイと思フノデアリマス、此法案ガ資本家ニモ氣ニ入ラヌ、勞働者ニモ氣ニ入ラヌ、左様ナ法律ハ止メテハドウカト云フ最後ノ御質問ハ、是ハ資本家ノ氣ニ入ラヌナラバ、資本家ガ誤解シテ居ル、勞働者ガ氣ニ入ラヌナラバ、勞働者ニ誤解ガアルト思フノデアリマス、雙方共誤解ガ解ケタナラバ、法律案ハ實ニ勞働者保護ノ爲ニ適切ナル法案ト思フノデアリマス

ハ脱船シタルトキト云フノデゴザイマスガ、此海事法規ト労働組合法案トノ關係ヲ如何ニ御調節ニナルノデアリマスカ、此點ヲ伺ヒタイノデアリマス、第二ハ國際労働會議ニ派遣スベキ労働代表ノ任命ノ件デアリマス、我國ハ大正八年以來既ニ七回代表ヲ派遣致シテ居リマスガ、常ニ其任命ニ付テハ非常ナル紛争ヲ伴フタノデアリマス、所ガ大正十三年ノ第六回委員ノ任命以來ハ、極メテ平穩ニ相成テ居ルノデアリマス、是ハ申ス迄モナク對獨平和條約ノ規定ニ依リマシテ、政府ガ労働者ヲ最モ能ク代表スル所ノ産業上ノ團體ニ御協議ヲ爲スタ結果デアルト思フノデアリマス、然ラバ將來政府ハ此組合法ガ成立致シタル場合ニ於テハ、此代表ヲ選定スベキ協議ヲ、此組合法案ニ謂フ所ノ公認組合ノミニ與ヘルノデアアルカ、乃至事實上ノ組合ニハ全部與ヘルノデアアルカ、ソレトモ労働者ノ集團デアアルカ、誰ニデモ一定數以上ニハ與ヘルト云フノデアアルカ、其實際ノ取扱フ例ヒタイノデアリマス、第三ニ御伺致シマスコトハ、是等ノ點ニ於キマシテ、政府ハ實際上ノ取扱ト致シマシテハ、公認セラレタル組合ト公認セラレザル組合トノ間ニ、恐ラク差別ヲ付ケナイノデアラウト思フノデアリマスガ、此組合法案ニ依テ公認セラレタルモノノニ、非常ノ便宜ヲ與ヘテ、然ラザルモノノハ之ヲ抑壓スル、非公認組合ハ絶滅スルト云フヤウナ御方針デアアルカドウカ、此點ハ實際ノ問題トシテ御伺シテ置カケレバナラヌト思フノデアリマス、詰リ先般來慶、議員諸君ヨリ御尋ニ

アリマスガ、此組合法案ノ立案ノ根本ヲナス問題デアリマス、政府ハ近來労働組合ガ發達シタラ、之ヲ公認スル爲ニ此法律ヲ出スト仰シタルノデアアル、併シ現ニ労働組合ナルモノハ國ガ認メテ居ル、唯、法規ガ無イダケデ、既ニ公認シテ居ルノデアリマス、外國ノヤウニ組合ヲ禁止シタモノガ、此禁止ヲ解クト云フ爲ニハ、其立法ハ禁止ノ解除、即チ組合ノ公認トナルカモ知レマセヌ、併シ我國ニ於キマシテハ、會テ組合ヲ禁止シタコトハナイノニ、法規ヲ作ルト云フコトハ、是ハ單ニ組合ヲ公認スルト云フダケデハイケナイ、更ニ一歩進ンデ、組合ノ活動ヲ此法規ニ於テ保障スルト云フコトデナケレバ、組合立法ノ意義ハ極メテ不徹底デアリマス、然ルニ屢、質疑答辯ヲ繰返サレマシタガ如ク、法律全編ヲ通ジテ見マシテ、吾々ハ組合ノ活動ガ之ニ依テ保障セラレシヤルコトハ、出ルナインノデアリマス、尙ホ政府ハ團體協約ト云フヤウナコトハ、特別法デ出スト云フテ居ラレノデアリマスカラ、何時カハ法律上組合ノ活動ヲ保障セラレレバ、何チカハ法律上組合ノ活動ヲ保障セラレレバ、何チカハ法律上組合ノ活動ヲ保障セラレレバ、非常ナル便宜ヲ得ルト仰シタルレドモ、非常ナル便宜ヲ得ルマ、外國ハ率知ラズ、會テ組合ヲ禁止シナカッタ所ノ我國ニ於キマシテハ、ドウシテモ一歩進ンデ組合其モノノ、活動ヲ保障スルコトニナラナケレバイケマセヌ、其活動ハ或ハ團體協約トナル場合ガアル、或ハ又「ストライキ」ニナル場合ガアル、ソレ等ニ對スル十分ナル保障ヲ規定ノ中ニナサラナケレバ、組合立法ノ本當ノ精神ハ貫徹ハ出来ナイノデアリマス、此點ニ付キマシテ、此組合立法ノ根本義ハ單純ナル組合ノ公認デアアルカ、ソレトモ組合ノ活動ヲ保障セントスルニ在ルカドウカト云フコトヲ御尋スルノデアリマス、御尋シタコトハ簡單ナル要項デアリマスカレドモ、改メテ總理大臣ヨリ御懇切ナル御答辯ヲ煩シタイト思フノデアリス

(國務大臣若槻禮次郎君登壇)

〔國務大臣若槻禮次郎君登壇〕
○國務大臣(若槻禮次郎君) 加藤君ガ兒童労働者ニ付テ色々御留意ニナツタ點ヲ御述ニナツタ點ハ、私モ能ク傾聴致シマシタ、兒童労働者ヲ保護スルガ爲ニ法規ノ改善ヲ圖リマスコトハ、必要ト思フノデアリマス、併シ經濟上ノ關係モアリマスノデ、是等ハ徐々ニ之ヲ講ゼナケレバナラヌト思フノデアリマス、目下ハ工場法ノ改正ニ依テ、十四歳以下ノ兒童労働者ハ工業ニ關係セナイヤウニ、今改正ニナツテ居リマスガ、施行令ガ定マリマセヌ爲ニ、只今マデハ實施ニナツテ居リマセヌ、併シ遠カラズ施行令ヲ制定スル考デアリマスカラ、是ガ制定ニナリマスレバ、只今デハ十二歳以下ガ禁ジテアリマスガ、今後ハ十四歳以下ノ者ハ工業ニ従事セナイコトニ相成ルノデアリマス、目下デモ既ニ危險ナル事業ニ對シテハ、十六歳以下ノ者ハ之ニ従事スルコトヲ許サヌコトニ、工場法ノ規定ガ出来テ居ルノデアリマス、斯ノ如ク改正工場法ガ行ハレテ參リマス、十四歳以下ノ者ハ工業労働者デナイコトニナリマスカラ、隨テ労働組合ノ會員ニナルコトハナイノデアリマス、併シ十

○副議長(小泉又次郎君) 山口政二君 (山口政二君登壇)
○山口政二君 簡單ニ質疑ヲ試ミマス、第一ハ海事法規ト此法案トノ關係デアリマスガ、船員法ノ第三十六條ニハ海員ガ職務ヲ怠リタルトキ、海員ガ船長ノ許可ヲ得ズシテ船舶ヲ去リ、又ハ船長ノ指定シタル時ニ歸船セザルトキ、此場合ニハ海員ハ懲戒ニ附セラレルコトニナツテ居リマス、又同ジク七十二條ニハ、海員ガ相黨與シテ左ノ行爲ヲ爲シタルトキハ刑罰ヲ加ヘラレルト云フコトニナツテ居リマス、一ツハ職務ニ服セズ、又ハ上長ノ命令ニ服セザルトキ、第二

○副議長(小泉又次郎君) 山口政二君 (山口政二君登壇)
○山口政二君 簡單ニ質疑ヲ試ミマス、第一ハ海事法規ト此法案トノ關係デアリマスガ、船員法ノ第三十六條ニハ海員ガ職務ヲ怠リタルトキ、海員ガ船長ノ許可ヲ得ズシテ船舶ヲ去リ、又ハ船長ノ指定シタル時ニ歸船セザルトキ、此場合ニハ海員ハ懲戒ニ附セラレルコトニナツテ居リマス、又同ジク七十二條ニハ、海員ガ相黨與シテ左ノ行爲ヲ爲シタルトキハ刑罰ヲ加ヘラレルト云フコトニナツテ居リマス、一ツハ職務ニ服セズ、又ハ上長ノ命令ニ服セザルトキ、第二

○副議長(小泉又次郎君) 山口政二君 (山口政二君登壇)
○山口政二君 簡單ニ質疑ヲ試ミマス、第一ハ海事法規ト此法案トノ關係デアリマスガ、船員法ノ第三十六條ニハ海員ガ職務ヲ怠リタルトキ、海員ガ船長ノ許可ヲ得ズシテ船舶ヲ去リ、又ハ船長ノ指定シタル時ニ歸船セザルトキ、此場合ニハ海員ハ懲戒ニ附セラレルコトニナツテ居リマス、又同ジク七十二條ニハ、海員ガ相黨與シテ左ノ行爲ヲ爲シタルトキハ刑罰ヲ加ヘラレルト云フコトニナツテ居リマス、一ツハ職務ニ服セズ、又ハ上長ノ命令ニ服セザルトキ、第二

(國務大臣若槻禮次郎君登壇)

○國務大臣(若槻禮次郎君) 勞働組合法ト海員法トノ關係ニ付テ御尋デアリマシタガ、海員法ハ特別ノ法規デアリマスルガ故ニ、勞働組合法ガ成立致シマシテモ、是ト特別法ノ關係ヲ以テ、只今御尋ニナシタヤウナ事柄ハ、依然トシテ效力ヲ存スルト云フ解釋デ居ルノデアリマス、第二ノ萬國勞働會議ニ代表者ヲ派遣スル、其代表者ヲ任命スルニ付テハ、此法律ニ依テ公認セラレタル組合ノミヲシテ代表者ヲ選バシメルカ、或ハ事實存シテ居ル組合ニモ選舉權ヲ持タシメルヤト云フ御尋デアリマス、此點ニ付テハ政府ハ今尙攻究中デアリマス、固ヨリ勞働條件ノ維持改善ヲ目的トシテ居ル團體以外ノ團體、例ヘバ共濟ヲ目的トシテ居ルヤウナ團體、是ハ今日尙ホ勞働代表ヲ選バコトニハサセテ居ラナイノデアリマスカ、是ハ問題デアリマセヌガ、此法律ニ依テ法人トナシタ組合以外ニ、現實ニ勞働條件ノ維持改善ヲ目的トシテ居ル組合ガアリマス場合ニ、之ニ代表ヲ選バ權利ヲ認メルヤ否ヤト云フコトハ、成ベク認メタイト思ウテ居ルノデアリマセヌレドモ、マダ政府デハ議ヲ纏メテ居リマセヌ、目下攻究中デアルノデアリマス、ソレカラ此法律ニ依テ届出ヲ爲シテ法人トナシタ組合ハ、政府ハ大變保護スルガ、之ニ依テ法人トナラナイ、即チ届出デナイ組合ハ壓迫ヲシテ、成ベク其存立ヲ爲サシメナイヤウニスルヤウナコトハ、ナイカドウカ、斯ウ云フ御尋デアリマス、是ハ決シテ左様ナコトハ致シマセヌ、此法律ニ依テ届出デタモノハ法人トナシテ、法人トシテノ便利ヲ受テマス、届出デナイモノハ法人トナラナイデ、法人タル便宜ヲ受ケルコトガ出來ナイ、併ナガラ政府ハ決シテ之ニ對シテ特ニ之ヲ惡ク見ルト云フヤウナ取扱ヲスル考ハ全然ナイノデアリマス、尙ホ最後ニ於テ組合法ヲ作ル以上ハ、組合ノ活動ヲ保障センケレバナラヌ、然ルニ此組合ノ活動ニ關スル規定ハナイカラ、此組合法ハ洵ニ其働ガ少イヤウナ御考ノヤウデアリマス、或ハ法人ノ資格ヲ與ヘテ、共同ノ動作ヲスルコトハ法律デ認メテ居リマセヌナラ

バ、餘程ソレハ活動ノ上ニ於テハ便宜ヲ與ヘタコトデアルト思フノデアリマス、併シ其以上ニ勞働協約ニ關スルヤウナ規定ハ、既ニ答辯ヲシテ居リマスル如ク、是ハ組合法規ノ中ニ制定スルノハ其場所ヲ得ヌト存スルノデアリマスカラ、別ニ法規ヲ作りタイ、斯様ニ考ヘテ居ル次第デアリマス
○山口政二君 尙ホ一點御尋ヲ致シタイノデアリマス、勞働爭議調停法案ニ於キマシテハ、當事者上云フヤウナ言葉ヲ以テ、終始一貫致シテ居リマス、當事者ノ一方ガ使用者デアルコトハ明瞭デアリマスルガ、勞働者側ニ於キマシテハ、單ナル個々ノ勞働者ヲ御認メニナシテ居ルノデアリマスカ、乃至ハ事實上ノ勞働組合、若クハ此法案ニ謂フ所ノ公認組合、サウ云フヤウナモノヲ眼中ニ置イテ居ルノデアリマスカ、此點ヲ御尋シタイ、是ハ實際ノ問題トシマシテハ、個々ノモノヲ眼中ニ置クカ、團體ヲ眼中ニ置クカト云フコトハ、調停ノ效果ニ大影響ガアリマス、若シ組合ヲ眼中ニ置クナラバ、調停ノ效果ハ取モ直サズ勞働協約トナル、然ラザルモノハ個々ノ效果ヲ發生スルノデアリマスカ、全般ニ關係ガアルト思フノデアリマシテ、御尋致シマス
〔國務大臣若槻禮次郎君登壇〕
○國務大臣(若槻禮次郎君) 勞働爭議ノ調停法ガ此議場ニ上リマシタ時ニ、御質問ノヤウナコトガ矢張問題ニナシタノデアリマス、當時私ハ當事者ト云フノハ一時的、或ハ永續的ノ團體デアリマスト云フコトヲ申上ダク、團體ノ幹部デアリマスト云フコトヲ申上ダクノデアリマス、ソレハ矢張勞働組合ガアレバ其組合ヲ見ルト云フ意味デ申上ダクノデアリマス、但シ當時此議場ニ於テ問題トナリマシタ時ニハ、マダ勞働組合法案ヲ提出シテ居ラナカ、タモノデアリマスカラ、事實上ノ爭議團ガアリマセヌ故ニ、一時的、集團的ト云フ言葉ヲ使ヒマシタノデ、此法律ニ依テ組合ガ出來マセバ、固ヨリ其組合ヲ認メテ行クノデアリマス、又其組合ニ掛テ居ナイ、一時ノ爭議團ガアレバ、ソレモ尙ホ眼中ニ置イテ、勞働爭議ノ

調停法ヲ執行スル積リデアリマス
○井本常作君 本案ノ質疑ハ此程度ニ於テ終局セラレンコトヲ望ミマス
〔贊成ニ贊成ト呼フ者アリ〕
○副議長(小泉又次郎君) 井本君ノ動議ニハ御異議ナイト認メマス、仍テ質疑ハ終局サレマシタ、日程第二、右議案ノ審査ヲ付託スヘキ委員ノ選舉ヲ議題ト致シマス
第二 右議案ノ審査ヲ付託スヘキ委員ノ選舉
○井本常作君 本案ハ政府提出、勞働爭議調停法外一件ノ委員ト同一ノ委員ニ併セ付託サレンコトヲ望ミマス
〔贊成ニ贊成ト呼フ者アリ〕
○副議長(小泉又次郎君) 井本君ノ動議ニハ御異議ナイト認メマス、仍テ動議ノ如ク決シマシタ、日程第三、東濃鐵道株式會社所屬鐵道買收ノ爲公債發行ニ關スル法律案ノ第一讀會ヲ開キマス——降旗政府委員提出
第三 東濃鐵道株式會社所屬鐵道買收ノ爲公債發行ニ關スル法律案 第一讀會
東濃鐵道株式會社所屬鐵道買收ノ爲公債發行ニ關スル法律案
東濃鐵道株式會社所屬新多治見廣見間鐵道買收ノ爲政府ハ該買收ニ必要ナル額ヲ限度トシ公債ヲ發行スルコトヲ得
〔政府委員降旗元太郎君登壇〕
○政府委員(降旗元太郎君) 東濃鐵道株式會社所屬新多治見、廣見間鐵道買收ノ爲公債發行ニ關スル法律案ノ說明ヲ申上ゲマス、東濃鐵道株式會社所屬ノ新多治見、廣見間鐵道ハ目下政府デ建設中ノ國有鐵道、美濃太田、多治見間、即チ太多線ノ一部ト其路線ガ同一デアリマスカラ、政府ハ之ヲ買收シテ其路線ヲ利用シ、工事ノ進捗ヲ圖ルコトニ致シタイト思ヒマス、仍テ是ガ買收費ニ充當スル爲メ、公債發行ノ法律案ヲ提出シタ次第デアリマス、何卒十分御審議ノ上、御贊成アラントホ望致シマス
○副議長(小泉又次郎君) 日程第四、右議案ノ審査ヲ付託スヘキ委員ノ選舉ヲ議題ト

致シマス
第四 右議案ノ審査ヲ付託スヘキ委員ノ選舉
○井本常作君 本案ハ政府提案ノ鐵道敷設法中改正法律案ノ委員ト同一ノ委員ニ併セ付託セラレンコトヲ望ミマス
〔贊成ニ贊成ト呼フ者アリ〕
○副議長(小泉又次郎君) 井本君ノ動議ニハ御異議アリマセヌカ
〔異議ナシト呼フ者アリ〕
○副議長(小泉又次郎君) 御異議ナイト認メマス、仍テ動議ノ如ク決シマシタ、日程第五、輸出生絲檢查法案ノ第一讀會ヲ開キマス——早速農林大臣
第五 輸出生絲檢查法案(政府提出) 第一讀會
輸出生絲檢查法案
輸出生絲檢查法
第一條 生絲ハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ重量ニ付國ノ生絲檢查所ノ檢查ヲ受ケタモノニ非サレハ之ヲ輸出スルコトヲ得ス
主務大臣必要アリト認ムルトキハ公共團體ノ設クル生絲檢查所ヲシテ前項ノ檢查ヲ爲サシムルコトヲ得
第二條 生絲ハ前條ノ檢查ニ依ル正量ニ依ルニ非サレハ輸出ノ目的ヲ以テ其ノ賣買取引ヲ爲スコトヲ得ス
輸出ヲ業トスル者ノ主務大臣ノ指定スル地ニ於テ買入ノ爲ニ爲ス生絲賣買取引ハ之ヲ輸出ノ目的ヲ以テ爲スモノト看做ス
第三條 主務大臣特別ノ事情ニ依リ前二條ノ規定ヲ適用スル必要ナシト認ムル場合ハ命令ヲ以テ其ノ適用ヲ除外スルコトヲ得
第四條 當該官吏取締上必要アリト認ムルトキハ店舗、倉庫其ノ他ノ場所ニ臨檢シ業務ノ狀況及帳簿、生絲其ノ他ノ物件ヲ檢查スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ其ノ證票ヲ携帯スヘシ
第五條 第一條及第二條ノ規定ニ違反シ

タル者ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス
前項ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス
第六條 正當ノ理由ナクシテ當該官吏ノ
臨檢検査ヲ拒ミ、妨ケ若ハ忌避シ又ハ
其ノ尋問ニ對シ答辯ヲ爲サズ若ハ虛偽
ノ陳述ヲ爲シタル者ハ五百圓以下ノ罰
金ニ處ス

第七條 生絲ヲ輸出シ又ハ輸出ノ目的ヲ
以テ生絲ノ賣買取引ヲ爲ス者ハ其ノ代
理人、戶主、家族、同居者、雇人其ノ
他ノ從業者カ本法若ハ本法ニ基キテ發
スル命令又ハ之ニ基キテ爲ス處分ニ違
反シタルトモハ自己ノ指揮ニ出テサル
ノ故ヲ以テ其ノ處罰ヲ免ルルコトヲ得
ス

第八條 本法又ハ本法ニ基キテ發スル命
令ニ依リ生絲ヲ輸出シ又ハ輸出ノ目的
ヲ以テ生絲ノ賣買取引ヲ爲ス者ニ適用
スヘキ罰則ハ其ノ者カ法人ナルトキハ
理事、取締役其ノ他ノ法人ノ業務ヲ執
行スル役員ニ、未成年者又ハ禁治產者
ナルトキハ其ノ法定代理人ニ之ヲ適用
ス但シ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力
ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在
ラス

附則
本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
生絲検査所法ハ之ヲ廢止ス
本法施行前ノ賣買取引ニ因ル生絲ノ受渡
及其ノ生絲ノ輸出ニ付テハ命令ノ定ムル
所ニ依リ本法ヲ適用セサルコトヲ得輸出
ヲ業トスル者カ本法施行前輸出ノ目的ヲ
以テ買入ヲ了シ又ハ輸出ノ委託ヲ受ケタ
ル生絲ノ輸出ニ付亦同シ

○國務大臣早速整頓若登壇
國務大臣早速整頓若登壇
○國務大臣早速整頓若登壇
國務大臣早速整頓若登壇

○國務大臣早速整頓若登壇
國務大臣早速整頓若登壇
○國務大臣早速整頓若登壇
國務大臣早速整頓若登壇

ニ其必要ヲ認メマシテ、内外ノ關係業者
モ亦多年之ヲ切望致シテ居リマスルガ爲
ニ、特ニ當業者間ニ於キマシテハ、明治三
十二年以來、或ハ内地ニ於テ、或ハ國際間
ニ於テ、屢々其實行方法ヲ協議致シタコト
ガアリマシタガ、何分正量ノ検査ヲ實行ス
ベキ設備ガ出來ナカッタガ爲ニ、其實行ガ
不可能トナッテ居リマス、然ルニ
幸ニ曩ニ議會ノ協賛ヲ經マシテ、國ノ生絲
検査所ヲ擴張スルコト、ナリ、其擴張工事
モ本年度内ニハ落成ノ豫定デアリマシテ、
正量ノ検査ノ設備モ出來上ルコト、相成リ
マスルカラ、愈々來年度ヨリ正量取引ヲ實
行スル方針デ、之ニ要スル經常費モ來年度
ノ豫算中ニ計上シテアル次第デアリマス、
而シテ正量取引ノ實行ニ付キマシテハ、檢
査及之ニ伴フ取締ニ關シテ、法律ヲ制定ス
ル必要ガアリマスルカラ、茲ニ本法案ヲ提
出スル次第デアリマス、何卒慎重審議ノ
上、御協賛ヲ與ヘテレンコトヲ希望致シマ
ス(拍手)

○副議長(小泉又次郎君) 本案ニ對シテ實
疑ノ通告ガアリマス、仍テ是ヨリ其實疑ヲ許
シマス——隅田豐吉君

○隅田豐吉君登壇
隅田豐吉君登壇
○隅田豐吉君登壇
隅田豐吉君登壇

○隅田豐吉君登壇
隅田豐吉君登壇
○隅田豐吉君登壇
隅田豐吉君登壇

○隅田豐吉君登壇
隅田豐吉君登壇
○隅田豐吉君登壇
隅田豐吉君登壇

○隅田豐吉君登壇
隅田豐吉君登壇
○隅田豐吉君登壇
隅田豐吉君登壇

絲業ニ對スル所ノ根本策ヲ確聽キ申シタイ
ノデアリマス、御承知ノ如ク今ヤ蠶絲業ハ、
内ハ勞銀乃至物價ノ騰貴ニ惱マサレ、外ハ
海外需要地ニ於ケル所ノ人造絹絲ノ旺盛ナ
ルニ管カサレテ、アルモノデアリマス、此
ノ憂外患ノ爲ニ、製絲業ノ經營ト云フモ
ノハ、頗ル困難ヲ來シテ居ル次第デアリマ
ス、而シテ製絲業トシマシテハ、其前途將
來如何ニ經營致シテ宜シイカト云フコトニ
付テ、此内憂外患ノ爲ニ、非常ニ迷ッテ居
ル次第デアアルデアリマス、現内閣ハ此點
ニ付キマシテ、如何ニ指導シテ當業者ヲ誤
ラシメザルコトヲ方針ヲ御取リニナルノデ
アリマセウカドウカ、先ヅ第一點トシテ之
ヲ承リタイノデアリマス、更ニ第二點トシ
テ承リタイノハ、我ガ蠶絲行政ノ統一ト改
善ノ爲ニ、農林省ニ蠶絲局ヲ新設致シタイ
ト云フコトハ、當業者多年ノ希望デアアル
カリデハナク、當議會ニ於キマシテモ、幾
度建議案ガ提出致サレマシテ、而シテ
ソレガ常ニ滿場一致ヲ以テ可決セラレテ居
ル次第デアアルマス、然ルニ現内閣ハ、何等
此蠶絲局ノ新設ヲスルト云フコトニ努力セ
ラレテ居ラナイノデアリマスルガ、是ハ如
何ナル理由デアリマセウカ、更ニ第三點ト
トシテ承リタイノハ、我ガ蠶絲業者
ニ對スル金融、殊ニ製絲業者ニ對スル所ノ
金融ガ、現今甚ダ金融難ニ陥デ居ルノデ
アリマス、即チ高利ヲ拂ッテモ、尙且ツ其資
金ノ吸收ニ困難ヲ來シテ居ル状態デアアル
デアリマス、恐ラク大藏當局トシマシテ
モ、農林當局トシマシテモ、是等ノ點ハ御
熟知ノコト、存ジマスルガ、是等ニ對シマ
シテ、政府ハ何等其對策ヲ講ゼラレテ居ラナ
イト云フコトハ、輸出貿易十億ノ巨額ヲ算
シテ居ル所ノ蠶絲ノ爲ニ甚ダ遺憾ト存ズル
次第デアリマス、政府ハ之ヲ何ガ故ニ等開
ニ付シテ居ルノデアアルカ、其理由ヲ承ッテ
置キタイノデアリマス、更ニ本案ニ關係致
シテ居ル所ノ輸出生絲正量取引ニ付テハ本問

題ニ付テ、數個ノ點ヲ質シテ見タイト存ズ
ルノデアリマス、今回實施セラレントスル
所ノ生絲検査所ニ於ケル正量取引ハ、今早
速農林大臣ノ説明セラレタル如ク、品質ノ
向上改善、更ニ取引ノ公正、此二ツノ理由
ニ基イテ居ルト云フコトハ申スマデモアリ
マセヌ、併ナガラ品質ノ改善向上、是ハ正
量取引ノミニ依ッテ得ルコトハ出來ナイノ
デアリマス、即チ品質ノ改善向上ニハ、ド
ウシテモ品位検査ト云フモノヲ強制致サナ
ゲレバナラス、現在ニ於キマシテ、日本生
絲ノ缺點ハ屢々海外需要地ヨリシテ非難セ
ラル、如ク、寧ろ水分ノ過多ニアラズシテ、
ソレハ或ハ織度ノ不整デアルトカ、類節ノ
過多デアルトカ、即チ品位ニ關スルモノガ
多イノデアリマス、現ニ横濱ニ於ケル所ノ
生絲輸出會ガ、最近配付致シタ所ノ生絲正
量取引ニ就テト云フ此「パンフレット」ノ中
ニ於キマシテモ、明瞭ニ左様ニ記載致シテ
アルコトデアリマス、「正量取引唱導論者
唯一ノ論據ハ本邦生絲品質ノ向上ニ資スト
云フニアリ、然レ共コハ時勢ノ變遷ヲ知ラ
ザルモノニシテ、十數年前、正量取引ノ初
メテ唱エラレシ時ハ、或ハ品質改善ヲ目的
トセシヤモ計ラレザレ共其後年ト共ニ品位
改善研究サレタル結果、今日ニ於テハ各製
絲家共自方ヲ正量以上ニスル目的ニテ、不
自然ナル手段ヲ以テ水分ヲ加量スルガ如キ
モノハ殆ト其跡ヲ絶テ、此方面ヨリノ苦情
ハ漸ク絶エ、今日ノ緊急問題ハ織度ノ平
均、細ムラ、或ハ類節ノ改善等ニアリ」斯
様ニ申述ベラレテ居ルノデアリマス、之ニ
依ッテ顯々マスルナラバ、正量取引ヲ爲セ
バ、取引ノ公正ヲ期スルコトガ出來マセ
ウ、併ナガラ品位ノ改善ト云フコトハ到底
期待スルコトハ出來ナイノデアリマス、ソ
レニ付キマシテ政府ハ此正量検査ノ實施ト

○隅田豐吉君登壇
隅田豐吉君登壇
○隅田豐吉君登壇
隅田豐吉君登壇

共ニ、更ニ進シデ品位ノ検査ヲ執行スル所ノ用意アリマセウカ、ドウカ即チ品位ノ検査ヲ爲シマシテ、漸次ソレヲ格附検査ニ及ボスト云フコトノ準備ヲ、農林當局ニ於テ御持ニナルノカドウカ、此點ヲ承テ置キタイノデアリマス、ソレカラ次ニ御問ヲ致シタイノハ、正量取引ヲ爲ス爲ニ、我が生絲貿易界ニ重大ナル影響ヲ及ボスノ虞ナキカドウカ、此點ニ在ルノデアリマス、農林大臣ノ説明セラレタル如ク、今回生絲正量取引ヲ現在開始セラレントスルニ當リマシテ、即チ昨年ノ四月乃至五月頃ヨリ致シマシテ、此問題ニ付テ横濱ニ於ケル所ノ輸出生絲商會ハ、絶對反對ヲ表シタノデアリマス、即チ此所ニアル所ノ「パンフレット」ハ其反對ノ理由ヲ明記致シタモノデアリマスガ、ソレニ依リマスルト、ドウシテモ生絲ノ正量取引ヲスルト云フコトハ、取引ノ圓滑ヲ缺クモノデアアル、即チ從來ヤリ來テ所ノ方法ヲ決シテ差支ナイ、ソレヲ證據立テル爲ニ幾多ノ事例ヲ舉ゲマシテ、而シテ更ニ昨年七月二十八日ト記憶致シテ居リマスルガ、外務省ノ商務書記官ノ紐育ヨリノ報告ニ依リマシテモ、其報告ノ中ニハ明ニ現行ノ取引規定ニ於テモ決シテ差支ナイト云フ報告ヲ致シテ居ルノデアリマス、尙ソレバカリデハナイ、此輸出會ニ於キマシテハ、色々ノ秘密契約ヲ致シマシテ、吾々輸出會ノ目的ニ合致セザル所ノ正量検査ヲラバ、ドウシテモソレニ依テ賣買モ取引モ致サナイ、斯様ナ秘密契約ヲ致シテ居ルノデアアル、ソレバカリデハナイ、現ニ私ノ友人デアアル所ノ、日本生絲株式會社事務取締役——日本生絲株式會社ハ岩崎家が背景トナリテ居ル所ノ會社デアリマス、即チ資本金ガ僅ニ五百万圓デアリマスケレドモ、一年一億五千万圓乃至二億圓ノ輸出ヲ致シ

テ居ル所ノ會社デアリマス、其事務取締役ノ長峰君ガ最近一月二十五日ニ於キマシテ、私ニ對シテ斯様ニ申サレマシタ、此輸出ノ生絲ニ對シテ、今當業者トノ意思ノ疏通モ計ラズ、無暗ニ正量取引ヲスルト云フコトハ策ノ得タルモノデアリナイ、若モ之ヲ強制シテ執行スルト云フコトニナレバ、非常ニ取引ノ圓滑ヲ缺クノミナラズ、取引ノ少額ヲ來シ、隨テ我が生絲貿易ニ重大ナル蹉跌ヲ來ス虞ガナイトハ云ヘナイ、故ニ本年ノ新滿當時ニ於テ爾ヲ仕入レルニ於テハ、宜シク十分ナル注意ヲ致サネバナラヌト云フコトノ好意的ノ注意ヲ致サレタノデアリマス、是ハ決シテ私捏造シタノデアリマセヌ、若シ御疑アレバ、電話ヲ掛ケテ御尋ニナツタナラバ直ニ明瞭ニナリマス、斯様ナ次第デアリマシテ、此問題ヲ強行スルナラバ必ズ重大ナル結果ヲ來スト云フ證明ヲセラレテ居ルノデアリマス、而モ現内閣ハ是等ニ對シテ何等ノ考慮ヲ煩サズシテ、之ヲ強行スル所ノ意見デアリマセウカドウカ、之ヲ先ヅ以テ承テ置キタイノデアリマス、ソレカラ更ニ御問ヲ致シタイコトハ、此重大ナル取引ノ更新デアリマス、重大ナル生絲貿易ノ取引ノ改新デアリマスガ、ソレニ付キマシテ、吾々ノ考フル所ニ依リマスルト、寧ろ是ハ一箇年位ノ準備期間ヲ置イテモ宜シイト思フノデアリマスルガ、現ニ「メートル」法ノ實施ニ付キマシテモ、是ハ商工業者ノ取引ニ重大ナル關係ヲ有シマスルガ爲ニ、其取引ニ付キマシテハ、五箇年ト云フ準備期間ヲ置イタモノデアリマス、之ニ鑑ミマシテ、此重大ナル所ノ取引ノ關係ニ付テハ相當ノ準備期間ヲ置ク必要アリト思フガ、政府ハ左様ニ考ヘナイカドウカ、此點モ承テ置キタイノデアリマス、ソレカラ更ニ承テ置キタイノハ、此輸出

生絲ノ検査ヲスルニ當リマシテ、從來ソレハ任意検査デアリマシタケレドモ、總テ検査ハ無料デアッタノデアリマス、現行生絲検査法ノ第二條ノ但書ニハ「検査料ヲ徵セズ」ト斯様ニ載テ居ルノデアリマスルガ、今回提出ノ法律案ヲ見マスト云フト、但書ハ削除セラレテ居ルノデアリマス、政府ハ任意検査ノ時代ニ於テ手数料ヲ徵收セバ、然ルニ検査ヲ強制シ、違反スル者ニ對シテハ相當ノ罰ヲ加フル條項ヲ設ケマシテ、而モ其手数料ヲ徵收スルト云フコトハ、甚ダ不條理ノモノト信ズル次第デアリマスガ、政府ハ之ニ對シテ如何ナル理由ニ依テ検査料ヲ徵收スルコトニ相成ルノデアリマスカ、此點ヲ承テ置キタイノデアリマス、ソレカラ今早速農林大臣ノ御説明中ニモ、當業者ノ諒解ト云フ御話ガアリマシタ、此當業者ノ諒解ト云フコトハ如何ナルコトニ解シテ宜シイデアリマセウカ、當業者ノ諒解ナラ言葉ハ之ヲ生絲ノ正量検査手数料ト云フコトニ解シテ宜シイデアリマスカ、此事ニ付キマシテハ私ハ些末ナ點デアリマスルガ、此壇上ヨリ政府ニ對シテ誤リヲ正シテ置キタイト思フ次第デアリマス、政府ハ此取引ニ付テ正量検査ヲ強制スル、ソレニ對シテ當業者ノ希望ヲ容レタノデアアル、更ニ其費用トシテ要スルモノニ對シテ検査料ヲ徵收シテ充ル、是モ亦當業者ノ諒解ヲ得テ居ルト斯様ニ御話ニナルノデアアルカ知リマセヌガ、是ハ大ナル相違ガアルノデアリマス、現ニ去ル十五日、保險協會ニ於テノ生絲業者ノ大會ニ於キマシテ、此問題ハ端ナク紛擾ヲ來シタノデアリマス、ソレハ斯ウ云フコトデアリマス、即チ吾々生絲業者ハ大會ヲ開キマシテ、其席上ニ於テ強制検査ヲ爲スニ拘ラズ、手数料ヲ徵收スルト云フコトハ極メテ不合理デアアル、其意味ニ於テ之ニ

對シテ政府ノ考慮ヲ求メルベク集會ヲ致シタ場合ニ於キマシテ、生絲検査所長芳賀某氏ハ一個人ノ資格ヲ以テ其大會ニ臨マレマシテ、其生絲正量取引ニ至ルマデノ經過ヲ述ベラレマシタ、其中ニ手数料ノ問題ハ是ハ當業者トノ諒解ヲ得テ居ルノデアアル、而モ蠶絲同業組合中央會、三部會ノ決議ヲ經テ居ルノデアアルト、斯様ナ陳述ヲ致シタノデアリマス、是ニ於テ生絲業者大會ハ紛擾ヲ來シマシタ、芳賀検査所長ノ言明セラルル所ニ依レバ、此生絲正量取引ニ關スル検査ノ手数料ハ、之ヲ當業者ガ負擔スベク三部會ニ於テ決議ヲ致シテ居ルト云フガ、左部會ニ於テ決議ヲ致シテ居ルト云フガ、左部會ニ於テ決議ヲ致シタ所、左様ナ事實ガ無カッタノデアリマス、ソレガ爲ニ再開後ノ大會ニ於キマシテ、其三部會ノ決議デナカッタ——蠶絲同業組合中央會ノ決議デナカッタト云フコトノ聲明ヲ致シタ次第デアリマス、然ルニ農林當局ノ言フ所ニ依レバ、此點ニ付テハ確ニ諒解ガアッタノデアアルト、今尙ホ聲明致シテ居ルノデアリマス、果シテ然ラバ是ハ公式ニ蠶絲同業組合中央會ニ諮問シタ事實ガアルノデアリマスカドウカ、此點モ併セテ承テ置キタイノデアリマス、尙ホ幾多ノ質問ガアリマスケレドモ、是ハ委員會ニ譲リマシテ、以上列舉致シマシタ十數點ニ對シテ、農林當局ノ深切ナル御答辯ヲ要求シテ降壇スル者デアリマス

(國務大臣早速數語ヲ登壇)

○國務大臣(早速數語) 只今ノ御尋ニ御答ヲ致シマス、先日來本會議若クハ豫算會議等ニ於テ御尋ヲ受ケタ問題ト、餘程重複ヲ致シテ居ル點モ往々ゴザイマスルカラ、成ベク私ハ簡單ニ御答ヲスルコトニ致シタイト思テ居リマス、第一ノ御尋ハ蠶絲業

ノ根本策ヲドウ考ヘテ居ルカト云フコトデ
アリマス、根本策ト云フ御尋ノ意味が多少
不明瞭ナ點モアルノデアリマスケレドモ、
政府ガ蠶絲業ニ對シテ内憂外患ノ裡ニ立
テドウ云フ風ニ指導シテ行クカト云フ御言
葉ガアツタノデアリマス、内憂外患ト云フ
御言葉ハ恐ラクハ人造絹絲、或ハ支那ノ蠶
絲アタリノ色ニ壓迫ヲ受ケテ居ル今日ノ實
情デハナイカト云フコトヲ意味スルノデア
ラウト思ヒマス、是ハ先日モ私が申シタノ
デアリマスガ、人造絹絲ニ付テハ固ヨリ樂
觀スベキモノデハナイガ、併シ私ハ必シモ
悲觀スベキモノデモナイ、相當ノ注意ヲ拂
テ蠶絲業ノ改善策ヲ行フテ行クバ、之ニ對
抗スルコトハ出來得ナイコトデナイト云フ
コトヲ御答致シタノデアリマス、無論良キ
品ヲ拵ヘテ之ヲ安ク海外ニ賣テ行クト云
フコトガ、蠶絲業ヲ發達セシムル上ニ於テ
ノ大ナル問題デアリマスカラ、成ベク品質
ノ改良ヲ圖リ、同時ニ生産費ヲ安クシテ、
品物ガ多ク海外ニ賣レテ行クコトヲ圖ラナ
ケレバナラス、即チ人造絹絲ニ對抗スルニ
モ、支那ノ蠶絲ニ對抗スルニモ、免ニ角品
質ノ改善ト云フコトハ大ナル問題デアラネ
バナラヌノデアリマス、ソレデアリマスガ
ラ當局トシテハ第一ニ其事ニ注意ヲ拂テ
居ルノデアリマス、良品販賣主義ヲ行ク、
是ハ我が蠶絲業ノ根本策トシテ考ヘナケレ
バナラヌ點デアリマス、前ノ當局者時代カ
ラ行ハレテ居ル所ノ養蠶、製絲業ニ關スル
共同施設ト云フコトハ、即チ是カラ起テ
居ルノデアアル、現内閣モ養蠶業ニ關スル共
同施設ト云フコトニ付テハ、十分努力ヲ致シ
テ居リマス、現ニ農村振興費トシテ共同蠶
倉庫ノ經營デアルトカ、或ハ乾繭裝置ノ助
成デアルトカ云フコトニ努メテ居ルガ如キ
ハ、御問ニナク、隅田君モ能ク御承知ノ通

リデアリマス、隨テ繭ノ改良ヲ圖ルトカ、
製絲ノ方法ニ付テ十分研究ヲ遂ゲテ改良ヲ
スルト云フヤウナコトノ如キハ、之ニ件
テ政府ノ施設シテ居ル事項ノ主ナルモノデ
アリマス、此等ノ事ハ現ニ政府ガ提出ヲ致
シテ居リマスル豫算ノ體系ニ付テ御考下
スツテモ、私ハ大體政府ノ方針ガ何所ニ在
ルト云フコトハ御認メ下サルコトガ出來ル
デアラウト思ヒマス、政府ハ固ヨリ此蠶絲
業ニ重キヲ置イテ居リマス、唯、毎度申シ
マス通りニ、此蠶絲業ノ改良發達ヲ圖ルト云
フコトニ付テモ、是ハ獨リ政府ノ爲ス所ノ
ミデ、満足ニ此蠶絲業ノ發展ヲ圖ルト云フ
コトガ出來ベキモノデハナイ、當業者即
チ國民ノ方デモ十分ニ此改良發展ト云フコ
トニハ努力ヲシナケレバナラヌト云フコト
ハ無論デアリマスカラシテ、私ハ政府ト致
シテ何處マデモ此蠶絲業ノ改良發達ト云フ
コトニハ助長ノ手ヲ弛メナイト同時ニ、國
民ノ方デモ奮發ヲシテ、官民一致シテ此事
業ノ隆興ヲ圖ルト云フコトニ力ヲ致シタイ
ト考ヘテ居ルノデアリマス(拍手)是ハ恐ラ
クハ次ノ問ヲ起サル、所ノ前提トシテ御尋
ニナクデアアラウト思フノデアリマス、
次ニ御尋ニナリマシタノハ蠶絲局ノ問題デ
アツタ、此事モ前日既ニ御尋ガアツテ、私カ
ラ御答ヲシタコトガアツタノデアリマス、
數回御答ヲ致シタノデアリマス、私共モ此
蠶絲局ノ設置ヲ希望致ス、希望致スケレド
モ、財政上ノ都合其他ニ於テ今此蠶絲局ノ
設置ガ行ハレナイト云フノガ現在ノ事實デ
アリマス、私ハ之ニ對シテ前日モ御答シマ
シタ、蠶絲局ノ設置ハ、固ヨリ吾々ハ之ヲ
希望スルケレドモ、實際今日是ガ行ハレナ
カッタト致シテモ、私ハ蠶絲業ノ發展ヲ圖
ル點ニ於テノ責任ヲ取ル上ニ於テハ、蠶絲
局ノ設置ノ有ルト無イトニ拘ラズ、十分ノ

責任ヲ盡スト云フ覺悟ヲ持ッテ居リマス、
斯様ニ御答ヲ致シタノデアリマス、將來好
キ機會ニ於テ、此蠶絲局ノ設置ヲ見ルコト
ニナレバ、寔ニ御同慶ノ至リデアリマス
ガ、今日蠶絲局ヲ設置スルコトハ出來ナイ
事情ニ在ルカラシテ、設置ノ有ルト無イト
ニ拘ラズ、私ハ十分ノ責任ヲ以テ此蠶絲界
ノ爲ニ努力ヲ致シタイト考ヘテ居リマス、
次ガ金融ノ問題ニ付テノ御尋デアツタノデ
アリマス、勿論總テノ事業ニ付テ金融ノ
問題ハ伴フノデアリマスカラシテ、獨リ蠶
絲業ノミニ於テ特ニ金融ノ問題ヲ考ヘナ
ケレバナラヌト云フ譯ニモ參ラヌノデア
リマス、ガ併シ是ハ即チ前ニ申ス通り
共同施設ヲヤツテ居ル、繭ノ倉庫ヲ設ケル、
或ハ色々組合等ノ組織ニ於テ協同ノ施設ヲ
ヤツテ居ルト云フコトハ、是ハ養蠶業其他製
絲業ニ對スル相當ノ金融ノ途ヲ開イテ居ル
所以ナノデアリマス、更ニ製絲家ト、貿易
業者トノ間ニ於キマシテハ、私ガ申スマデ
モナク、爲替銀行ガ今日相當ニ此貿易業者
ニ對シテ努力ヲ致シテ居ルト云フコトハ御
承知ノ事實デアリマス、是等ノ點ハ矢張政
府ノ施設ノミデ行ケルノデアリナイ、當業者
ガ信用ヲ重シ、其金融機關ヲ利用スルコ
トニ相成リマスレバ、製絲業者モ、或ハ輸
出業者モ、或ハ養蠶業者モ、相當ニ金融ノ
途ニ於テ便利ヲ得ルト云フコトハ出來得ル
ノデアアル、私ハ此點ニ關シテハ將來ニ對シ
テモ相當ニ力ヲ致サナケレバナラヌト考ヘ
テ居ルノデアリマスガ、現ニ今度ノ生絲檢
査所ノ擴張ニ伴ヒマシテ、横濱ニ生絲ノ倉
庫ヲ設ケルコトニナク、テ居ルコトノ如キモ、
是ハ即チ御承知ノ如ク矢張一般ノ蠶絲業者
ニ對シテ、金融ノ便ヲ與ヘルト云フ點ニ對
シテハ、非常ナカニナルコト、私ハ信ジテ
居ルノデアリマス、是ハ總體ニ付テ隅田

君ノ御尋デアツタノデアリマス、大體私ハ御
答ヲ致シテ置イタノデアリマス、ソレカラ
其次ガ検査法、今回提出致シタ検査法ニ關
係ノアル點ノ御尋デアリマス、是モ簡單ニ
御答致シマスガ、第一ハ正量検査ヲヤツテ
モ品位検査ヲヤラナケレバ效能ガ無イデハ
ナイカ、斯ウ云フ意味ノ御尋デアツタト思
ヒマス、是ハ御御御允デ、私モ矢張左様ニ
考ヘテ居リマス、品位ノ検査ヲシナケレバ
唯、正量検査ノミデハ生絲ノ聲價ヲ高メ、
生絲ノ信用ヲ高メル上ニ於テ不十分デア
ルコトハ無論デアリマス、此故ニ今日現ニ生
絲検査所ニ於キマシテハ、品質ノ検査ト云
フコトヲ行フテ居ルノデアリマス、併シ是ハ
將來十分ニ擴張シテ、此品質ノ検査ニ付テ
ハ、尙ホ此以上ニ手ヲ延スト云フ計畫ハ立
テ居ルノデス、又格附ト云フ點ニ於キマシ
テモ、今頃ニ調査ヲ進メテ居ルノデアリマ
スカラ、他日格附ノ實行ト云フコトモ出來
得ルコト、私ハ確信ヲ致シテ居ルノデアリ
マス、正量ノ検査ハ、一向品位ノ改良ニハナ
ラヌデハナイカト云フコトヲ附ケテ御述ニ
ナクデアリマスガ、是ハ前刻モ申シタノ
デアリマス、水分ノ検査ヲシテ成ベク水分
ヲ少クスルト云フコトハ、成ベク水分ヲ少
クスルト云フ習慣ヲ作ルコトニナル、水分
ヲ少クシテ之ヲ取引スルコトニナレバ、是
ハ其點ニ於テ既ニ品位ノ向上ヲ圖ル所以デ
アルト私ハ信ジマス、殊ニ水分ノ多イモノ
ハ、貯藏シテ置イテモ、動モスレバ品質ヲ
損傷スル虞ガアリマスカラシテ、正量ノ檢
査ト云フコトハ、正シク品位ノ向上ヲ意味
スルト云フコトハ御諒解下サルコトガ出來ル
思フ、其次ニハ生絲貿易界ニ大ナル影響ヲ及
ボシヤシナイカト云フ御説デアアル、其趣意
ハ輸出商ハ反對ヲスル、現在ノ取引デモ差
支ナイト言フテ居ル、此法律ヲ施行スレバ、

生絲貿易界ニ大ナル影響ヲ及ボスノデアラウト云フ御推測デアアルノデアリマスガ、私ハ隅田君ノヤウニハ考ヘテ居ラヌノデアリマス、現在此正量ノ取引ト云フコトニ付キマシテハ、或ハ輸出商ノ一部ニ於テハ、多少之ヲ喜バナイ者ガアルカモ知レマセヌ、併シ是ハ僅ニ一部ノ者ニ止マルト私ハ存ジマス、大體ニ於テ我國ノ生絲貿易ノ發達ヲ圖ル者ガ、正量ノ取引ヲスルコトニ反對ガアルベキ筈ハナイ、私ハ今其理由ハ此席デハ申述ベマセヌ、何レ委員會等デ詳シク申述ハ積リデアリマスガ、要スルニ正量取引ハ海外ニ對スル我ガ生絲ノ信用ヲ高メル所以ニ外ナラナイ、而シテ品位ノ向上ヲ圖ルト云フコトハ之ニ伴フノゴザイマスカラシテ、當業者ノ間ニ正量取引ヲ行フコトニ付テ反對ノアルベキ筈ハナイト思フ、唯、一部ニ於キマシテハ、己ノ利害關係カラシテ、或ハ之ヲ善バナイ者ガアルカハ知レナイガ、是ガ爲ニ貿易界ニ大影響ヲ及ボスト云フヤウナコトハ斷ジテ私ハ無イト信ジマス、ソレカラ其次ハ、斯ウ云フコトヲ實行スルニ付テハ多少ノ猶豫期間ヲ置ク必要ガアルカト思フガドウカト云フ御尋、是ハ此法律ヲ實行スルノハ勅令ヲ以テ施行ノ日ヲ定メル積リデアアルカラシテ、之ヲ何時ヨリ實施スルカト云フコトハ、何レ研究ノ上決定ヲスル積リデアアルノデアリマス、ソレカラ其次ガ検査ノ手数料ニ關シテノ御尋デアリマス、検査ノ手数料ヲ課スト云フコトハ、大變ナ問題デアアルカノ如クニ隅田君ハ御述ニナクヤウデアリマスケレドモ、私ハ此手数料ヲ取ルト云フコトハ、ヤマデ重大ナ問題トハ考ヘテ居リマセヌ、此検査ヲ實行スルト云フコトニ付テ關係者カラ僅ノ手数料ヲ取ルト云フコトハ、何ガ感イカト斯様ニ私ハ御尋シテ見タイ位デア

ル(金ト致シマシテハ極メテ僅デアラテ、之ヲ國民カラ取ルト云フコトニナレバ、或ハ反對ガアルデアラウ、事業ヲシテ行ク上ニ於テ其費用ヲ直接ノ關係者カラ取ルト云フコトハ當リ前ノ話デナイカ、私ハ此生絲貿易ノ盛ナル今日ニ於テ、益、此貿易ヲ盛ニシヤウト望ム所ノ此計畫ニ對シテハ、當業者ガ若干ノ手数料ヲ拂フト云フコトハ、決シテハ其當業者ニ對スル打擊ニモ何ニモナラナイ、當リ前ノコトデアラウト考ヘテ居ルノデアリマス、之ニ對シテ若シ異議ガアルト致シマスルモ、私ハ是ハ唯、矢張少數ノ者ノ異議ニ止ラテ、多數ノ者ハ決シテ之ニ異議ヲ容ル、ノ餘地ハ無イト斯様ニ考ヘテ居ルノデアリマス、大體ハ是デ御答ガ濟ンダラウト思フノデアリマス、若シ落チタ所ガアリマスレバ尙ホ重ネテ御尋ニ依ッテ御答致シテモ宜イ

○隅田豐吉君 簡單デスカラ當席カラ御許シテ願ヒマス

○副議長(小泉又次郎君) 許可致シマス

○隅田豐吉君 只今農林大臣ノ懇々御答辯ヲ拜聽致シマシタコトヲ感謝致シマス、併ナガラ農林大臣ノ御答辯中ニ、最初ノ本員ノ質問ト最後ノ検査料ニ對スル答辯ト之ヲ綜合致シテ見マスルト、非常ニ矛盾ヲ致シテ居ルノデアリマス、又検査ノ手数料ハ僅デアアルカラ當業者ガ出シテモ宜イ、併シ從來自由検査ノ時代ニ於テ手数料ヲ徴收シナカッタモノヲ、只今農林大臣ノ答辯ニハソレハ當業者トシテ僅ノ者ガ反對スルデアラウト云フガ、農林大臣モ御承知デアリマセウ、去ル十五日生命保險協會ニ於ケル大會ノ模様ヲ——全國ノ主ナル所ノ製絲家ガ皆集テ居ルノデアリマス、而シテ此検査料ヲ取ラナイヤウニ懇願ヲ致シテ居ル次第デアアルノデアリマス、デソレ等ノ點ニ付キマシテ

ハ、何レ委員會ニ於テ詳細御質問致ス次第デアリマスガ、唯、一言申上テ置キタイコトハ、農林大臣ノ只今ノ御答辯中ニ、輸出會ノ反對ヲシテ居ルノハ、ソレハ輸出商ノ僅ナ者ダケデアアルト云フ御話ガアリマシタガ左様デアリマセヌ、横濱生絲輸出會ハ三井物産株式會社、日本生絲株式會社、原輸出部——ト云フヤウナ有力ナル會社ガ輸出會ヲ組織致シテ居ルノデアラテ、現在我ガ横濱及神戸ヨリ輸出スル所ノ生絲ノ約八割以上ヲ取扱ッテ居ルノデアリマス、殆ド八割以上ヲ取扱ッテ居ル所ノ此輸出會ニ於テ相團結シテ、而シテ「パンフレット」ヲ配付シマシテ、之ニ絶對反對ヲ致シテ居ルノデアリマス、現ニ其輸出會ハ秘密契約ヲ致シテ——取引ヲシナクッタナラバ決シテ賣買ヲシナイ、斯様ナコトヲ言ッテ居ルノデアリマス、而シテ此實施期ハ本年ノ八月デハアリマセヌカ、八月ト云ハハ新絲ノ出盛リノ時デアリマセウ、其時ニ於キマシテ(低聲聽取スル能ハズ)：致シマシタナラバ此生絲貿易ニ重大ナル阻碍ヲ來スモノト謂ハザルヲ得ナイノデアリマス、私ハ是ガ故ニ「メートル」法實施ノ如ク此生絲正量取引ニ付テ少クトモ……(低聲聽取スル能ハズ)位ノ猶豫ヲ置イテハドウカト云フコトヲ好意的ニ農林當局ニ警告ヲ致シテ居ル次第デアアルノデアリマス、其他ノコトハ委員會ニ於テ答辯ヲ要求致シマセウ、只今ノ農林大臣ノ答辯ノ本員、質問ニ當ッテ居ラナイト云フコトヲ、此ニ告白ヲ致シテ置キマス

(國務大臣早速整爾君登壇)

○國務大臣(早速整爾君) 検査手数料ノ事ニ付テ重ネテ御意見ヲ御述ニナクッタノデアリマス、輸出商ノ一部ノ者ニ手数料ヲ課サレルトカ、正量取引ヲヤルト云フコトニ付テ異議ノアル者ガアルデアリマセウケレド

モ、私ハ全體ガ左様デハナイト信ズル、而シテ日本全國ノ製絲家ノ利害ハドウデアリマセウカ、私ハ製絲家トシテ此正量取引ニ反對スル者ガアルト御述ニナルノハ、事實ガ間違ッテ居ハシナイカト思フ、製絲家トシテハ非常ナ利益ニナルベキ筈ノ此施設デアルカラシテ、之ニ對シテ製絲家全體ナドハ喜ンデ此案ヲ迎ヘナケレバナラヌト私ハ信ジテ居ルノデアリマス、尙ホ十五日ノ會云ノコトハ私ノ存ジナイ所デアラテ、其會ノ内容ガ如何デアラカト云フコトハ、今私ハ之ヲ穿察スル必要モ何モナイノデアリマス、輸出商ノ中デモ強テ此案ニ反對スル人ガアルトスレバ、私ハ進ンデ其誤解ヲ解キタイト考ヘテ居ルノデアリマス

(加藤知正君登壇)

○加藤知正君 私ハ暫時席ヲ離レテ居リマシタ爲ニ、同僚ノ隅田君ガドウ云フ質問ヲセラレタカト云フコトヲ能ク存ジマセヌ爲ニ、或ハ重複スルヤウナ點ヲ御尋申上ダルカモ知レマセヌガ、農林大臣ハ其御積リデ明快ナル御答辯ヲ賜リタイコトヲ希望致シテ置キマス、此生絲ノ正量取引ト云フコトハ、是ハ今言フ迄モナク生絲ヲ無水分ニ乾燥致シマシテ、其時ノ目力ニ一割一分ヲ加ヘタモノデアリマシテ、之ヲ正量ト稱ヘテ居ル、是ハ西曆千八百四十一年ニ佛蘭西ノ里昂ニ於テ製絲家ト學者トガ相集、テ、サウシテ生絲ノ水分ハ此位ガ適當デアラウト云フ所カラ之ヲ協定致シタノガ、抑、生絲ノ正量取引ノ起リデアアルノデアアル、是ハ萬國ガ之ヲ公認シテ居ル、併ナガラ——併ナガラ此生絲ノ正量取引ヲヤッテ居ル所ハ僅ニ歐羅巴ノ一部デアアル、此世界ノ生絲ノ産額中、僅ニ一割何分サヘ産シテ居ラヌ所ノ歐羅巴ニ於テ、此正量取引ナルモノハ行ハルルニ過ギナイ、現ニ隣ノ支那ニ於キマ

シテモ正量取引ハヤテ居ラナイ、世界産額ノ七割餘ヲ占ムル所ノ我國ニ於テモ、未ダ會テ正量取引ハシテ居ラヌノデアル、故ニ生絲輸出業者ノ意見ト致シテハ從來ノ此生絲取引ノ方法ガ何ノ不足ガアルカ、何モ歐羅巴デ正量取引ヲヤテ居ルカラ、我ガ日本ガ之ヲ眞似ヲセンケレバナラヌト云フ必要ガ何所ニアル、強テ之ヲ眞似センケレバナラヌト云フコトハ甚ダ其意ヲ得ヌコトデアール、殊ニ今日ニ於テハ製絲家モ非常ナル所ノ進歩ヲ致シテ、正量ノ上ニ故ラニ水分ヲ加ヘテ之ヲ販賣スルト云フヤウナリ生絲市場ニ出ヌヤウナ左様ナ横著ヲ極メ込ム所ノ製絲家ハ只ノ一人モナイノダ、今日ニ於テハ正量取引ヨリモ寧ロ生絲ノ織度ノ平均トカ、或ハ細ムラトカ、類節等ノ改善ガ我ガ蠶絲業界ノ急務デアアルノデアル、其急務ナルモノヲ差指イテ、今俄ニヤラヌデモ宜イ所ノ正量取引ヲヤラナケレバナラヌト云フコトハ何事デアアル、斯様ナ意見スラ唱ヘテ居ル者ガアルノデアル(「評判ガ悪い」ト呼フ者アリ)如何ニ評判ガ悪クテモ構ハヌ、吾々ハ帝國ノ大生産業タル所ノ生絲ノ爲ニハ、一身ヲ投棄テ、ヤラナケレバナラヌ、諸君ガ如何ニ反對シヤウトモ、彌次ラウトモ、僕ノ言ハントスル所ハ何所マデモ言ハヌ中ハ此壇上ハ降ラヌノダ(此時發言スル者多シ)

○副議長(小泉又次郎君) 靜肅ニ願ヒマス
○加藤知正君(續) 政府當局ハ此點ニ於テ如何ナル所ノ御考ヲ御持チニナルカ、只今全國ニ於テ各製絲業者ハ一人モ此正量取引ニ反對スル者ハ無イト仰シヤッタケレドモ、現ニ我ガ生絲ノ死命ヲ持テ居ル所ノ横濱ノ生絲輸出業者ハ、之ニ反對ノ意見ヲ表明シテ居ルデアアリマセヌカ、貴方ハ輸出業者ノ一部デアアルト仰シヤルケレドモ、サウ

デハアリマセヌ、現ニ前ノ隅田君ノ所サレタ所ノ「パンフレット」ニ生絲輸出業者ノ全部ガ著名致シテ居ルデアアリマセヌカ、尙ホ私ガ御尋致シタイノハ、此正量検査ヲオヤリナサルニ付アハ幾多ノ曲折ガアルノデアリマス、決シテ單純ニ今日ニ及ンダノデアリナイ、輸出業者ハ專ラ之ニ反對シタノデアール、所ガ其輸出業者ノ反對致シタノヲソレヲ撤回致シテ、免モ角モ之ニ賛成ヲシヤウト致シタノハ、政府案其モノニ直グニ賛成ヲシヤウト致シタノデアリナイノデアール、詰リ正量検査ハ生絲検査所ニ於テ之ヲ行フ、減量検査ハ輸出業者ノ倉庫ノ中ニ於テ之ヲ行フ、而モ其減量検査ナルモノハ賣買兩業者ノ立會デ之ヲ検査スルト云フ所ニ於テ、初ア妥協ガ成立タラノデアリマス、初テ此正量取引ト云フコトニ對シテ輸出業者ガ之ニ賛成ヲ致シタノデアリマス、然ルニ政府ハ強壓手段ニ出テ、サウシテ何所マデモソレハサセルコトハ出來ナイ、減量検査モ正量検査モ、生絲検査所ニ於テ之ヲ行ハナケレバナラナイ、前等ガ如何ニ之ニ反對致シテモ、何所マデモ是ハ政府ノ權威ヲ以テ之ヲ實行スルト云フ強壓手段ニ出テ、無理ヤリニ之ヲ押付ケタガ爲ニ、輸出業者ハ仕方ガナイ、政府ガ左様ナ決意ヲ以テヤラレル以上ハ、已ムヲ得ヌカラ吾々ハソレニ應ズルト云フコトニナッタノデアール、是ガ干渉デナクテ何デアアルカ、人權ヲ重ンズル所ノ現内閣ガ、斯様ナ干渉ヲ致シテ居ルノデアール(此時發言スル者多シ)

○副議長(小泉又次郎君) 靜肅ニ願ヒマス
○加藤知正君(續) 斯様ニ強壓のニ之ヲ實行セシムルヤウニシテ、サウシテ其検査手数料ヲ取ルトハ何事デゴザイマスカ、當業者ノ方カラシテ希望ヲ致シテ検査ヲ致シテ居リナガラ、其検査ハ從來一文モ之ヲ徴收シタコトハナイノデアール、然ルニ飽迄モ之ニ反對致シテ居ル者ノアルニモ拘ラズ、無理ヤリニ之ヲ押付ケテ置イテ、サウシテ強制的ニ之ヲ實行シヤウト致シテ居リナガラ、其検査ノ手数料ヲ取ルトハ何事デアアル、而モ其検査手数料ナルモノハ僅デアアルカラ、決シテ當業者ノ苦痛ハ何デモナイト云フコトヲ言ハレタ、是ハ飛ンデモナイ話デアール、私ハ其數字ヲ甚ニ列舉致シマセウ、其検査手数料ナルモノハ四十万榻ト致シマスカラバ、ドノ位ノ費用ガ掛リマスカ現在ニ於キマシテ八十斤ニ於テ十圓五十錢ノ検査手数料ヲ取ルト云フコトニナッタ居ル、是ガ四十万榻ノ上ニ於キマシテハ四十万以上ノ手数料ヲ取レルノデアール、四十万以上ノ手数料デアール、單ニ是ノミナラバ宜イノデス、私ハ此數字ニ付テ御問申シタイノハ、此四十万以上ノ手数料ハ製絲家カラ取ル積リデアールカ、或ハ輸出業者カラ取ル積リデアールカ、如何ナル當業者カラ之ヲ徴收セラレル御考デアアルカ、之ヲ伺ヒタイ、尙ホ此手数料ノ外ニ今度ハ輸出業者ノ方ガ無理ヤリニ押付ケラレタカラソレハ已ムヲ得ナイ、所ガソレニ付テハ輸出業者ノ方デハ今度ハ從來貫々料トシテ取テ來タモノ以外ニ、今度ハ荷造等ノ費用ト致シテ、一榻ニ付テ一圓宛ノ手数料ヲ貰ヒタト云フコトヲ要求シテ居ルノデアリマス(「止メ給ヘ」ト呼フ者アリ)生絹ヲ止メタラ君方ハ首ヲ縊ラナケレバナラヌ、詰リ正量検査ヲバ無理ヤリニ之ヲヤラスト云フコトノ結果ハ、横濱ノ輸出業者ハ保管料ト致シマシテ一榻ニ付テ一圓宛要求スル、ソレカラ尙ホ見本用トシテ拜見後千斤ニ付テ十圓ヲ取ルコトニナッタ居リマスカ、其十圓ヲモ輸出業者ハ自分ノ方ヘ貰ヒタイト云フコトヲ言出シテ居ル、又品質検査供試送ニ此見本生絲ハ、無

圓、金利ノ損失ガ四十四万四千圓、合計三百五十二万二千圓ト云フ數ニナル、之ヲ前ノモノト合算致シマスルト云フト、總計ニ於テ約千五十四万圓カラノ損失ニナルト云フコトヲ輸出業者ハ甚ニ印刷物ニ致シテ吾々ノ手許へ配布シテ居ルノデアル、是ダケノ多大ノ損失ヲ生ズルノヲ、之ヲ何ト御覽ニナルカ、政府當局ハ若シ是ダケノ損失ヲ生ゼヌト云フコトナラバ、數字ヲ以テ之ヲ否定セラルル所ノ理由ヲ明ニシテ貰ヒタイノデアル(拍手)唯、徒ニ正量取引ニスレバ是ガ直グニ日本ノ利益ニナルトカ、當業者ノ利益ニナルトカ云フノミノ御考デハイケマセヌ、ソレダケノ御説明デハ吾々ハ満足スルコトハ出来ナイノデアル、正量取引ヲ實行セラルル以上ニ於キマシテハ、十分確乎タル所ノ理由ガナケレバナラヌト吾々ハ信ズルノデアル、其點ニ於テ十分吾々當業者ノ満足ノ行クヤウニ御説明アラシコトヲ希望致シマス(拍手)

〔國務大臣早速整衛君登壇〕

○國務大臣(早速整衛君) 御答ヲ致シマス、加藤君ハ詰リ正量取引ニ反對ノ御意見ヲ御持ニナシテ居ルガ爲ニ、免角正量取引ハイカスト云フコトヲ御申述ニナシテ居ルノデアリマス、私ハ前刻カラ申シマス如ク、免角正量取引ヲ行フト云フコトニ依リテ、日本ノ蠶絲業ニ對シテ利益ヲ與ヘルト云フコトヲ疑ハナイ、此事ニ付テ尙ホ私ハ一言申シテ置キタイト思フノデアリマスガ、歐羅巴ニ正量取引ガ行ハレルカラトテ、其眞似ヲスル必要ハナイト云フ御話デアリマスケレドモ、必ズシモ眞似ヲスルト云フ意味デハナイ、唯、併シ日本ノ生絲ハ海外ニ於テ消費セラレテ居ルノデアリマスカラ、其點ハ考ヘナケレバナラヌ、海外市場ノ情況ハ考ヘナケレバナラヌ、正量取引ト云フモ

ノハ全ク世界のデアリマセンカ、ソレ故ニ詰リ正量取引ヲ行フト云フコトハ、要スルニ矢張日本ノ生絲ノ售價ヲ海外ニ向上セシムル所以ニナルト云フコトダケハ私ハ之ヲ疑ハナイ、日本ノ生絲ハ段々品質ハ向上シテ來テ居リマス、ケレドモ愈々水分ヲ混ゼテ之ヲ輸出スルト云フコトニナレバ、何トナク日本ノ生絲ハ品質ガ惡イガ如ク思ハレテ居ル、ソレヲ此正量取引ニ代ヘルト云フコトニナレバ、如何ニモ日本ノ生絲ノ品質ノ向上ト云フコトヲ海外ニ知ラシムルト云フ點ニ於テハ大ナル利益ガアルデアリマセヌカ、ソレカラ事實前刻申シマシタ通りニ、水分ヲ低減スルト云フコトニナシテ參ルノデアリマスカラ、勢ヒ品質ヲ向上セシムルト云フコト、品質ヲ改良スルト云フコトガ、其實績ヲ示スコトガ出來ルト云フコトモ疑フ容レマセヌ、ソレデアルカフ、其點ニ於テ取引ノ公正固潛ヲ圖ルコトガ出來ルト云フコトモ、是ハ疑フ容レナイノデアリマスカラ、私ハ此正量取引ト云フコトハ生絲業ノ將來ノ發展ヲ圖ル上ニ於テ、洵ニ利益ノアル、少シモ損失ヲ感ジナイ一ツノ計畫デアルト信ズルノデアリマス、唯、加藤君ノ今御述ニナリマシタノハ、輸出兩ガ計算ヲシテ、是レ々々ノ損失ガアルカラシテ、一千万圓以上ノ損害ヲ被ルコトニナルト云フヤウナ數字ヲ擧ゲテ御述デアッタノデアリマスガ、私ハ此輸出商ガ掲ゲタル數字ニ付テハ全部ヲ信用スル譯ニ行カナイノデアリマス、何レハ委員會等ニ於テ其數字ニ付テハ十分私共ノ所信ヲ申上ゲル機會ガアラウト思ヒマスガ、加藤君ノ今御述ニナリマシタ數字、即チ日本ノ貿易上是ダケノ損ガアルト仰シヤッタ所ノ此數字ハ、私ハ其全部ヲ信ズル譯ニ參ラヌノデアリマス、又當業者ガ反對スル、政府ハソレニ對シテ

非常ニ壓迫ヲ試ミタ、干涉ヲ試ミタナド、云フ御説ヲ御述ニナシタノデアリマスケレドモ、是ハ事實ガ間違テ居ル、政府ハ決シテ當業者ニ對シテ干涉壓迫ヲ試ミタル覺エハナイノデアリマス、唯、輸出業者ト製絲業者ノ間ニ意見ヲ異ニシタノガアッタト云フコトハ事實デアリマス、其中間ニ立テ調和ヲ圖ル、即チ蠶絲業同業中央會ト云フモノガ、其中間ニ立テ、調和ヲ圖ラタト云フ事實ハアルノデアリマス、其中央會ノ意見ニ依リテ、私共ノ當局者トシテノ意見ヲ述ベタト云フコトハ事實アルニ相違ナイノデアリマスケレドモ、要スルニソレハ彼等當業者ノ調和ヲ圖ルト云フ手段ニ外ナラナカタクノデアラテ、決シテ之ニ向テ壓迫ヲ加ヘ断ジテ無イノデアリマス、私ハ此手數料ヲ取ルト云フコトハ、蓋シ今日ニ於テハ已ムヲ待ナイト考ヘテ居ル、加藤君ノ御述ニナシタノハ、從來ハ任意ニ検査ヲシテ居リタノデアルケレドモ、検査料ヲ取ラナカッタ、今度ハ強制検査ヲスルノニ検査料ヲ取ルノハ間違テ居ルデヤナイカト云フ御尋デアリマスガ、從來ノ例ハ今日ノ例トハナラズ、洵ニ生絲業ノ幼稚ナル場合、頗ル幼稚デアラテ、殆下引張テ行カナケレバナラヌト云フ程幼稚デアラタ場合ニ於テハ、ソレハ検査料ヲ取ルナント云フコトハ、其當時デハ出來得ナカッタ事情ガアリマス、故ニ今日マデハ此検査料ヲ取ラナカッタ、當業者ヲ苦メナカッタ、併シ今日ノ如ク蠶絲業ガ發達ヲシテ參シタ場合ニ於テハ、若干ノ手數料ヲ取ルト云フコトハ、私ハ當業者ニ對シテ左マデノ苦痛ヲ與ヘルコトハナイト信ジテ居ルノデアリマス、非常ニ検査料ガ高イ、検査料モ随分重イ負擔ニナルト云フヤウニ御述ニナリマシタケレドモ、今日貿易ノ品ト

致シマシテハ、輸出ノ羽ニ重アタリノ検査料、是モ強制検査デヤッタ居ル、此検査料ト云フモノハ千分ノ一、五ニ當リテ居リマス、今回實行セントスル生絲ノ正量検査料ハ一万分ノ五デアアル、輸出ノ羽ニ重ノ検査料ナドニ較ベレバ、殆下較ベ物ニナラヌ程是ハ安イノデアアル、貿易ト云フコトヲ離レテ、内地ノ生産ニ付テ強制検査ヲ行、テ居ル品物ヲ數ヘテ見テモ、或ハ府縣デ行、テ居ル米ノ強制検査ヲヤッタ居ル検査料ト云フモノハ千分ノ五ニ一、小麥ニ於テモ千分ノ七、四五、斯ウ云フヤウナ手數料ヲ徵收致シテ居ルト云フ例ガアルノデアリマスカラ、サウ云フモノニ比スレバ今日ノ隆々トシテ進シテ居ル所ノ養蠶製絲業ト云フモノニ對シテ、僅ニ一分ノ五位ノ手數料ヲ徵收スルト云フコトハ、決シテ高イモノデハナイト私ハ信ジテ居ルノデアリマス、尙ホ色々御述ニナシタ點ハアリマスケレドモ、是ハ委員會等デ詳シク申上ゲルコトニシテ、私ハ大體是ダケヲ御答致シテ置キマス(拍手)、

〔加藤知正君登壇〕

○加藤知正君 農林大臣ハ私が正量検査ヲスルニ反對ヲスルト云フ御言葉デアッタケレドモ、私ハ反對シマセヌ、唯、斯ウ云フ反對意見ガアルガ、之ニ就テノ御考ハドウデアルカト云フコトヲ御尋申上ゲタノデアアル、又今日ノ手數料ナルモノガ僅デアアル、隆々ト進歩シテ居ル所ノ蠶絲業ニ於テ是バカリノモノガ何デアアルカト仰シヤルケレドモ、要スルニ此検査手數料ト云ヒ、又此輸出業者ガ製絲家ニ要求スル所ノ、此五百六十万圓カラノ費用ト云ヒ、結局及ボス所ハ、是ハ養蠶家ガ負擔シナケレバナラヌト云フコトヲ貴方ハ御認メニナリマセヌカ(此方ヲ向イテヤレ)ト呼フ者アリ)宜シイ、何所ヲ向イテモヤラウ、此六百万圓前後ノ費

用ト云フモノハ、結局ハ製絲家デナクシテ、及ボス所ハ養蠶家ガ負擔センケレバナラヌ、其養蠶家ナル者ハ中産以上ノ者ガ蠶ヲ飼フノデナイ、中産以下ノ者ガ蠶ヲ飼フノデアル、サウ云フヤウナ所ニ是等ノ負擔ヲ轉嫁セシメテ、ソレデモ何等ノ苦痛ガナイト仰シヤルカドウカ、社會政策ト云フコトヲヤカマシク言ヒナガラ、是ハバカリノ費用ガ何デアルカトハ何デアル（此時發言スル者多シ）

○副議長（小泉又次郎君） 靜ニ願ヒマス

○加藤知正君（續） 序ニ御伺致シマスガ、今日此正量検査ヲ御ヤリニナルハ宜イガ、品位検査ヲヤラナケレバ實際ノ效果ハナイノデアル、品位検査ハ何時之ヲオヤリニナルノデアリマスカ是ハ生絲検査所ノ内部ノ設備ガ整テカラ後ニヤルト仰シヤルカ知レマセヌガ、然ラバ此正量検査ナルモノハ、其時始メテヤテ宜イノデアリマセヌカ、是ハ内地ノミニ止メル御考デアルカ、外國マデモ此正量検査ノ效果ヲ及ボス積リデアルカドウカ、若シ是ガ外國マデ及ボス御考デアリマスナラバ、品位検査ト正量検査トガ相伴ハナケレバ、何等ノ效果ハナイノデアリ、其點ニ於テ矢張御考ヲ御持テナイノデアリマスカ、之ヲ一ツ御伺ヲ申上ゲタイノデアリマス、尙ホ此輸出業者ノ舉ゲタル數字ハ、是ハ全部承認スルコトガ出來ナイト仰シヤル、之ヲ否定スル所ノ御理由ガアリマスナラバ、此席上ニ於テ承ハラウトハ存ジマセヌ、希クハ委員會ノ席上ニ於テ十分之ニ對スル所ノ數字ヲ御示シアランコトヲ希望シテ置キマス、尙ホ私ハ十分反駁致シタイ點モアリマスケレドモ、大分諸君モ倦怠ヲ來シテ居ルヤウデアリマスカラ、是デ御遠慮申上ゲテ置キマス

○國務大臣（早速整爾君） 簡單ニ御答致シマスガ、矢張検査料ニ付テノ負擔ハ、一般ノ養蠶家ニ來ルト云フコトナラバ、是ハ社會政策ニ反スルト云フ意味ノ御説デアッタ、養蠶家ニ假ニ行クト致シマシテモ、私ハ之ヲ當業者ニ拂ハサズニ、此經費ヲ一般ノ國民ニ課スルト云フコトハ、尙ホ社會政策ニ反シハシナイカト思ヒマス、元來此生絲ノ検査ハ、事實ニ於テ行ハナケレバナラヌ、國家ガ經費ヲ使フノデアリマス、此經費ノ（此時發言スル者多シ）

○副議長（小泉又次郎君） 靜ニ願ヒマス

○國務大臣（早速整爾君） 其經費ノ幾分ヲ手數料ニ於テ支拂フ、私ハ之ヲ全體ノ國民ニ課スト云フヨリモ、當業者ガ負擔スルト云フ方ガ當然デアルト考ヘテ居リマス、尙ホ品位検査ノコトニ付テ御尋ガアリマシタ、是ハ私ガ先刻申シタ通り、私トシテモ同感デアアル、品位検査ハ現ニ行テ居リマスケレドモ、段々此歩ヲ進メテ、格附ノ實行ヲスルト云フマデニ至ラシメルト云フ積リデアリマシテ、此検査所ノ仕事トシテハ、其計畫ハ立テ居ルノデアリマスガ、但シ品位検査ガ十分ニ行ハレ、格附ガ十分ニ行ハレナケレバ、正量検査ハ無益デアルト云フ御説ニハ私ハ服スル譯ニイカヌ、格附ヲシナクテモ正量ノ取引ヲスルト云フコトハ、矢張海外貿易ノ發展ヲ圖ル上ニ於テハ、ソレダケノ利益アリト私ハ信ズルノデアリマス、ソレカラ之ヲ海外ニ及ボスカドウカト云フ御尋デアリマスガ、是ハ無論論次此準備ノ出來ルヲ俟テ、之ヲ海外ノ取引ニモ及ボサナケレバナラヌト云フ考ヲ持テ居ルノデアリマス

○加藤知正君、簡單デアリマスカラ此處デ——私ハ正量検査ヲ……（此時發言スル者多シ）

○副議長（小泉又次郎君） 暫ク御靜ニ願ヒマス

○加藤知正君（續） 無益デアルトハ申シマセヌ、若シ無益デアルト云フ言葉ガアッタトスルナラバ、ソレハ取消シテ置キマス、唯、正量検査ト品位検査トガ相伴フニアラズンバ、眞ノ目的ヲ達スルコトガ出來ナイト云フ意味ガ中上ゲタト云フコトヲ御諒解ヲ願ヒマス、ソレデ序ニ申上ゲテ置キマスガ、先刻岡田君ノ質問ニ對シテ、當業者ガ反對シテ居ラヌト云フコトヲ言ハレテ居ル、所ガ僅ナ手數料デアルカラ何ノソノト云フ意味ガアリマシタガ、現ニ此十五日ニ於テ、全國ノ製絲業者ガ大會ヲ開イテ、若シ此手數料ヲ飽迄徴收スルト云フナラバ、吾々ハ此正量検査ヲヤテ貰ハナクテモ宜イト云フマデニ意氣込シテ居ルデアリマセヌカ、ソレ等ノ點ヲ十分ニ御含ミアツテ、之ニ對スル十分ニ委員會ノ席上ニ於テ明言アラシコトヲ望シテ置キマス

〔森田金藏君登壇〕

○森田金藏君 大變時間ガ迫リマシテ、諸君ハ御迷惑デアラウト存ジマスガ、重大ナ問題デアリマスカラ、暫ク御清聴ヲ願ヒタイト思ヒマス、私ハ今提出ニナツタ輸出生絲検査法ニ付テダケデアリマス、外ノコトハ御尋致サナイ、ソレニ付テ一ツ二ツ三ツ極ク簡單ニ御尋スルノデ、其御尋スル要旨ハ、今農林大臣ガ御述ニナツタ、駁々トシテ發達シタ此生絲業ノ其問題ニ付テ、日本ノ輸出大宗デアル生絲ハ、經濟上ノ見地カラ云テモ、産業ノ見地カラ云テモ、重大ナル輸出品デアルコトハ申スマデモナイノデアリマス、所ガ今農林大臣ノ言ハレタ、駁々トシテ進歩シタ其産業ハ、日本ノ何レノ處ガ進歩シテ居ルカト云フコトガ大切ナ問題デアアル、嘗テハ生絲ト云フモノハ信州

カラ起ツテ、所謂信州一番トマデ言ツテ、海外ニ於テモ一等品ト云ハバ信州一番ト言ツテ居ッタ、然ルニ今日ハ位置ガ轉倒シテ、關西ノ優等品ヲ以テ海外ニ於ケル日本生絲ノ最上位トシテ品位ヲ定メラル、位ナコトニナツタ、而シテ關西ニ於ケル生絲産業ノ發達ハ、最近十年間ニ於テ非常ニ發達シテ居ル、關西ト關東トヲ較ベテ見ルナラバ、關西ハ優ニ半額ノ產額ヲ出スノデ、關東ニ於テハ四割五分デアリマス、關東關東ガ五割五分、關西ハ四割五分、生絲ニ於テモ矢張量ハサウデアアルケレドモ、價格ニ於テハ優等品ヲ出スカラ、關西ノ生絲ハ優ニ、八億萬圓出レバ、四億萬圓ハ關西ノ生絲ガ之ヲ占領シテ居ルト云ツテモ宜イノデアアル、斯ノ如キ狀況デアリマスカラ、此検査ヲスルト云フコトニ於キマシテハ、國家産業、國家經濟ノ上カラ重大ナル關係ガアルノデアリマス、然ルニ此一條ヲ讀ミマス「生絲ハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ正量ニ付」此所ガ大事デアリマス「國ノ生絲検査所ノ検査ヲ受ケタルモノニ非サレハ之ヲ輸出スルコトヲ得ス」ト書イテアル、是ハ此案ガ出テ骨子デアリマセウ、無論國ノ検査ヲ要シナケレバ出サナイト云フコトガ、此案ノ骨子デアアル、然ラバ此國ノ検査所ナルモノハ何處ニ置クノデアアル、是ガ私ノ聽キタイ問題デアアル、此所デハ何所ニモ書イテナイ、國ノ検査所ナルモノハ、今日ハ此案ノ出ルマデハ、國ノ検査所ハ即チ自由検査所デアツテ、品位ノ検査所デアツモノガ横濱ニ一ツアル、是モ歴史ノニ考ヘルナラバ、明治二十八年ニ關西ト關東ニ在ッタノデアアル、横濱ト神戸ニ在ッタノデアリマス、然ルニ其當時ノ關西ノ機業ガ發達進歩シナカッタ、即チ農林大臣ノ所謂隆々タル進歩ガ關西ニナカッタ爲ニ、明治三十四年ニ其

神戶ニ在リテ所ノ検査所ガ一ツニナリ、所
 於今日ハドウデアアルカト言ヘバ、量ノ上ニ
 於テモ、既ニ今申上ダタ如ク半額デアアル、
 而シテ十三年度——十二年ノ十月以降十三
 年、十四年ト漸次ニ今神戶港ニ於テ生絲輸
 出ヲシテ居ルノデアアル(ヒヤ)而シテ昨
 年ノ如キハ八億ノ生絲ノ輸出ノ中其四分ノ
 一、二億圓ハ神戶デ輸出シテ居ルノデアアリ
 マシテ、又段々此關西ノ輸出ト云フモノハ
 神戶港ニ寄リテ來ルコトハ明カナ事實デア
 アル(拍手)或ハ關東カラモ今來ツ、アルノデ
 アル、サウ云フ譯デアリマスカラ、此検査
 所ヲ一ツノ港ニ置クト云フヤウナコトハ決
 シテナカラウト思フノデアアル、ケレドモ此
 所ニ明ニ書イテ居ル、國ノ生絲検査所ノ檢
 査ヲ受クル生絲検査所ト云フモノハ、農林
 大臣ハ此重要ナル輸出港ニ、必要ニ應ジテ
 國ノ検査所ヲ二ツ御置キニナル御考デアアル
 カドウカト云フコトヲ明ニシテ置キタイト
 考ヘルノデアリマス、ソレガ一ツデアアリマ
 ス、其次ニ第二ニハ「主務大臣必要アリト
 認ムルトキハ公共團體ノ設クル生絲検査所
 ヲシテ前項ノ検査ヲ爲サシムルコトヲ得」
 トアル、是ハ併シ斯ウ云フ主務大臣必要ト
 認ムルトキト云フ、其主務大臣ガ更ニタト
 キニ必要ナシト云フト、ドウ云フコトニナ
 ルカ分ラナイ、ソレダ公共團體ノ設ケテ居
 ル生絲検査所ト云フモノハ何レノ所ニ在ル
 カ(心配シナサルナ)ト呼フ者アリ)イヤイ
 ヤ心配デヤナイ、是ハ明カニシテ置カナケ
 レバナラヌ、今在ル所ノ公共團體ト既ニ政
 府ガ御出シニナリタ案ニ書イテアル、公共
 團體ノ検査所ハ今何レニ在ルカ、多分私ノ
 想像スル所デアハ神戶市ガ設置シテ居ル彼ノ
 検査所ヲ御指シニナリテ居ルノデアナイカ
 ト思フ、若シ果シテサウデアアルナラバ、此
 所ニハ必ズ神戶ニ在ル、即チ神戶市ガシテ

居ル検査所ハ、現大臣ハ之ヲ認メテ彼處ニ
 検査ヲサセルト云フコトヲ、此議場ニ於テ
 明言シテ置イテ戴キタイ、何故ナラバ、是
 ハ關西ニ於ケル生絲産業ノ上ニ、國家經濟
 ノ上ニ、非常ナ關係ノアル大問題デアアル
 デアル(拍手)ヒヤ)二故ニ此事ハ明ニシ
 テ置カナケレバナラヌト思フ、ソレカラモ
 ウ一ツ極ク簡單デアリマス、第三ニ「第三
 條主務大臣特別ノ事情ニ依リ前二條ノ規定
 ヲ適用スル必要ナシト認ムル場合ハ命令ヲ
 以テ其ノ適用ヲ除外スルコトヲ得」是ハ何
 ヲ意味シテ居ルノデアリマスカ、私之ヲ想
 像スルノニ、是ハ多分目下非常ニ進歩シタ
 生絲業者、即チ例ヲ以テ言フナラバ、關西ニ
 於ケル彼ノ郡ニ製絲ノ如キ、或ハ信州デハ
 丹倉製絲ノ如キ、サウ云フ大キナ製絲家ト
 シテ世界ノ市場ニ非常ナ信用ヲ以テ彼等ガ
 造リテ出ス所ノ其生絲ヲ、到ル所ノ其織屋
 ノ手許ニ至ルマデ責任ヲ持ツガ爲ニ、即チ
 其製造場デ造リテ其儘自家検査ニ依リテ、
 自家保證ニ依リテ即チ洋俵ヲシテ出ス所ノ
 特別ナル進歩シタル製造會社ヲ是ハ御指シ
 ニナリテ居ルモノデアアルカドウカ、是モ明
 ニシテ置ク必要ガアルト思フ、此第三條ハ
 其意味ニ付テ御認メニナリタカ、斯ウ云フ
 事ヲ農林大臣ニ伺ヒテ置キタイト思フ、私
 ノ御尋シタ事ハ甚ダ簡單明瞭デアリマス
 ガ、併シ國家經濟ニ——關西ノ蠶絲業ニ偉
 大ナル關係ノアルト云フコトヲ御承知ヲ願
 ヒタイ

○副議長(小泉又次郎君) 早速農林大臣
 (國務大臣早速整衛君登壇)
 ○國務大臣(早速整衛君) 簡單ニ森田君ニ
 御答致シマス、國ノ生絲検査所ハ何處ニ在
 ルノカ、斯ウ云フ風ノ御尋デアリマスガ、
 是ハ前刻モ私が此案ノ説明ヲ致スノニ申シ
 マシタ如ク、現ニ生絲検査所ノ工事ヲ進メツ
 シアル、是ハ横濱ニ在ルノガ即チソレデア
 リマシテ、此數年來大分ノ金ヲ掛ケテ工事
 ヲ進メテ、是ガ來年度ノ中ニ其工事ガ成ラ
 ントシテ居ル、此成ラントシテ居ル工
 ハ何ノ爲デアアルカト云フト、即チ此検査
 法ニ依リテ正量検査ヲヤル爲ニ、此工事ノ擴
 張ヲ爲シツ、アルノデアリマス、ソレデア
 ルカラ此工事ガ擴張セラレバ、此横濱ノ
 生絲検査所ニ於テハ、必ズ正量検査ヲヤラ
 ナケレバナラヌト云フ行掛リニナリテ居ル
 ノデアアル、ソレカラ第二ニ御尋ノ公共團體
 ニ置イテアル生絲検査所ノ其設備ヲ認メテ
 ヤラスト云フヤウナモノハ、一體何處ニ在
 ルノカト云フ御尋ニ付テハ、是ハ御説ヲ通
 リデアリマス、神戶ニ於テハ生絲検査所ヲ
 設ケテ、現ニ公共團體ノ設備ニ依リテ此檢
 査ヲ實行シテ居ル、又生絲ノ正量検査ヲ行
 フト云フコトニ付キマシテハ、神戶市ニ於
 テモ、其正量検査ヲ行フニ付テ設備ニ著
 手ヲ致シテ居ルト云フヤウナ事ニナリテ居
 ルノデアリマス、斯ウ云フヤウナ立派ナ設
 備ヲ生絲ノ検査ヲ行フト云フモノニ對シテ
 ハ、政府ハ寧ろ之ヲ監督シテ、而シテ此正
 量検査ヲ實行セシムルト云フ積リデ居ルノ
 デアリマス、ソレカラ第三ニ付テ御尋ハ
 是ハ此特殊ノ蠶業ニ關スル立場、野蠶絲
 アルトカ玉絲デアアルトカ云フヤウナモノ
 ニ付テ、取除ケテ設ケルト云フノガ第一、第
 二ニハ標本トカ見本トカ、或ハ學術研究ノ
 爲ニ、博覽會用ノ爲ニ之ヲ輸出スルトカ云
 フモノニ對シテ、取除ケテ設ケルト云フ考
 デ居ルノデアリマスカラ、前刻御述ニナ
 リタモノハ此例外ノ中ニハ這入リテ居ラヌノ
 デアリマス

○森田金藏君 極ク簡單デアリマスカラモ
 ウ一言ダケ……
 ○副議長(小泉又次郎君) 森田君
 ○森田金藏君 今御述ニナリタ事ハ御深切
 ナ御答辯デアラト思ヒマス、併シ國ノ検査
 所ハ横濱ニ今一ツアルケレドモ、蠶業ガ發
 達シテ行クニ付テハ、將來神戶ニ在ル検査
 所ハ勿論今御認メニナリタコトヲ明言ナサ
 タ、國デ必要ガアレバ之ヲ御置ニナル考ヲ
 御持ニナリテ居ルカ、其事ダケヲ承テ置キ
 マス
 ○副議長(小泉又次郎君) 早速農林大臣
 (國務大臣早速整衛君登壇)
 ○國務大臣(早速整衛君) 現在ノ計畫ニ於
 キマシテハ、此横濱ニ於ケル國ノ生絲検査
 所ヲ以テ、先ツ政府ハ此正量検査其他ヲ行
 テ行ク積リデ居ルノデアリマス
 ○副議長(小泉又次郎君) 本案ニ對スル質
 疑ハ終局致シマシタ、日程第六、右議案ノ
 審査ヲ付託スヘキ委員ノ選舉ヲ議題ト致シ
 マス
 第六 右議案ノ審査ヲ付託スヘキ委員
 ノ選舉
 ○井本常作君 本案ヲ特ニ議長指名二十七
 名ノ委員ニ付託セラレシコトヲ望ミマス
 ○副議長(小泉又次郎君) 井本君ノ動議ニ
 御異議ゴザイマセヌカ
 (異議ナシト呼フ者アリ)
 ○副議長(小泉又次郎君) 異議ナシト認
 メマス、仍チ動議ノ如ク決シマス
 ○井本常作君 殘餘ノ日程ハ延期セラレシ
 コトヲ望ミマス
 ○副議長(小泉又次郎君) 井本君ノ動議ニ
 御異議ゴザイマセヌカ
 (異議ナシト呼フ者アリ)
 ○副議長(小泉又次郎君) 御異議ナシト認
 メマス、仍チ動議ノ如ク決シマス、諮問事
 項デアリマス、第五部選出請願委員佐竹庄
 七君ヨリ常任委員辭任ノ申出ガアリマス、
 許可スルニ御異議ガアリマセヌカ
 (異議ナシト呼フ者アリ)
 ○副議長(小泉又次郎君) 許可致シマス、
 其部ノ諸君ハ速ニ補選選舉ヲ行ヒ、届出ア
 ランコトヲ望ミマス、次回ノ日程ハ公報ヲ
 以テ御通知致シマス、今日ハ是デ散會致シ
 マス
 午後五時五十八分散會